

百舌鳥陵墓参考地 墳丘裾護岸その他整備工事に伴う事前調査

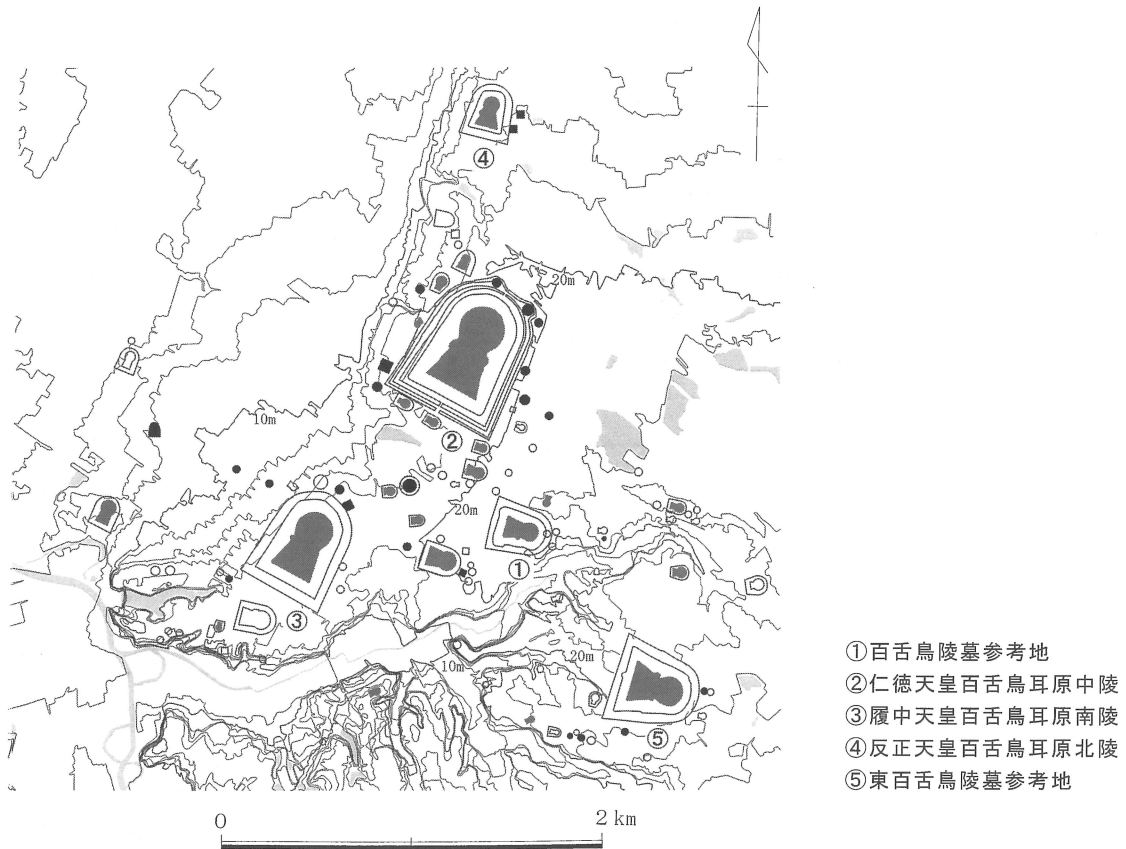
はじめに

(1) 調査に至る経緯と経過

百舌鳥陵墓参考地は、堺市北区百舌鳥本町1丁に所在する前方後円墳であり、百舌鳥古墳群のほぼ中央に位置する。立地としては百舌鳥川の段丘上に位置し、前方部を西に向ける。そのため、仁徳天皇百舌鳥耳原中陵とは直交するような方向に主軸をむけていることとなる（第1図）。墳丘は現状で全長約186mを測り、百舌鳥古墳群内においては第4位の大きさを誇っている。現在は馬蹄形の周濠が1重にめぐっているのみであるが、堺市による調査によって、2重濠の存在が確認されている⁽¹⁾。また、本参考地の陪冢的な位置ある古墳としてカトンボ山古墳と万代山古墳の2基がある。両古墳とも当庁の管理外であり、カトンボ山古墳は昭和24年に調査されたのち消滅している。その際、多量の白玉や石製模造品が出土した⁽²⁾。

本参考地は明治34年12月に応神天皇の初葬地、あるいは仁徳天皇の後妃を葬った場所である可能性によって陵墓参考地に治定されている。墳丘は明治時代の初め頃には官有地となっていたようであるが、江戸時代においては後円部の延長線上にある百舌鳥八幡宮の奥の院が存在したと伝えられている。奥の院の社殿は官有地になった際に取り払われたようであるが、後円部の裾には「延享4年(1747)」の年号が刻まれた石塔の部材が残されている。墳丘上には根回り直径数mもあろうかという楠の大木が数本樹立しており、鬱蒼とした林相を呈している。樹齢数百年を経ていると思われるが、このような樹木が存在することも当参考地が奥の院としての扱いを受けてきたことと関係があるのかも知れない。

なお、後円部頂部と前方部頂部には、主軸から北側にずれたところに高まりが存在していることが陵墓地形図からも読み取れる（前方部は、主軸の南側にもやや低いもの高まりが認められる）。この高まりは現



第1図 百舌鳥陵墓参考地 位置図 (1/40,000)

状では拳大の石が散乱している状況が観察できるだけであり、このような構造が築造当初からのものであるか否かの判断は難しい。主軸から外れた位置にあり、また前方部の北側の高まりはかなり先端に寄っていることから築造当初のものではない可能性が高いと考えている。そうすると本参考地に奥の院が置かれていた時代に何かしらの改変を受けた可能性も考えることはできるが、現在このことを証明する史料は百舌鳥八幡宮にも残されていないようである。よってこの高まりが奥の院としての改変であることは断定できないが、その位置と表面観察の結果から築造当初のものではないように考えていることを記しておきたい。

さて、当参考地の墳丘裾は長年にわたって濠水の波浪による浸食を受けたこともあり、崖状を呈している。よって護岸、もしくは墳丘法面保護工事が必要であると判断した。そのため平成20年度に工事予定区域において遺構・遺物の有無を確認するとともに、第1段目テラスの遺存状況と埴輪列の位置を確かめるための事前調査を実施することとなった。現地の調査は10月8日に開始し、12月26日にすべての作業を終了した。また、調査期間中の11月26日には、陵墓管理委員による現地視察を実施し、護岸及び法面保護工事の工法についての検討を行った。この意見を参考に平成21年度に工法を決定し、整備工事の施工は平成22年度を予定している。

なお、調査の実施にあたっては地元水利組合関係者、ならびに隣接する町会関係者には多くの点でご協力いただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

(2) 同時調査について

今回の事前調査の実施にあたっては、堺市と同時に調査をすることとなったので、その経緯について触れておきたい。

第2図にも示したように、本参考地について当庁が所管する範囲は墳丘部のみであって、現状の濠際と境界の距離は短いところでは1mにも満たないところがある。すなわち調査を実施するためには、当庁の所管外の土地において仮設橋を設置しなければならず、さらには調査の遂行上、管理地外の土地を通行する必要も生じることが予想できた。

そのため調査前年度に堺市教育委員会へ、調査の実施にあたっての諸問題についての協議をもちかけた。そのなかで堺市においても、濠内の考古学的なデータを得るための発掘調査を実施する考えが提示された。その後協議を重ねる中で、同時に調査をすることが地元住民にとっても、また調査の成果を上げるためにも有効であると判断したので、それぞれの所管地に調査区を設けて実施することで意見が一致した。

同時に調査をおこなうメリットとしては、まず第1に濠水の落水が1度で済むことがある。現在濠水は農業用水としてはほとんど使用されていないが、災害時の防火用水としての機能を有している。そのため長期間にわたって落水すること、あるいは濠水の少ない状況が続くことは万が一の場合を考えた時、避けるべきであると判断した。そのため同時に調査をおこなうことによって、落水の回数を減らすことができることは有意義であると判断した。さらに水生生物への影響においても、落水の回数は少ない方が好ましいと考えられた。

第2のメリットとしては、当参考地の考古学的な情報を得るにあたって、それぞれの調査状況を観察できることは非常に有効であると考えた。具体的には現状の埴端は先述したように崖状となっており、本来の墳丘裾は当庁の所管外に伸びていることは容易に予想できるものである。それゆえ堺市の調査区において本来の墳丘裾、あるいは葺石などが検出されれば、当庁の実施する調査成果と併せて本来の墳丘裾の形状が復元でき、その結果どこがどのように浸食し崩落しているのか、あるいはどのような保護工事を実施するのが効率的であるかという点を判断する時に有益な情報が得られることが予測できた。

さらに本参考地に伴う埴輪が当然崩落しているものと考えられ、その破片は当庁の敷地内のみにとどまることはないことが予想された。もちろんそれぞれの調査区内で出土した遺物の法的処理は各々がおこなうものであるが、明らかに同一個体と判断でき、実際に接合する可能性が高い破片についてはそれぞれの調査区域から出土した埴輪片を持ち寄り、接合作業をおこなうことにした。

その結果、後述する冴形・冴形埴輪に接合した破片13点を堺市から受領した。一方、堺市の調査区から

出土した埴輪に接合した破片 61 点は、宮内庁から堺市に譲渡した。このように埴輪が接合できたということは、結果的に埴輪の形状を正確に復元することができ、本参考地の考古学的な調査成果を高めることとなったと言える。

以上のような観点から同時調査を実施することとし、下記の協定書を取り交わしたものである。

百舌鳥陵墓参考地（御廟山古墳）調査に関する協定書

宮内庁（以下「甲」という。）と堺市（以下「乙」という。）は、百舌鳥陵墓参考地（御廟山古墳）において、甲が整備工事を実施するために行う事前調査及び乙が、濠・堤部分において遺構・遺物の確認のために行う調査（両調査を併せ、以下「本調査」という。）を実施する上で必要な事項について、以下のとおり協定を締結する。

【本調査の範囲】

第 1 条 本調査の範囲は、現地における遺構・遺物の確認調査、遺物整理作業等内業調査及び調査記録の保管とする。

2 甲及び乙は、それぞれ刊行する報告書の作成まで、互いに協力するものとする。

【本調査の方法】

第 2 条 甲及び乙は、それぞれが所管する区域について文化財保護法、遺失物法その他関係法令にのっとり調査を実施するものとする。

2 本調査の効率と成果を上げるために、調査区の設定に当たっては甲乙が協議するものとする。

【経費の負担】

第 3 条 本調査に係る経費については、甲が実施する調査に要する経費は甲が負担し、乙が実施する調査に要する経費は乙が負担する。ただし、仮設橋等その他共同で利用するものに要する経費の負担については、甲乙協議するものとする。

【本調査の公開】

第 4 条 甲及び乙は、本調査の状況を公開するため、調査期間中に甲乙それぞれが必要とする見学会等を開催することができるものとし、その実施に当たっては互いに協力するものとする。

2 見学会等の開催日は、甲乙が協議して設定し、広報の方法及び内容についてもあらかじめ協議するものとする。

3 見学会等に要する費用は、その主催者が負担する。

4 見学会等における安全管理等については、その主催者が責任を持って対応する。

【出土品の取扱い】

第 5 条 本調査によって出土した遺物については、甲乙それぞれが法令の定めるところにより措置するものとする。

2 出土品の整理作業については、甲乙それぞれが実施するものとする。

3 整理作業を進めるに当たって互いの協力を必要とするときには、甲乙協議の上協力して実施するものとする。

【本調査記録の保管】

第 6 条 本調査に係る記録のうち、甲の調査に係る記録は甲が、乙の調査に係る記録は乙が保管するものとする。

2 本調査に係る記録については、甲乙それぞれ所要の手続を経た後、互いに使用することができるものとする。

【本調査成果の公表】

第7条 本調査成果の公表については、甲乙それぞれが刊行するものとする。

【その他】

第8条 本協定に定めが無い事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上各自1通を保有する。

平成20年6月3日

甲 東京都千代田区千代田1番1号

宮内庁

書陵部長 鈴木

武印



乙 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

市長 木原敬介

印



なお、調査の報告については宮内庁側の整理作業が先に終了したので、今回発表することとなったものである。

1 トレンチの設定方法と基本的な層序

(1) トレンチの設定 (第2図)

トレンチの配置は第2図に示したように、合計15箇所に設定した。しかし第4トレンチについては、樹木が障害になったことと、土置場の必要から3箇所に分割して設定しており、それぞれ枝番を振って4-1・2・3トレンチと呼称する。また、墳丘の裾は崖状を呈しており、1つのトレンチでも第1段テラスに設けた上部トレンチと、現状の墳丘裾部の下部トレンチに分割して掘削しているトレンチがあるが、この場合は枝番号は振らずに同一のトレンチとして扱っている。

さて、トレンチの設定にあたっては図面上で設定した主軸に沿うように、各境界標石から測量した位置に後円部は第1トレンチ、前方部に第9トレンチを設定した。さらに後円部においては主軸に直交する位置に第3・14トレンチを設け、それぞれの間位置にあたる所(主軸から45度の角度)に第2・13トレンチを設けた。前方部ではくびれ部から前方部角のほぼ中間位置に第7・11トレンチを設け、前方部正面は第9トレンチの両側に第8・10トレンチを設定した。この2つのトレンチについては、第1段テラスと裾の高低差が大きいため墳丘上のみを設定した。

次にくびれ部であるが、第2図でも明らかなように南側には造出があるので、後円部よりも第4トレンチ(3分割)、前方部側に第6トレンチを設けた。そして造出には第5トレンチを設けたが、樹木の影響で幅1mとし、造出上面部分において縦横それぞれ3mの範囲を調査した。続いて北側のくびれ部であるが、現状を確認したところ造出は存在しないと判断できたので、第12・13トレンチの2箇所を設定したものである。

いずれのトレンチも幅2m、長さ10mを基本としながらも、樹木の影響や各トレンチの状況によって拡張、縮小をおこなった。各トレンチの大きさについては、次章以降のそれぞれの記述を参照されたい。

これらのトレンチを設定した目的は、冒頭でも述べたように第1段テラスの位置と高さを知ることであり、それによって埴輪列の遺存状況を確認することである。埴輪列の確認を目的としたことは、後述するように第3トレンチからくびれ部にかけての墳丘法面において埴輪列の露出が見られたことから、その位置を確認

し、墳丘内に遺存しているようであればどのように保護策を講じる必要があるのかという工法上の知見を得るためである。

第1段テラスの状況を確認する目的は、第2図からも現状のテラス面はかなり凹凸が認められ、さらには第2段斜面が短い状況が読み取れる。このような状況が築造当初からの形状を残しているものか、あるいは後世の改変かを確認することによって、現状の法面をどのように保護していく必要があるかを判断できるものと考えたことによる。

よって現状の第1段テラス上に設定したトレンチにおいては、第2段斜面の葺石基底部の確認と埴輪列の位置（有無）を確認することを目的とした。一方現状の墳丘裾部分は、当庁の所管内においてはほぼ地山が露出している状況が窺えたので、当庁のトレンチから延長するように堺市が設定したトレンチの調査結果を参考に整備工事の工法を検討することとした。この堺市のトレンチは、宮内庁が設定したトレンチのすべてについてその延長線上に設定し、宮内庁が設定したトレンチから連続した土層断面図が作成できるように配置している。

（2） 基本的な層序

調査した各トレンチにおける基本的な層序は、次のとおりである。

I層 表土。草根が含まれる現状の表土である。

II層 浚渫土。各所に設定したトレンチのほぼすべてにおいて検出された土層であり、厚いところでは1m以上の堆積が認められた。土色は灰色から暗灰色を示し、土質は粘質土でありブロック状の堆積を示す。この状況からこの土層は濠内堆積土を浚渫し、墳丘上に積み上げた土層であると判断した。この浚渫工事の実施時期は後述するように、本土層からは江戸時代の遺物のみが出土することから、これらの遺物が示す時期である可能性が高いと判断している。

III層 旧表土。黒灰色を呈する砂質土であり、いずれのトレンチでもII層の下にあり、厚さは10数センチである。この状況から浚渫土が盛り上げられるまでの旧表土であると判断した。

IV層 墳丘崩落土。埴輪片と転落した葺石が含まれる土層であるが、検出されないトレンチもある。すなわち、次の墳丘盛土の上に直接旧表土が堆積しているトレンチが認められることから大きな墳丘の崩落はなく、江戸期まで築造当初の墳丘をよく残していたと考えられる。

V層 墳丘盛土。本参考地を構築している盛土である。土色は概ね黄褐色を呈するが、さらに3層に分層できる。(a)とするものは埴輪列を押さえる土層であり、後述するように本参考地の埴輪はたて並べた上で、底部を埋めて樹立している。(b)は葺石を押さえる土層であり、非常によくしまった土層である。(c)はテラス面を整地する土層であり砂礫を含まず緻密な土質であり、いわゆる化粧土として用いられた土層であるが、砂礫を含むやや粗いものもある。これらの細分が明瞭に確認できるトレンチもあるが、多くは一体的な土層として把握される。

なお、墳丘を構築する盛土については第1段テラス面を地山まで断ち割った調査をしていないため、盛土の単位などについては不明である。

VI層 地山。非常によくしまった粘質土であり、淡黄褐色を呈する。

この6層が基本層序となるが、遺構の埋土や濠内の堆積土については各トレンチの報告を参照されたい。

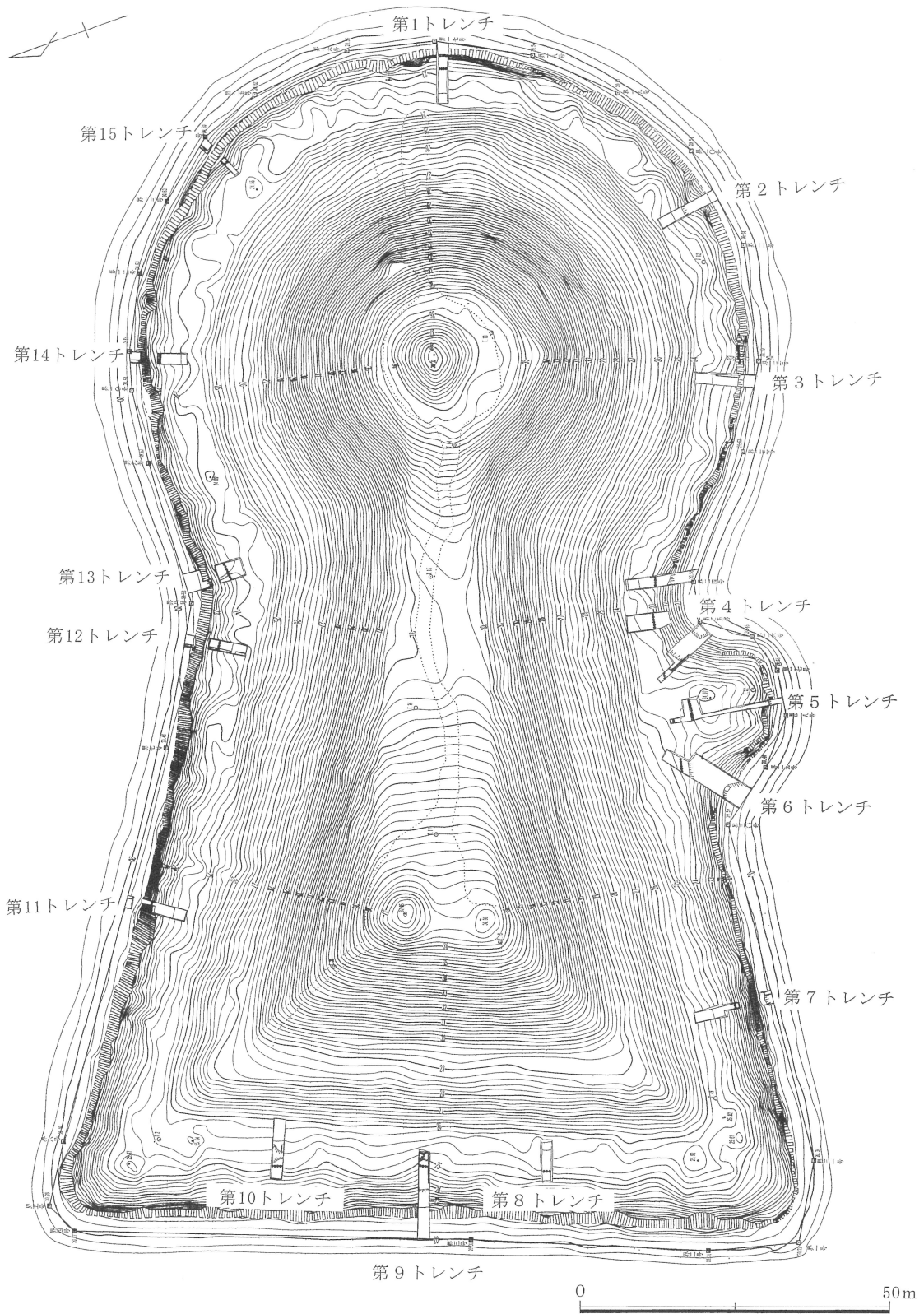
(徳田誠志)

2 各トレンチの概要

以下に、各トレンチの所見を述べる。埴輪列の番号が出てきた場合、埴輪列を濠側から見た時に右から付した番号となる。

(1) 後円部（1・2・3・14・15 トレンチ）

後円部では主軸上の第1トレンチを真ん中として、南側に第2・3トレンチ、北側に第14・15トレンチを配置している。



第2図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ配置図 (1/1000)

第1トレンチ（第3図） 長さ10m、幅2mに設定して掘削をおこなった。そのうち墳丘上では約8mほどの調査区となったが、薄い表土（Ⅰ）の下には1mほどの灰色粘質土（Ⅱ）が堆積していた。この下に旧表土が認められたが、その直下に葺石が検出された。すなわち墳丘崩落土（Ⅳ）は、ほとんど堆積していない状況であった。

葺石はトレンチの奥壁から約2mほどの間に検出されたが、その傾斜角は約20度を測る。図でも明らかに、本参考地の第2段斜面の葺石基底部にはいわゆる基底石（根石）に相当するような石が据えられていないことが特徴と言える。このトレンチにおいても長径20cmほどの石が最大であり、その石でさえ並べられているという状況にはない。斜面部は大半が径10cmほどの石材が使用されており、このトレンチ内では目地と思われるような並び方を示すところはなかった。

この葺石が途切れた地点を第2段斜面の基底部と考えることが妥当であり、その標高は概ね22.3mほどの高さであり、濠へ向かって若干下っていく傾斜を示す。そしてこの基底部から、円筒埴輪の中心点までは約3.8mを測る。そして埴輪の中心から現状の墳丘端部までは約2mを測るが、本来の第1段テラスの幅を知ることはできず、埴輪がテラスのどのあたりに樹立していたかは判断できない。埴輪列は4個体を確認した。

この埴輪列の樹立方法と墳丘盛土の状況を観察するためにテラス部分を幅20cm、深さ40cmほどを断ち割り掘削をして観察した。その結果、埴輪列の前後はⅤa層とした褐色の砂礫土が認められ、この土によって埴輪を押さえ込むようにたて並べたものであると判断した。すなわち埴輪は、底部から第1段突帯やや上あたりまで埋設されていたことになる。埴輪基底面の検出レベルは標高約21.9mである。この埴輪を押さえる土層の上には茶褐色を呈する砂質土があり、これがテラス面の化粧土（Ⅴc）層である。土層断面図からもわかるように、旧表土と考えられる土層（Ⅲ層）直下に葺石と墳丘面が検出されており、江戸時代に厚く浚渫土が盛り上げられるまでは築造当初の状況をよく残していたと言えよう。

現状の墳丘端部から濠裾までは、約1.5mのほぼ垂直に近い崖状になっている。濠側の掘削範囲では薄く堆積した表土の下にすぐ地山が検出され、この部分では葺石など遺構は一切存在しなかった。そして現状の墳丘裾崖面を精査したところ標高約21.4mの高さにおいて地山層と墳丘盛土層を分層することができた。

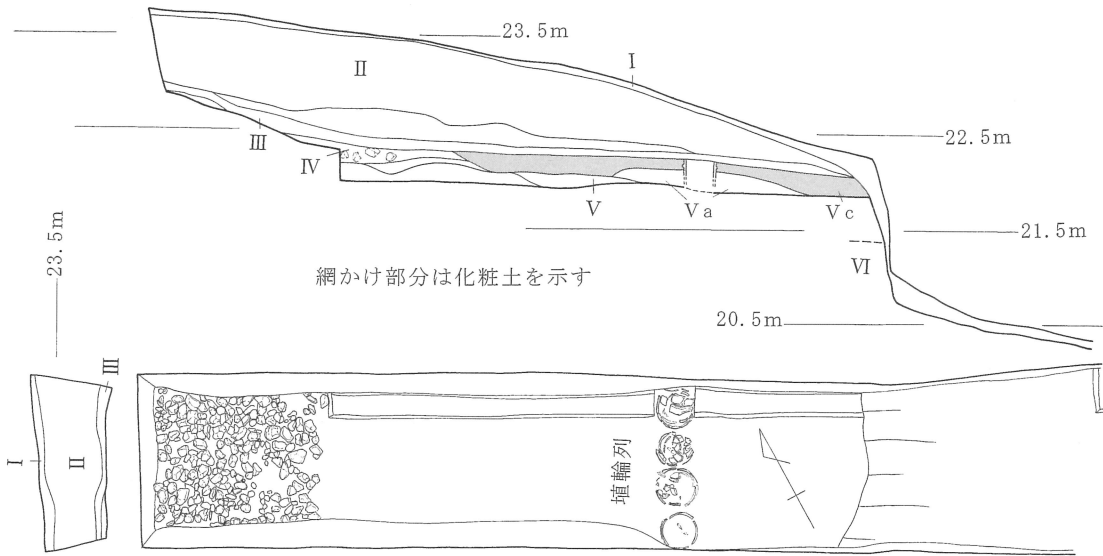
第2トレンチ（第3図） 主軸から南へ45度の角度振った地点に設けたトレンチであり、長さ10m、幅2mを掘削した。基本的な土層は第1トレンチと同様であり、薄い表土の下に最大で1mほどの厚さを測る浚渫土が堆積し、その下に旧表土が検出された。

葺石もトレンチの奥壁から2mほどの範囲にわたって検出され、明瞭な基底石が存在しない点や径10cmほどの石材が使用されているところは第1トレンチと同様である。葺石の角度も20度弱であり、この点も第1トレンチと同じと判断できる。しかし本トレンチの場合では、第1段テラス面と考えられる平坦面は1.5mほどしか残存せず、そこから濠にかけてはなだらかな傾斜で下がっていくため埴輪列は存在していなかった。既に崩落したと判断できる状況であった。テラス面の標高は約22.3mである。このように崩落が進んでいるためか、Ⅳ層とした墳丘崩落土が堆積している状況が確認された。

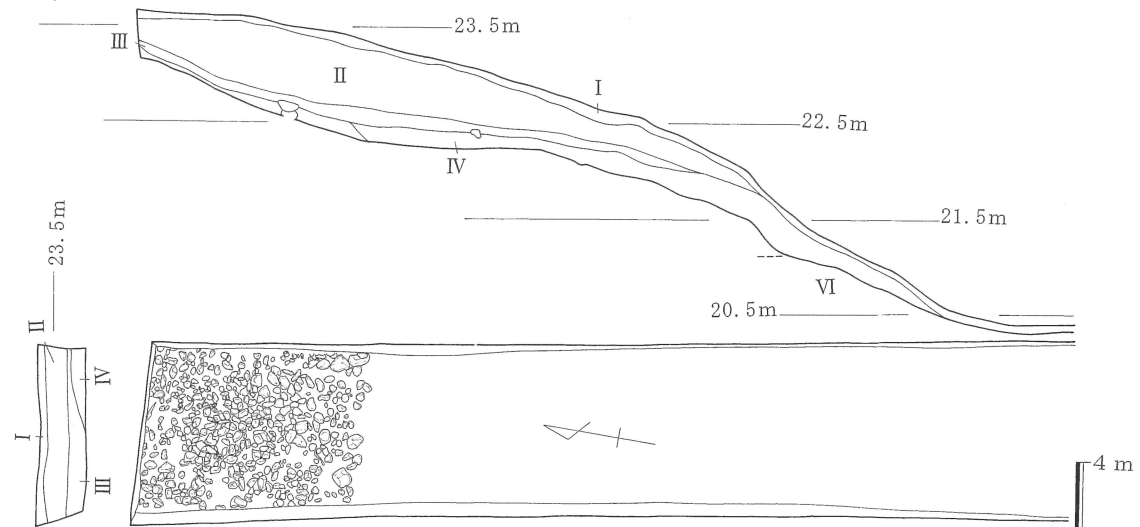
第3トレンチ（第3図） 主軸に直交するトレンチであり、掘削範囲は長さ10m、幅2mである。トレンチ奥壁から3mほどにわたって葺石が検出されているが、その角度は15度ほどであり、第1・2トレンチに比べやや緩やかな傾斜となっている。このトレンチでも基本層序は同様であるが、Ⅱ層とした浚渫土は現在の墳丘端部から6mほどのところまで積み上げられているが、その奥へは及んでいないようである。そのため奥壁の土層では現表土の下に崩落した葺石を含む黒灰色砂質土が堆積しており、江戸期の浚渫土が盛り上げられるまでの旧表土層と判断した。このトレンチでも、埴輪列は既に崩落しており検出されなかった。そのため第1段テラスの墳丘盛土状況を確認するために幅30cm、長さ4mほどについて断ち割り掘削をおこなって観察した。その結果第1トレンチと同様、テラス面を整える化粧土（Ⅴc層）が確認された。テラス面の標高は約22.3mである。

この第3トレンチからくびれ部にかけての墳丘端部において、埴輪列の側面が視認できる状況であった

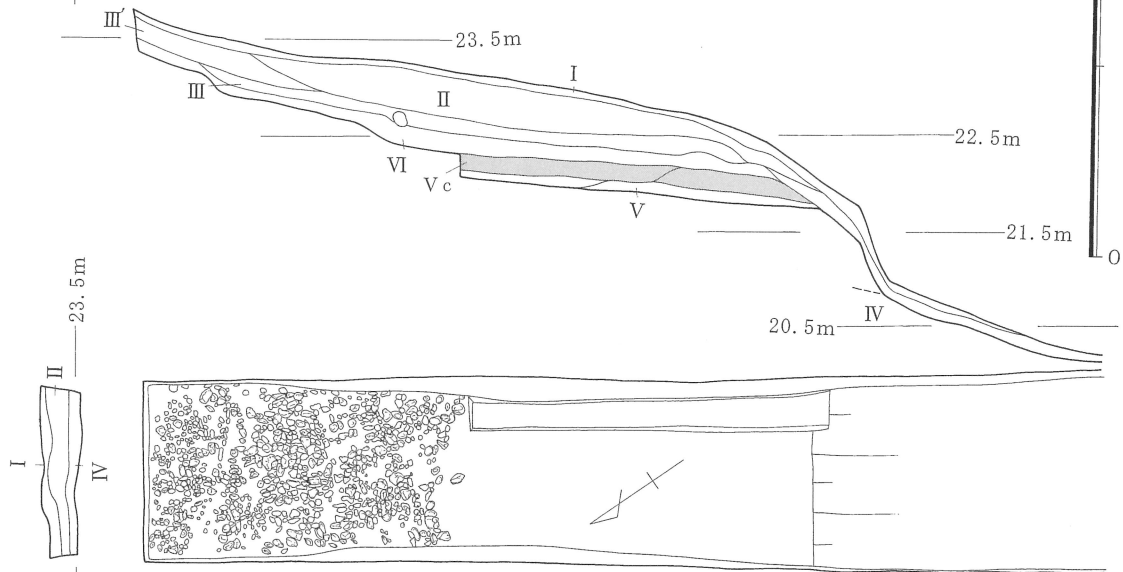
第1トレンチ



第2トレンチ



第3トレンチ



第3図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図(1) (1/80)

(以下、「第3トレンチ東埴輪列」と呼称する。)。この状況は調査と工事のために埴輪に存在する樹木の伐採をおこなった時点で露出していることを確認していたが、今回の調査において正確な位置を測量して取り上げることとした。露出していた状況を精査したところ、8本の埴輪が樹立していることが確認できた。側面からの観察であり、また土層は表面に露出していたために埋設状況を確認することは困難であったが、現状で確認できた埴輪は回収した。

続いて、後円部北側に設置した第14・15トレンチの状況を記述しておく。

第14トレンチ(第4図) 主軸に直交するトレンチであり、第3トレンチの反対側に設けたトレンチである。このトレンチは現状の埴輪端部崖面が3mほどの高低差があるため、上部トレンチと下部トレンチに分けて掘削した。上部トレンチは長さ約4.5m、幅2mであり、下部トレンチは長さ1.5m、幅2mである。

このトレンチの基本土層も、第1トレンチなど後円部に設けた他のトレンチと同様である。すなわち薄い表土の下に1m以上の厚さに浚渫土が堆積しており、その下に旧表土が確認できる。この浚渫土であるがほぼ中央付近において、粘質土のしまり具合によって分層できることから浚渫土を盛り上げる際に若干の時間差があったことも考えられる。

さてこのトレンチでも奥壁から1mほどの範囲に葦石が検出されたが、今回調査したトレンチの中では最も葦石らしい葦石といってよい。それは径20cmほどの石が横に並んだ状態で検出されており、第2段斜面葦石の基底石であると判断した。しかしこの葦石の傾斜角度は10度程度であり、第1・2トレンチの葦石傾斜角からすると半分ほどとなっている。この傾斜角の違いについてはなんとも言えないが、検出された葦石の範囲が長さ1m未満であることを勘案すれば無理に解釈する必要もあるまい。

次に埴輪の第1段テラス面の状況であるが、一部木根あるいは攪乱があったものの埴輪を据えた後の埴輪盛土の状況は第1トレンチと同様である。テラス面の標高は約22.6mである。しかしながらこのトレンチでは埴輪の第2段突帯のやや上まで埋設された状態で樹立していたことになる。この第1段テラスに並べられた埴輪は、基本的に6条7段の埴輪であり、全高は75cmを測る。すなわちこのトレンチに並べられた埴輪は45cmほどしか地表から出ていなかったことになる。埴輪の基底が置かれた高さ(すなわち埴輪盛土によって埴輪を埋設する前)は第14トレンチでは標高約22.1mであり、第1トレンチでは約21.9mであることからそれほど高低差があったとは思われず、そうなる地表に出ている埴輪列の高さが異なることになる。この点はここではこれ以上触れないので、後掲の「円筒埴輪列について」の項を参照されたい。なお、葦石基底石から埴輪列の中心までの距離は3.2mほどである。

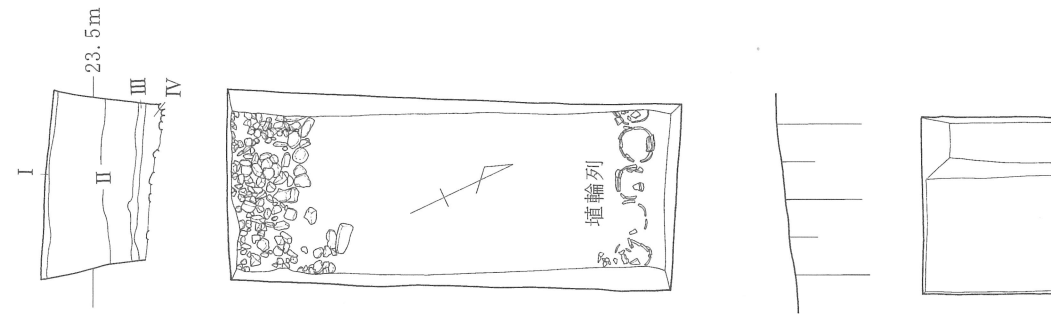
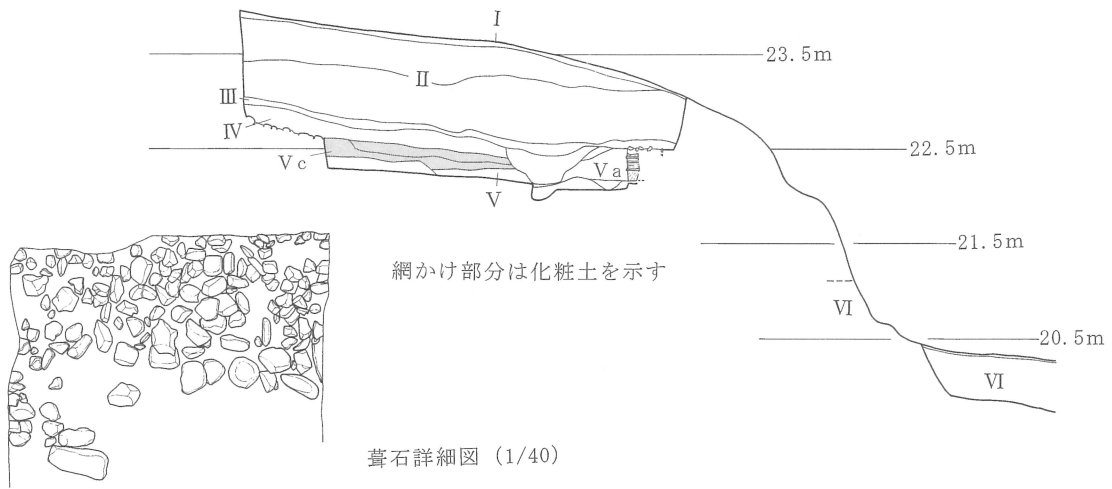
下部トレンチの状態は薄い表土の下にすぐ地山が検出されており、他のトレンチと同様であった。よって当庁の所管地内では、葦石などの遺構は残されていない。なお、地山と埴輪盛土の境界は標高21.2mほどのところで検出されており、この高さもほぼ第1トレンチで検出した高さと同様である。

第15トレンチ(第4図) 主軸から北へ45度振った地点に設定を試みたが、樹木とその根が障害となったので上部トレンチは長さ3.5m、幅1mの掘削にとどまり、下部トレンチにおいても当庁の境界内では幅2m、長さ1.5mほどにとどまった。

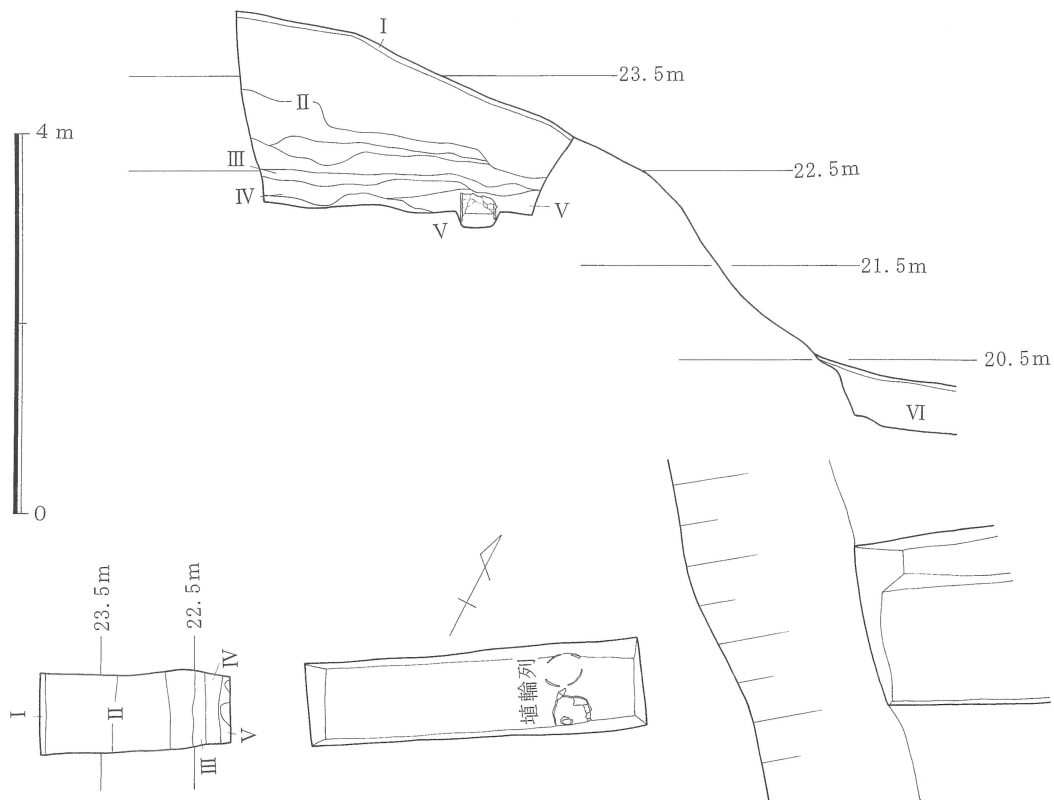
このトレンチにおいても土層は他の後円部に設けたトレンチと同様であり、厚く浚渫土が堆積していた。このトレンチでも浚渫土はいくつかに分層できることから、浚渫土の積み上げにいくらかの時間差があったことが窺える。さらにこのトレンチでは地山を起源とする灰黄褐色の砂質土が観察されることから、この浚渫は濠内の堆積土だけではなく埴輪をも削って盛り上げている可能性が高い。すなわち濠幅を広げ、濠浚えをすることは濠の貯水能力を上げるために必要な作業であり、埴輪端部が現状のような崖面を呈していることは、濠水の浸食だけでなく人為的に埴輪を垂直に削った結果であることが予測できる。

さて、このトレンチでは葦石は検出されず、円筒埴輪の底部が2本検出された。葦石が検出されなかったことは、トレンチが第2段斜面の基底まで届いていないためであり、トレンチが第1段テラス内にとどまっていることがわかる。テラス面の標高は約22.3mである。この円筒埴輪の設置状況も第14トレンチと同様であり、V a層とした埴輪盛土で1段目突帯からやや上までを埋設して樹立させている。埴輪底部を据えた

第14トレンチ



第15トレンチ



第4図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図(2) (1/80)

高さは約 22 m であることから、他のトレンチと比較してそれほど高低差は無いと言える。

下部トレンチについては、第 13 トレンチ他と同様薄い表土の直下に地山が検出され、葺石などの遺構は存在しなかった。(徳田)

(2) くびれ部 (第 4・13 トレンチ)

くびれ部には、第 4 トレンチとして 3 箇所と第 13 トレンチを設定した。同じくびれ部ではあるが、後述するように埴輪の樹立方法やテラス面における石の有無など、様相が異なる。

第 4 トレンチ (第 5 図) 南側のくびれ部には第 4 トレンチとして 3 箇所を設定した。後円部側が 4-1、前方部側が 4-2、その間が 4-3 である。

4-1 トレンチは、長さ 6 m、幅 1 m の規模である。後円部とくびれ部の屈曲部付近に設定した。第 1 段テラス面と埴輪列、第 2 段斜面葺石を検出した。テラス面検出までの堆積土の層位は、上から I~IV 層であり、他の多くのトレンチと同様である。II 層がやや薄く、IV 層が厚い点に特徴がある。III・IV 層にはかなり多くの転落した葺石が含まれている。テラス面は IV c 層であり、明瞭な V a・V b 層は認められなかった。テラス面の標高は約 22.5 m である。葺石は全体に小振りな石で、しっかり葺いているようには見えない。転落した葺石の上面の可能性もあるが、今回の調査では範囲確認にとどめた。また、第 1 段斜面では葺石が認められなかった。現状で第 1 段斜面天端の方向は埴輪列や葺石と平行ではないが、これは埴輪列が後円部の形状に沿って屈曲していないことを示すと考えられる。葺石の裾から埴輪列の中心までの距離は、約 2.6 m である。

埴輪列は 4 個体が出土して、すべてを取り上げた。掘方はなく、もっとも残りのよいもので 2 段目までが残る。埴輪列底面の標高は約 22 m である。

4-2 トレンチは、長さ 7 m、幅 3 m の長方形の西辺を、墳丘側に長さ 4 m、幅 1 m 拡張した規模で設定した。くびれ部と造出の屈曲部付近にあたる。第 1 段斜面、テラス面および埴輪列を検出した。テラス面に至るまでの層位は 4-1 トレンチと同様である。テラス面の標高は約 22.5 m である。第 1 段斜面に葺石は認められない。本トレンチの土層断面では標高 21.6 m 付近で墳丘盛土である V 層が平らになっている状況が確認できる。後述する第 5 トレンチで検出された埴輪列底面レベルが標高 21.8 m 付近であることから、埴輪列設置前の造出上面レベルを反映している可能性がある。

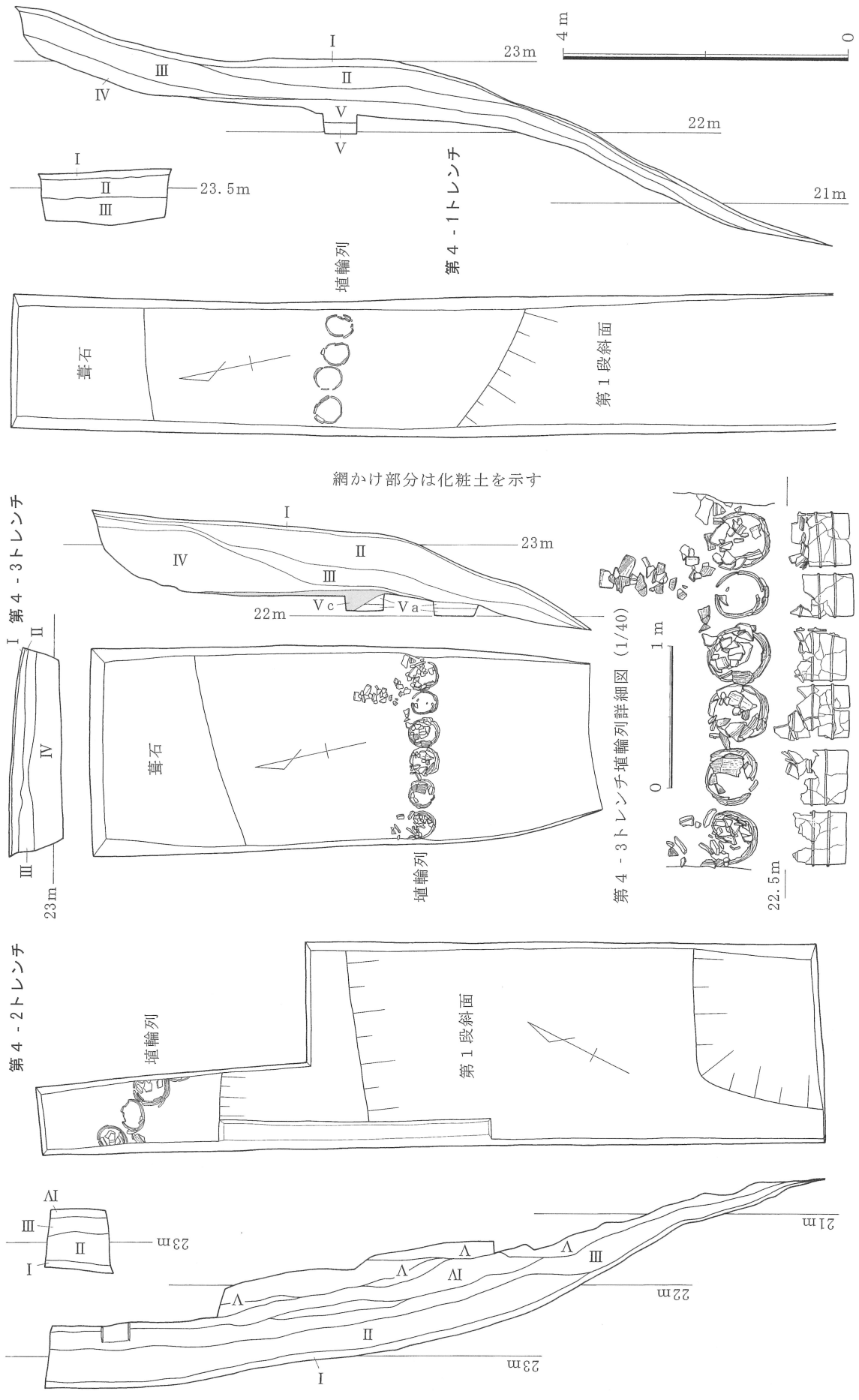
埴輪列は 3 個体を確認して、壁にかかっている 1 個体を取り上げた。3 段目の途中まで残っている。埴輪底面のレベルは標高 22.45 m である。

4-3 トレンチは、長さ 7 m、幅 3 m の規模である。くびれ部のもっとも奥にあたる。第 1 段テラス面とその埴輪列、および第 2 段斜面の葺石を検出した。テラス面に至るまでの層位と葺石の状況は 4-1 トレンチと同様である。テラス面の標高は約 22.4 m である。

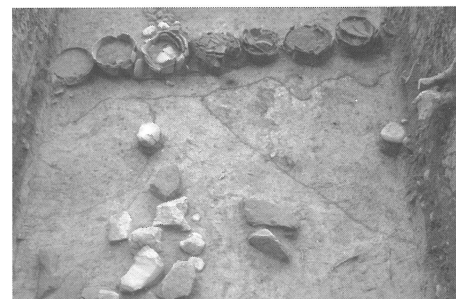
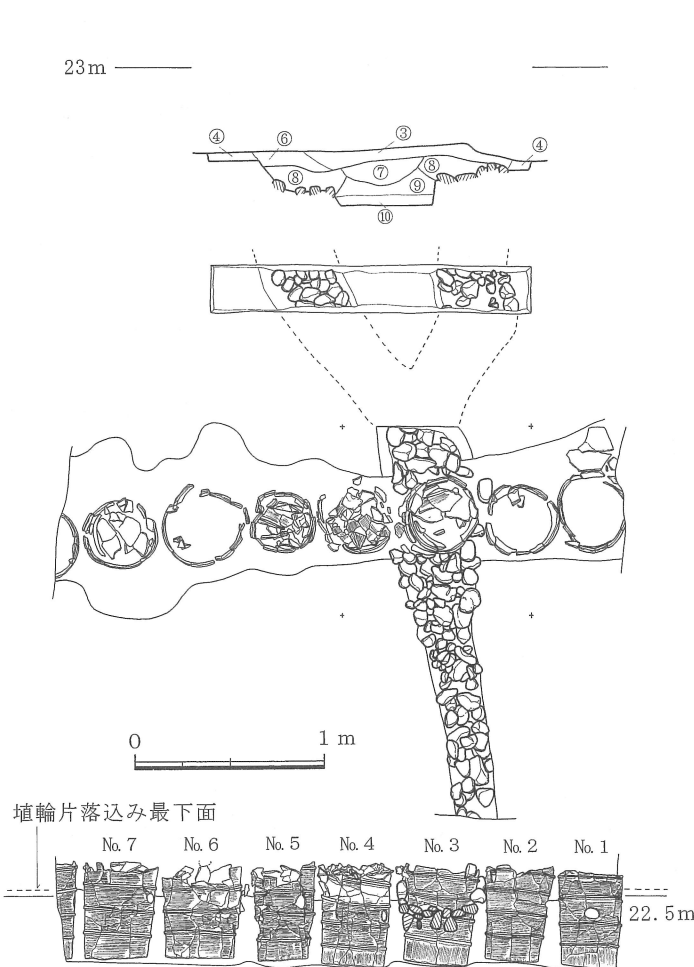
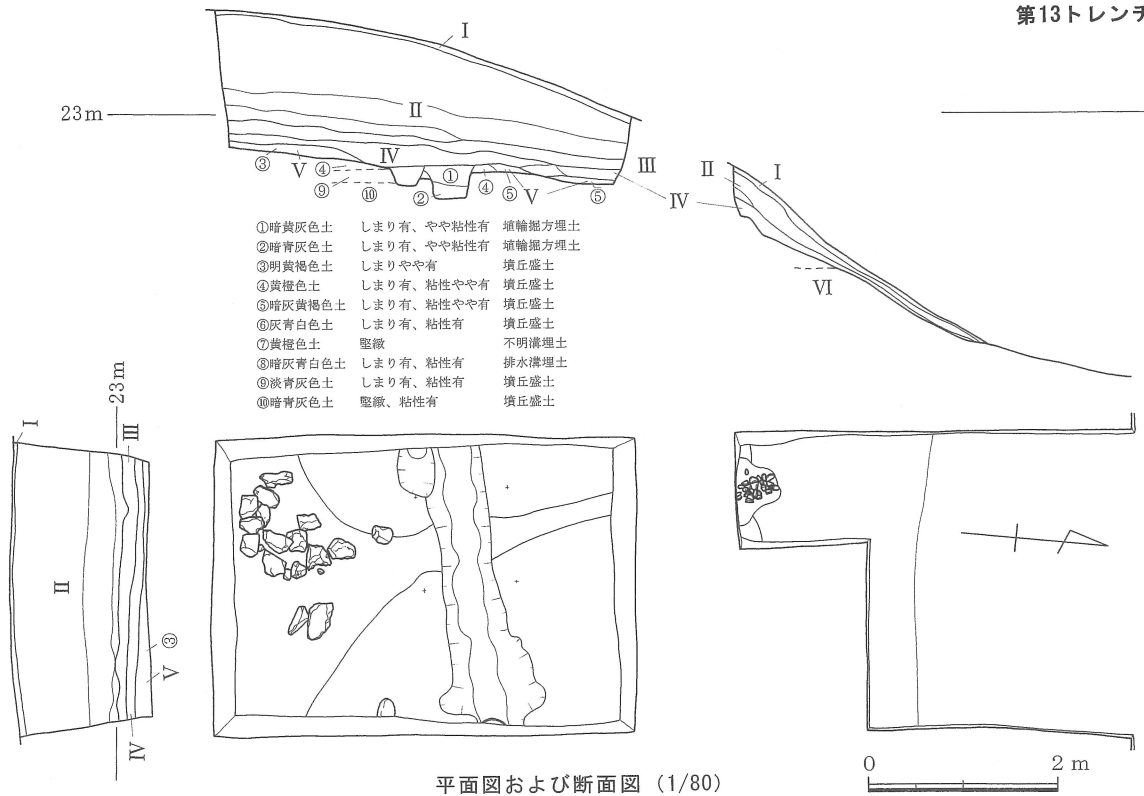
埴輪列は 6 個体を確認して、すべて取り上げた。いずれも 3 段目まで残っている。埴輪底面のレベルは標高 22~22.1 m である。葺石の裾から埴輪列の中心までの距離は、約 2.7 m である。(清喜裕二)

第 13 トレンチ (第 6 図) 北側のくびれ部を対象としたもので、幅 3 m で第 1 段平坦面上に長さ約 4.5 m、第 1 段斜面に長さ約 3 m の掘削部分をもうけた (それぞれ上部トレンチ、下部トレンチとする)。なお、下部トレンチは後述する排水溝の延長部分の存在することが想定できたことから、一部を拡張している。下部トレンチでは拡張部分で地山と墳丘盛土の境界を確認し、その標高は 21.35 m である。第 13 トレンチも他のトレンチと基本層序は変わらず、上から表土 (I)、浚渫土 (II)、旧表土 (III)、墳丘崩落土 (IV) 墳丘盛土 (V)、地山 (VI) となっている。上部トレンチでは他のトレンチと同様、埴輪列が検出されており、壁面にかかっていた 1 個体をのぞく 7 個体を取上げた。埴輪列よりも墳丘側で葺石は検出されず、葺石とするにはかなり大振りな石材が散在したような状況で検出され、これにともなうのかは不明であるがおおよそ対応するように土色の違いが V 字状に確認された。

調査の進行状況を時系列で整理すれば、これらの石材と埴輪列がほぼ同時に確認されたため、これらの石材については判断を保留し、埴輪列の精査・取上げをおこなった。まず、精査時の重要な所見としては、第



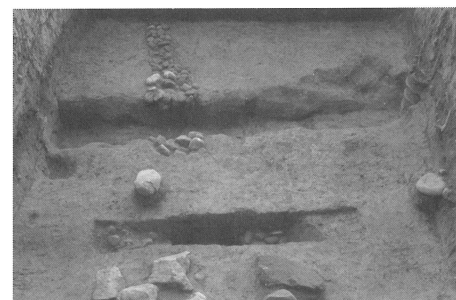
第5図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図 (3) (1/80または1/40)



埴輪列検出状況 (南から)



埴輪列と排水溝 (北から)



排水溝 (南から)

第6図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図・断面図 (4) (1/80または1/40)

13 トレンチの埴輪列は他のトレンチとは異なり埴輪設置時における布掘り状の掘方が確認できたことがあげられる。精査の後、設置時に埴輪の内側へ土を詰めていたのかどうかを見極めるため、埴輪の内側を掘下げ、その後外側を掘下げて取上げをおこなった。その結果、埴輪の内側に落込んだ埴輪片のレベルがどの個体でも 22.6 m より下がることがないことから、朝顔形埴輪も含めて埴輪の内側にも土を詰めていたものと判断される。これは埴輪設置完了時の埴輪の内外における盛土の高さがほぼ同じであることを示している。また、円筒埴輪はおおむね第 3 段まで埋められていたこともわかった。なお、埴輪片に混じって図化できないほどの細片ではあるが土師器の高杯も確認されている。第 5 トレンチなどと同様、埴輪列にともなって土師器も設置されていたようである。また、埴輪 No. 3 の周囲には小振りな円礫が集中することが確認され、この円礫が埴丘方向と周濠方向へと伸びていきそうなのが判明したため、No. 3 以外の埴輪を取上げ、No. 3 を残したままこの円礫について精査をおこなった。その結果、この円礫は埴丘盛土に掘込まれた溝内に詰まっておき、その上面は粘土で薄く覆われていることが判明した。これらのことから、この円礫をとまなう埴丘盛土に掘込まれた溝は排水溝であることが推測された。なお、埴輪 No. 3 の周囲の円礫はそのレベルが他の箇所比べて高く、排水溝が埴輪列に先行して存在していたために埴輪設置の際に除去した円礫を詰め直したと思われる。第 13 トレンチにおいてのみ埴輪列設置の掘方が確認できることは、おそらくこの排水溝が先行して存在していたことと関連があると思われる。この排水溝は埴輪列よりも周濠側では一本の溝であり、下部トレンチを拡張して現状での端を確認することができた。一方、埴丘側では先述の大振りな石材の存在もあったため、面的に掘下げることはせずにサブトレンチを設定してできるだけそれらの石材を除去せずにその下層を探ることとした。その結果、排水溝は埴輪列よりも埴丘側で二股に分岐していることが判明した。このことから、この排水溝は後円部墳頂の埋葬施設からのびてきたものとは考えがたく、埴丘内部の水抜きの意図があったのではないかと推測される。なお、この二股の排水溝は一度盛られた埴丘盛土を二股の溝状に掘込むとともにそれらの間も若干掘込んだのちに、溝の部分に石を詰めた構造となっている。先述した V 字状の土色の違いは、この二股に分岐した排水溝の覆土（結果的には埴丘盛土）と埴丘盛土の違いを認識したものであった。ただし、この排水溝埋土の直上に位置する大振りな石材についてはその存在理由について明確な答えを見出すことはできなかった。

(加藤一郎)

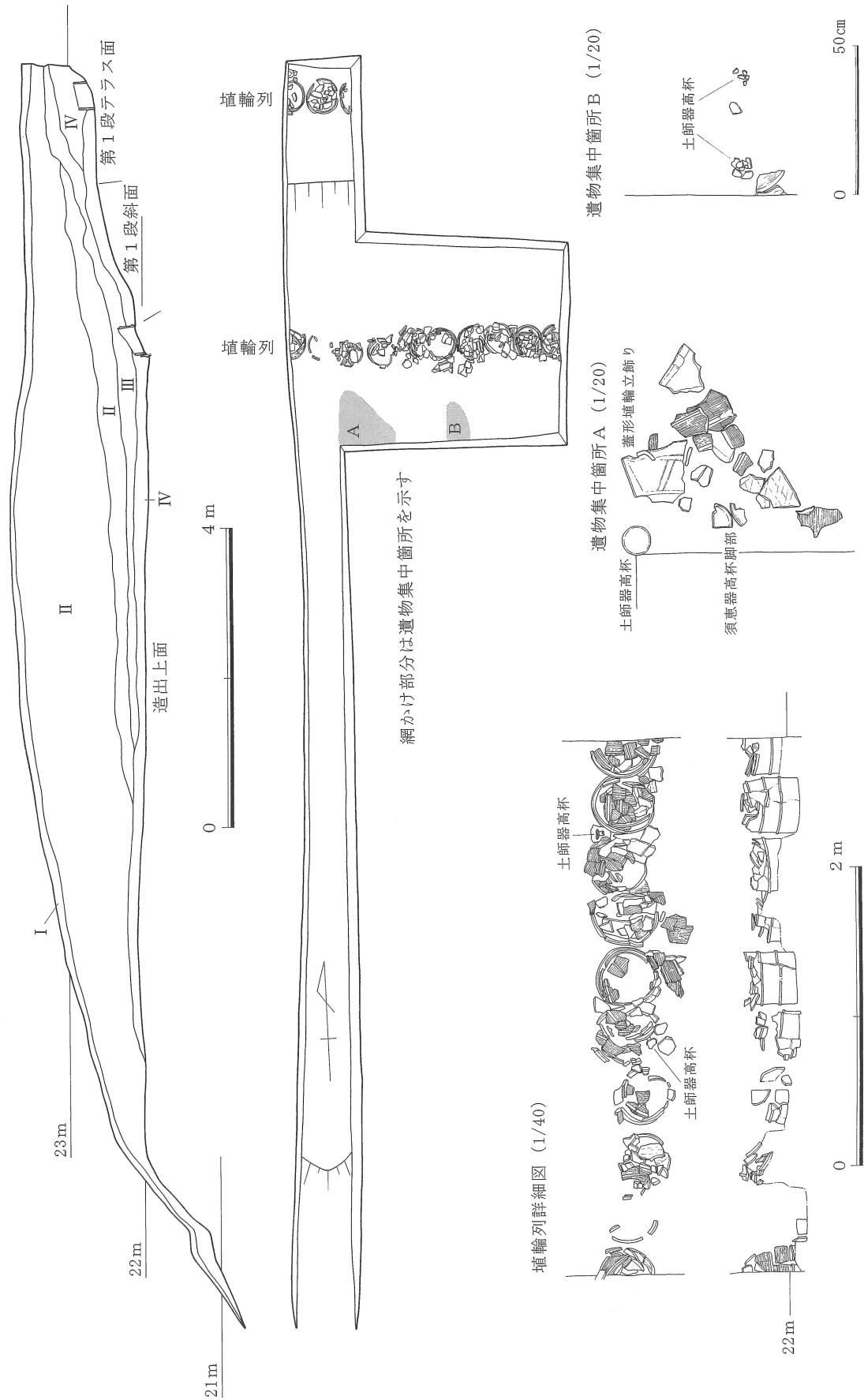
(3) 造出 (第 5 トレンチ)

造出は、埴丘の南側にのみ認められる。平面形は現状で台形を呈する。現在は大きく削られてしまっているが、埴丘に接続する基部付近の幅は約 26 m である。

第 5 トレンチ (第 7 図) 第 5 トレンチは、長さ 17 m、幅 1 m の規模で設定し、埴輪列の状況を確認するために、後円部側に長さ 3 m、幅 3 m 拡張した。造出の中央付近にあたる。第 1 段斜面とそのテラス面、テラス面上の埴輪列、および造出上面とその埴輪列を検出した。造出上面に至るまでの層位は他のトレンチと同様である。II 層が特に厚い。

第 1 段テラス面の標高は約 22.6 m である。第 1 段斜面に葺石は認められない。埴輪列は 3 個体を確認して、壁にかかっていない 1 個体を取り上げた。埴輪列の底面レベルは標高約 22.5 m である。掘方はなく 3 段目の途中まで残っている。

造出上面の標高は約 22 m である。方形埴輪列の北辺が検出されていると考えられる。第 1 段斜面の裾に沿う位置にあたり、埴輪列の背後はすぐに斜面となる。埴輪列は 10 個体を確認して、比較的原形をとどめる個体など 5 個体を取り上げた。埴輪列底面レベルは標高約 21.8 m だが、個体ごとに底面レベルは異なっている。掘方はなく、残りのよい個体は 3 段目の途中まで残っている。No. 2 と 3 の間と No. 6 に絡む状態で土師器高杯が出土している。埴輪列の内側 (南側) には、少なくともトレンチ内に原位置の埴輪は認められない。しかし、壁際に蓋形埴輪の立飾りの破片、土師器脚付碗、須恵器高杯脚部破片や不明土製品などが集中的に認められることから (第 7 図)、もう少し南の範囲には、区画内における形象埴輪の樹立や土器類の配置が行われたものと想定される。



網かけ部分は遺物集中箇所を示す

植輪列詳細図 (1/40)

第7図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図 (5) (1/80、1/40または1/20)

(4) 前方部 (第6～12トレンチ)

第6トレンチ (第8図) 第6トレンチは、長さ10m、幅4mの規模で設定し、さらに、第1段テラス面に長さ4m、幅2mを拡張した。造出と前方部側面との屈曲部にあたる。第1段テラス面とテラス面上の埴輪列、および埴輪列の内側に石敷遺構を検出した。また、第1段斜面では、葺石と斜面の途中で原位置で圀形埴輪と家形埴輪を検出した。葺石の大半は転落したものである。層位は他のトレンチと同様である。

第1段テラス面の標高は約22.9mである。埴輪列は7個体を確認している。石敷遺構の端から埴輪列の中心までの距離は、約1.1mである。ここでは完全に持ち上げたものではなく、各個体の特徴を把握できるような破片をそれぞれ取り上げるに留めた。そのため、埴輪列の底面レベルは不明である。掘方はないと考えられ、周辺のトレンチの状況から、おそらく3段目の途中あたりまで埋設されていると考えられる。埴輪列の内側には石敷遺構を検出した。縁辺部に人頭大の石を並べているが、この並びが埴輪列と並行である。縁辺部の内側は拳大の石が使用され、場所によっては丁寧に詰められているが、全体的に残りはよくない。石敷上面から遺物は出土していない。

第1段斜面にも幾つか遺構が検出されている。まず、本来葺石があったと考えられるが、上半部には残っておらず、下半部に転落したものが堆積している状況である。標高約22mで土坑が検出された。葺石が転落した後に掘られたものだが、時期は不明である。埋土内の遺物は埴輪片のみである。また、この土坑のやや上方の壁際に蓋形埴輪笠部の大形破片が検出された。標高約22mであり、造出上面埴輪列との関係が考えられる。

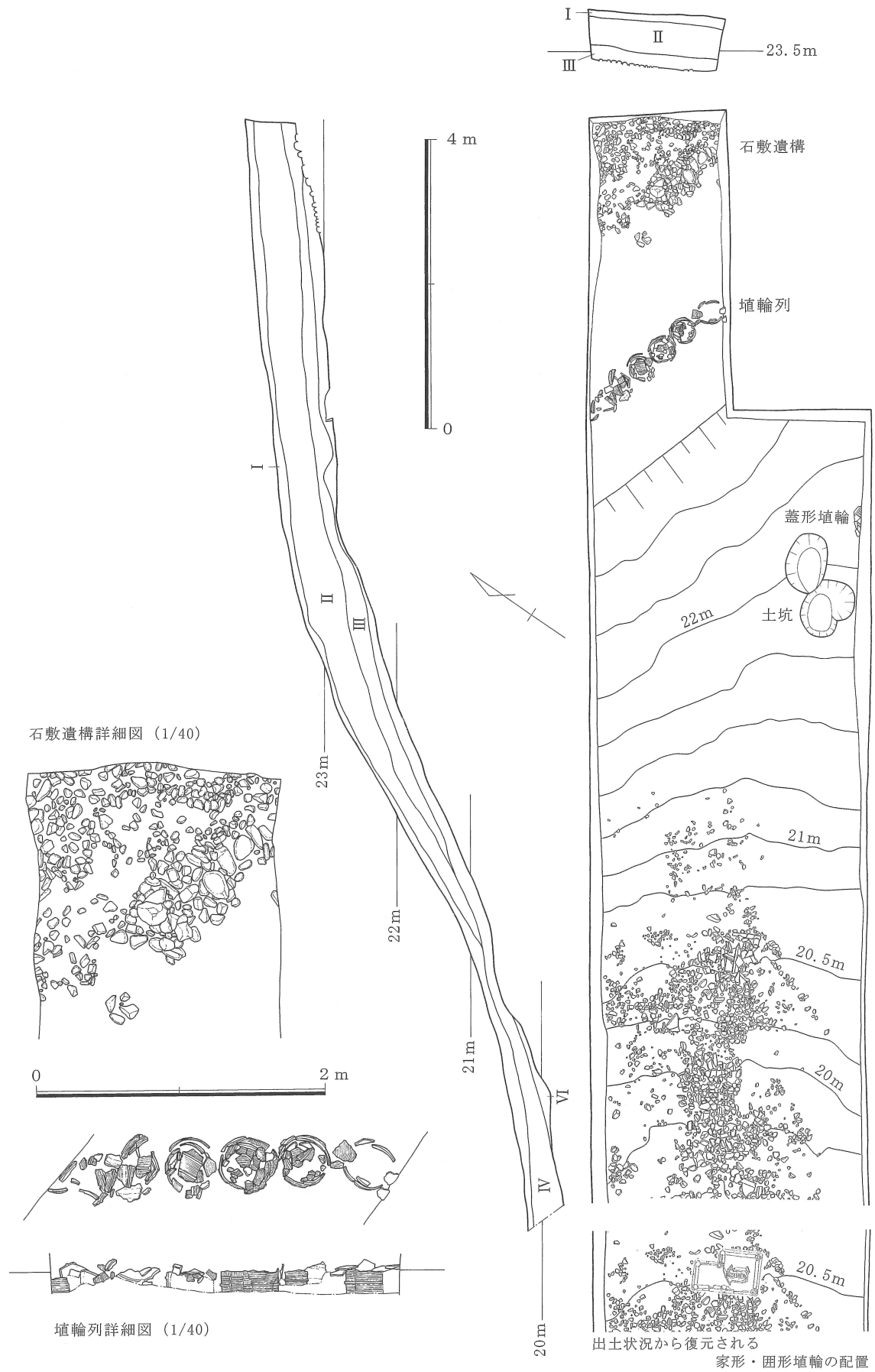
本トレンチは造出と前方部側面の屈曲部にあたるが、まさにこの屈曲部斜面上の標高約20.5mに、圀形埴輪の中に千木と堅魚木を備えた家形埴輪が、ある程度原位置を留めた状態で検出された。埴輪の設置にあたっては平坦面を作った状況が認められるが、流出した箇所も多く、平坦面の明確な規模は不明である。出土状況と埴輪の復元結果から、圀形埴輪の出入口は埴丘側を向いていたと考えられる。

なお、この埴輪の破片はかなり下まで散乱している。埴輪の設置箇所より上には葺石が残っていないことから、これらの葺石の転落によって破壊されたものと思われる。葺石の転落は層位の検討の結果、大きく2回に分けられた。上層は鎌倉期と考えられる瓦器碗の破片を含んでおり、埴輪片も多く含む。下層は上層に比較して形象埴輪の破片が目立ち、上層より大形の破片が多い。圀形埴輪などの破片の多くは下層に含まれており、少なくとも鎌倉時代以前に起こった葺石の崩落で、配列時の状態は破壊されたと考えられる。

第7トレンチ (第9図) 第7トレンチは、長さ5m、幅2mの長方形の東辺を、濠側に長さ2.5m、幅1m拡張した上部トレンチと、長さ2m、幅2mの規模をもつ下部トレンチからなる。前方部南側面の中央付近にあたる。第1段テラス面とその埴輪列、および第2段斜面を検出した。テラス面に至るまでの層位は他のトレンチと同様である。テラス面の標高は24m付近と考えられるが、第1段斜面が崖状に崩落する過程で下方に引きずられており、平坦面をなしていないため正確な平坦面の高さは不明である。第1段斜面は下部トレンチでも確認できず、トレンチ内では既に失われていると考えられる。第2段斜面では葺石が検出された。拳大にもやや及ばない小礫が主体である。基底石も認められない。

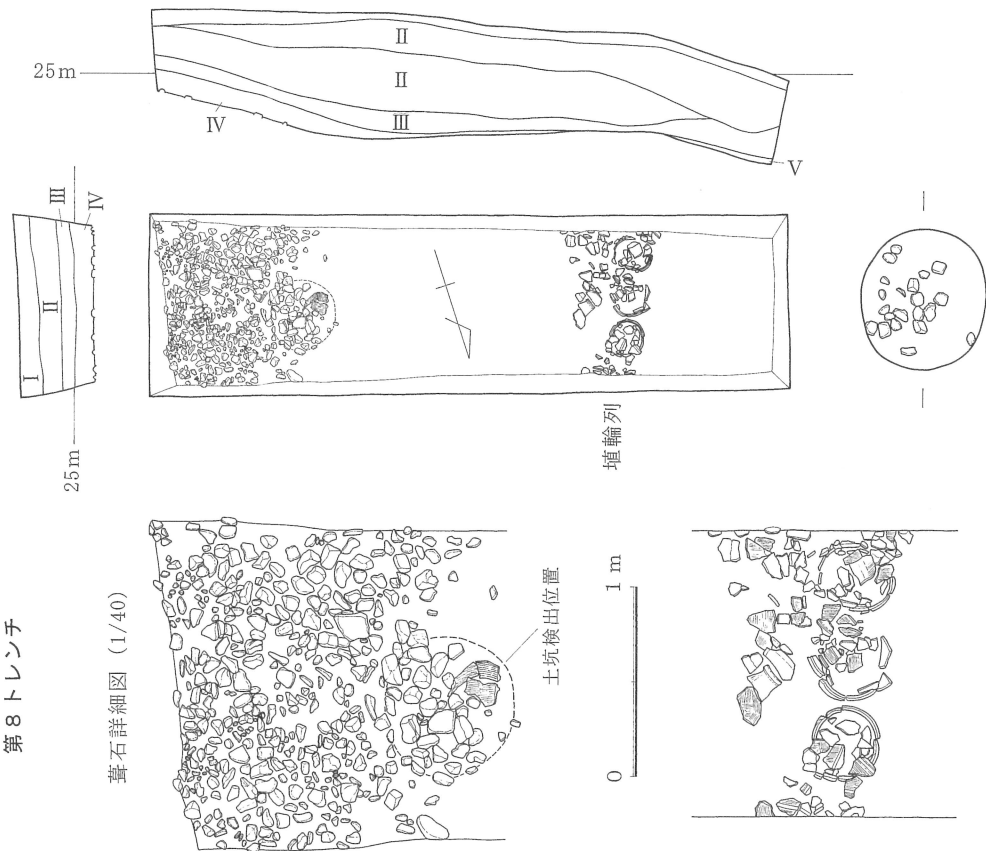
埴輪列は3個体を確認して、壁にかかっている1個体を取り上げた。葺石の裾から埴輪列の中心までの距離は、約3.6mである。掘方はなく、3段目の途中まで残っている。埴輪底面のレベルは標高23.5mである。

第8トレンチ (第9図) 第8トレンチは、長さ7m、幅2mの長方形をなす。前方部正面の南半部に設定した。第1段テラス面とその埴輪列、および第2段斜面を検出した。テラス面に至るまでの層位は他のトレンチと同様である。テラス面の標高は約24.4mである。第2段斜面では葺石が検出された。拳大を中心にやや小さめの石が使用されている。基底石も認められない。葺石の裾付近では、直径約0.7m、深さ約0.15mの円形の土坑が検出された。埋土は黒色を呈し、炭が含まれている。また、石が含まれていたが、遺物は出土しなかった。この土坑に関して注意すべき点として一部葺石と重なることが挙げられる。遺物が出土しないため厳密な時期を決定できないが、葺石を施す以前のものであれば、埴丘築造の過程で何らかの目的により掘られたと考えられる。ただし、石の並びが必ずしも整然としていないため、後世に掘られて埋め戻し



第8図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図(6) (1/80または1/40)

第8トレンチ

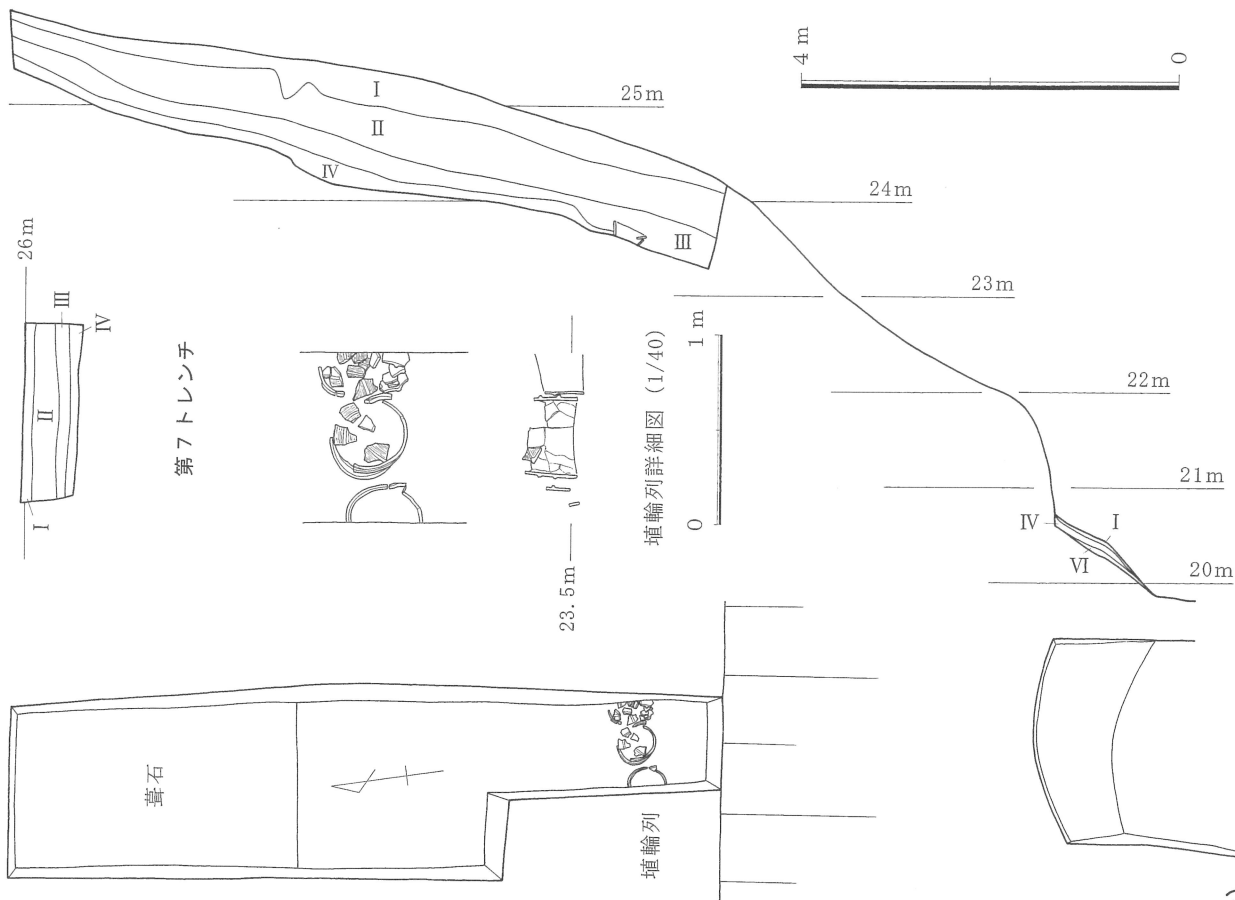


墓石詳細図 (1/40)

埴輪列詳細図 (1/40)

土坑詳細図 (1/40)

第7トレンチ



埴輪列詳細図 (1/40)

第9図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図 (7) (1/80または1/40)

の際にある程度復元された可能性も否定しきれず、どちらかに断定することは難しい。

埴輪列は3個体を確認して、すべてを取り上げた。葺石の裾から埴輪列の中心までの距離は、約3.2mである。掘方はなく、2段目の途中まで残っている。埴輪底面のレベルは標高24.2mである。

第9トレンチ (第10図) 第9トレンチは、長さ15m、幅2mの規模で前方部正面における埴丘中軸線上に位置する。第1段テラス面とその埴輪列、および第1段斜面を検出した。テラス面に至るまでの層位は他のトレンチと同様であるが、全体に堆積土は薄い。テラス面の標高は約23.2mである。第1段テラス面上埴輪列の内側には浅い不整形の土坑が検出された。埴輪片が含まれているが、時期は不明である。築造時のものではないと考えられる。第1段斜面は比較的残っているが、葺石はすべて転落しているようである。

埴輪列は5個体を確認して、壁にかかっていない4個体を取り上げた。掘方はなく、残りのよいもので3段目の途中まで残っている。埴輪底面のレベルは標高約23.1mである。

第10トレンチ (第10図) 第10トレンチは、長さ10m、幅2mの規模で前方部正面の北半部に位置する。第1段テラス面とその埴輪列、および第2段斜面を検出した。テラス面に至るまでの層位は他のトレンチと同様である。テラス面の標高は約24mである。第1段テラス面上埴輪列の内側には不整形の土坑が検出された。埴輪片が含まれているが、時期は不明である。築造時のものではないと考えられる。特徴が第9トレンチの土坑と同じであり、テラス面上でつながっている可能性もある。第2段斜面は葺石が検出された。他の多くのトレンチでみられた葺石と同様に、石材は拳大を中心に小さいものが大半を占め、基底石も認められない。

埴輪列は5個体を確認して、壁にかかっていない3個体を取り上げた。葺石の裾から埴輪列の中心までの距離は、約4.1mである。掘方はなく、残りのよいもので2段目の途中まで残っている。埴輪底面のレベルは標高約23.8mである。

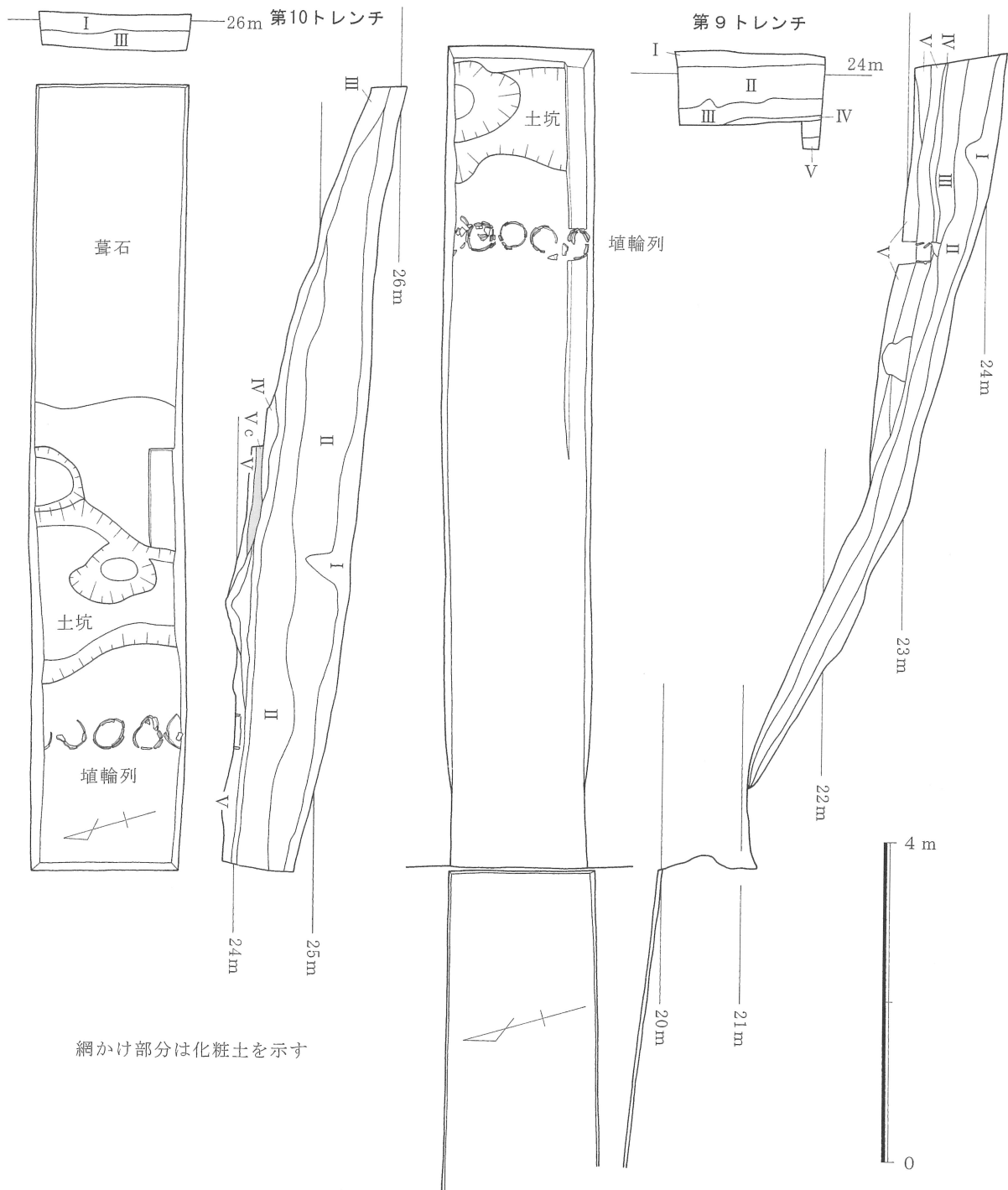
第11トレンチ (第11図) 第11トレンチは、長さ5.5m、幅2mの長方形の東辺を、濠側に長さ2m、幅0.7m拡張した上部トレンチと、長さ1m、幅2mの規模をもつ下部トレンチからなる。前方部北側面の西寄りに位置する。第1段テラス面とその埴輪列、および第2段斜面を検出した。テラス面に至るまでの層位は他のトレンチと同様である。テラス面の標高は約23.4mである。第1段斜面は崖上に削られており、下部トレンチでも確認できないため、トレンチ内では既に失われていると考えられる。第2段斜面では葺石が検出された。拳大を中心とする石が主体で、多くは転落している。基底石は認められない。

埴輪列は2個体を確認したが、ここでは完全にに取り上げたものはなく、各個体の特徴を把握できるような破片をそれぞれ取り上げるに留めた。そのため、埴輪列の底面レベルは不明である。葺石の裾から埴輪列の中心までの距離は、約4mである。掘方はないと考えられ、第12トレンチの状況などから、2～3段目の途中あたりまで埋設されていると考えられる。

第12トレンチ (第11図) 第12トレンチは、長さ6m、幅2mの長方形をなす上部トレンチと、長さ1.5m、幅2mの規模をもつ下部トレンチからなる。前方部北側面の東寄りに位置する。第1段テラス面とその埴輪列、および石敷遺構を検出した。テラス面に至るまでの層位は他のトレンチと同様である。本トレンチは根腐れによる変色がひどく、テラス面の整地層がわかりにくい。テラス面の標高は約22.7mである。埴輪列の内側には石敷遺構を検出した。縁辺部に人頭大の石を並べているが、この並びが埴輪列と並行である。縁辺部の内側は拳大の石が使用されるが、全体的に残りはよくない。石敷上面から遺物は出土していない。対向する位置にある第6トレンチでも同様の遺構が検出されていることから、築造時に壇状を呈する石敷遺構が造られていたと考えられる。第1段斜面は崖上に削られており、下部トレンチでも確認できないため、トレンチ内では既に失われていると考えられる。

埴輪列は5個体を確認したが、ここでは完全にに取り上げたものはなく、各個体の特徴を把握できるような破片をそれぞれ取り上げるに留めた。石敷遺構の端から埴輪列の中心までの距離は、約2.3mである。断ち割りの結果、埴輪列底面のレベルは約22.2mである。掘方はなく、3段目までが完全に埋設されている。

(清喜)



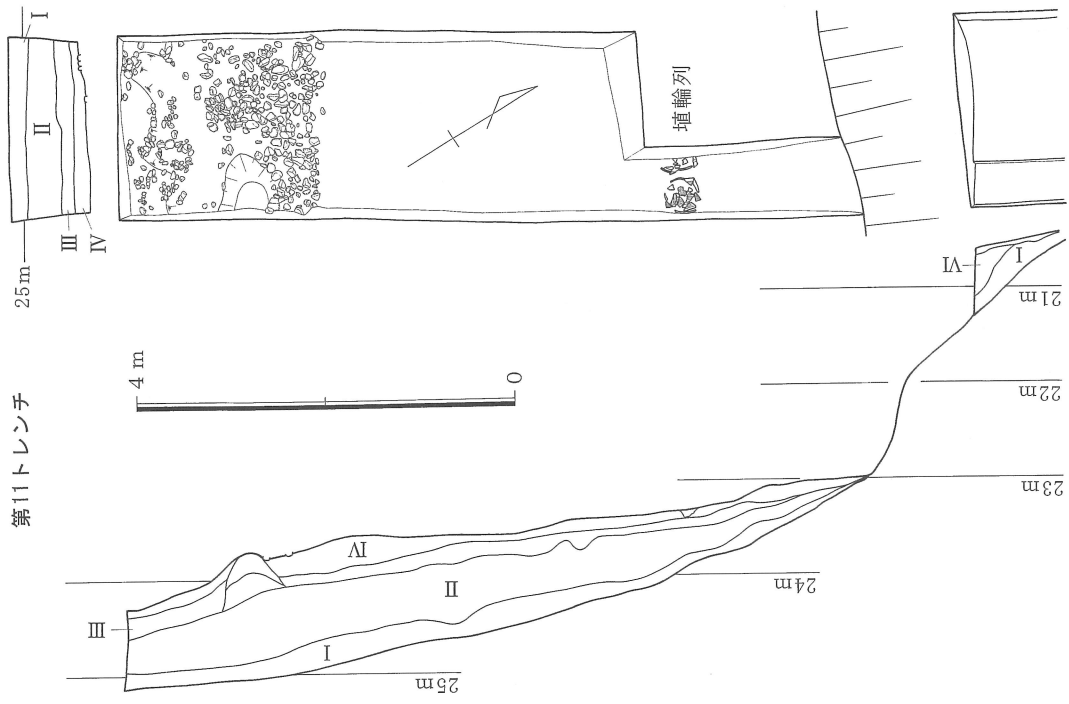
第10図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図（8）（1/80）

3 出土遺物

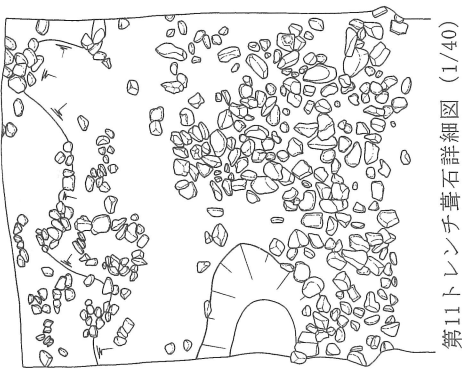
今回の事前調査で出土した遺物の総数は破片数で約17000点、コンテナで101箱におよぶ。そのほとんどが古墳時代の遺物であり、その中心は埴輪である。そのほかに土師器、土製品、須恵器など、他の古墳時代遺物や中近世遺物もわずかに確認できる。ここではそれらの遺物について説明する。なお、図示した各資料の出土位置・採集位置については番号脇の括弧内に記した。

（1）埴輪（第12～29図）

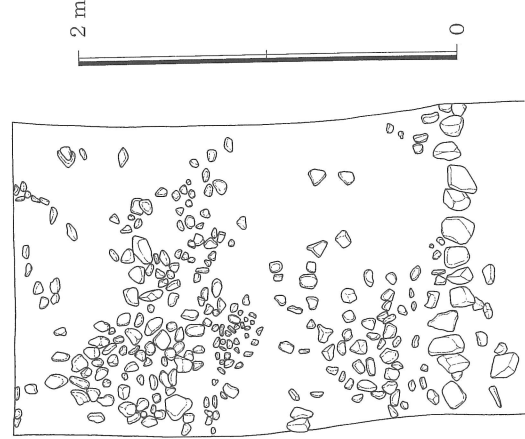
埴輪の大半は円筒埴輪・朝顔形埴輪といった円筒埴輪列を構成する埴輪であるが、そのほかにも家形埴輪、



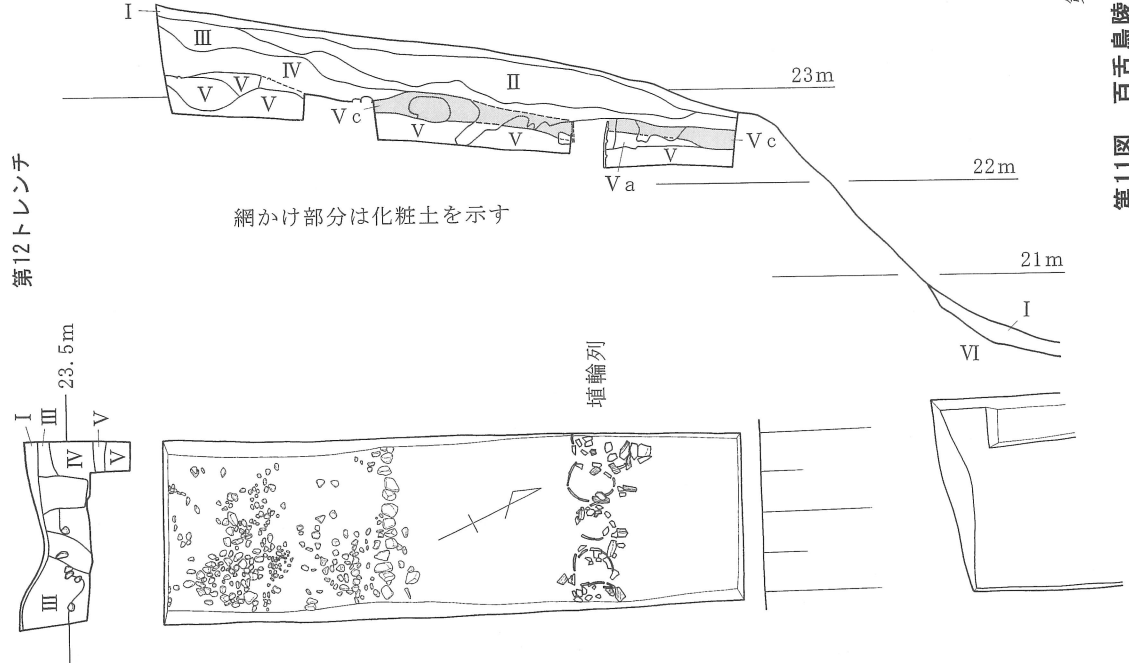
第11トレンチ



第11トレンチ葺石詳細図 (1/40)



第12トレンチ石敷遺構詳細図 (1/40)



第12トレンチ

網かけ部分は化粧土を示す

第11図 百舌鳥陵墓参考地 トレンチ平面図および断面図 (9) (1/80または1/40)

円形埴輪、蓋形埴輪、甲冑形埴輪などが確認できる。焼成はいずれの資料にも黒斑がみられないことから、窖窯によるものと判断される。焼成の仕上りは、須恵質といわれるような硬質なものから軟質のものが混在しており、その差異は大きい。本参考地の埴輪は百舌鳥古墳群の中でも窖窯焼成が導入された頃のものと考えられ、まだ焼成時の温度管理に習熟していなかったことを示すのかもしれない。なお、形象埴輪には軟質で断面が黒色となるものが円筒埴輪に比べて多くみられ、硬質な焼きのものはみられない。

胎土には直径3mm以内の砂粒（白色粒、チャートなど）が含まれるが、非常に多く含むものからあまり目立たないものまで存在し、その差は漸移的でその多寡によって分別可能といえるような状況ではない⁽³⁾。色調は青灰色、黄白色、赤褐色など多様であるが、基本的には黄橙～茶色系のものが多い。

なお、各トレンチの埴輪列内における番号（第15トレンチNo.1など）は、濠側から見て右からNo.1～として付したものである。

円筒埴輪・朝顔形埴輪 まず、全体の傾向について述べておくと、第1段テラス上の円筒埴輪は器高75cm前後に統一され、6条7段構成が基本となっている（一部に5条6段構成あり）。また、造出上面の埴輪は器高が63cm前後に統一され、5条6段構成が基本となっていたものと推測される。基部は二つの粘土帯をつないだ二帯造りのものが多いようである。第1段高は13cm前後のものも多く、その次に11.5cm前後のものがみられる。一部に9cm台のものもある。突帯間隔は11.5cm前後のものも多く、13cmや9.5cmのものも少数みられる。突帯間隔設定の方法には凹線や二重凹線がみられる。二重凹線は、凹線の始点と終点がたまたま二重にみえているわけではなく、2本の凹線が平行に1周しているものである。本参考地出土品では凹線と二重凹線が同じ比率くらいで観察できる。二重凹線はどちらかが突帯の剥離しなかった箇所隠れていることが多いようで、そうした目でみれば他の古墳の資料にも隠れている可能性がある。なお、二重凹線は仁徳天皇陵出土品で確認されており⁽⁴⁾、百舌鳥古墳群に特徴的な突帯設定方法である可能性もある。口縁部高は6～7cmと狭いものの多いことが非常に特徴的である。一部には13cmや4cmといったものもみられる。なお、口縁部形状は端部を急激に屈曲させたものも多く、屈曲させずに直立するものがその次に多い。最上段突帯から徐々に外反させるような口縁部形状はほとんどみられない。また、外面調整についてはBc種ヨコハケのほどこされているものが多く、その次にBb種ヨコハケが一定量みられ、Bd種ヨコハケはごく少量しか確認できない。

では、おおまかではあるが以下では個体ごとにふれておく。なお、実測図は基本的に径の復元できたものを1/6で、断面実測のものを1/4で掲載しているが、径の復元できた個体の同一個体破片で断面実測したものは1/6で掲載している。

1～7では同一のハケメパターンがみられる。突帯、口縁部、透孔、内面調整、ヘラ記号などの特徴から1、2、4、5は同一製作者によるものと思われる。なお、1、5、6では外面調整にBc種ヨコハケがほどこされているが、いずれも第4段でそれまでのヨコハケのハケメパターンと天地が逆になっている。第1～3段は同じタイミングでBc種ヨコハケをほどこし、その後さらに粘土紐を積み上げてから第4段以降のBc種ヨコハケをほどこしたものと考えられる。なお6では第5段中程に「積み上げ休止ライン」⁽⁵⁾がみられる。この同一製作者による円筒埴輪で注目されるのは、同じ第1段テラス上のものでありながら段構成および口縁部高が異なることである（1と5）。配置された場所は極めて近いが、何らかの意図をもって作りわけていたのであろう。3、4では第1段に小孔が穿たれているという意味では共通性がある（3は2箇所）。7は1や5でみられるヘラ記号にさらに線が追加されている。49がこの7のヘラ記号に近い。なお、このハケメパターンは蓋形埴輪の底部と考えられる111とも共通している。

8～11では同一のハケメパターンがみられ、このほかに第15トレンチNo.1（未掲載）も同一のハケメパターンをもつ。8は残存部分に透孔がみられないだけで、透孔をもたないわけではないと思われる。9は朝顔形埴輪である。8、9は第4段の外面調整が他の段のBc種ヨコハケとは異なり、Bb種ヨコハケとなっており、「2次調整単位」を示すものであろう。10、11は同一の製作者によるものと思われるが、断定は難しい。10では透孔とヘラ記号をもつ破片を確認しているが、他の円筒埴輪の傾向から判断しておそらくこの破片が第

5段になるものと考えられる。なお、この破片には「積み上げ休止ライン」がみられる。11は口縁部の破片も確認している。その形状は34と類似し、布留甕の口縁部にも似る。

12～14および第8トレンチNo.4（未掲載）は同一のハケメパターンをもち、他の特徴もあわせて考えれば同一製作者によるものと判断される。その特徴は第1段外面に右上方向のハケがほどこされ、第1条突帯が板押圧されたままの状況となっていることであり、おそらく左利きの製作者ではないかと推測される。12は底部が焼成時に歪んだのか楕円形となっている。短径約22cm、長径約39cmである。本参考地の埴輪には底部が楕円形になっているものがいくつかあるが（59など）、それらは製作時に意図されたものではなく、焼成時に歪んだものと筆者は理解している。なお、そうした個体は朝顔形埴輪に限られるので、焼成の際の窯内への置き方が影響しているのではないかと思われる。

15～17では同一のハケメパターンがみられる。15と17は同一製作者のものである可能性もあるが、断定はできない。15は朝顔形埴輪で赤色顔料の垂れた痕跡が明瞭に残っている。第3段よりも上の段に赤色顔料が塗布されたのであろう。なお、17でも赤色顔料の飛沫がみられる。

18・19は同一ハケメパターンをもち、調整、突帯、銀杏葉文に似たヘラ記号などから同一製作者によるものと判断されるが、第1段外面の調整でヨコハケの有無という差異がみられる点は注意される。第1段高・突帯間隔・口縁部高は10.5cmで統一されていたようであるが、19は底部が自重で歪んでいて第1段高のみ約9cmとなっている。18は第4段に「積み上げ休止ライン」がみられ、第5段ではヨコハケのハケメパターンの天地が逆転している。19では第4～6段の外面のみに板ナデ状のヨコハケがほどこされている。使用するハケ工具の小口面を変えたのであろうか。第4段では第2・3段と同じBc種ヨコハケがほどこされた後にこの板ナデ状のものがほどこされており、Bb種ヨコハケ的な調整となっている。第6段についてはその逆で、板ナデ状の後にヨコハケがほどこされている。また、これに対応するように第4段と第6・7段の境目で「積み上げ休止ライン」がみられる。

20～22は同一のハケメパターンがみられ、同一の製作者によるものと思われる。なお、これら3点に共通してみられるヘラ記号とよく似たヘラ記号が応神天皇陵出土朝顔形埴輪にもみられる。

23・24および第9トレンチNo.6（未掲載）は同一のハケメパターンをもち、24と第9トレンチNo.6については同一製作者によるものと判断される（23は保留）。25～27は同一のハケメパターンをもつが、同一の製作者によるものと認定するのは難しい状況である。

28・29は同一のハケメパターンをもつ朝顔形埴輪で、同一製作者によるものと判断される。どちらも造出上面のもので、第1段テラス上のものよりも1段小さくなっている。28・29ともに第1段外面は板ナデ状の左上方向の調整がほどこされている。28では突帯貼付けにもなって「断続ナデ」とまではいかないがナデの痕跡が残っている。第5段のみ外面調整がBb種ヨコハケとなっており、これに対応するように「積み上げ休止ライン」もみられる。29では第4段のみ外面調整がBb種ヨコハケとなっている。どちらも他の中間段はBc種ヨコハケである。28・29は同一製作者によるものと判断されるが、両者を比べると朝顔の口縁部などについてはハケのほどこし方が異なる点が指摘できる。また、29では口縁部内面でのみ粗いハケメパターンがみられる。

30・31はそれぞれ同一のハケメパターンは確認できていない。32～34および第11トレンチNo.1（未掲載）は同一のハケメパターンをもち、その他の特徴をあわせて考えれば同一製作者によるものと判断される。いずれも造出上面から出土したものである。32では胴部に堅櫛状の線刻がほどこされるが、34では口縁部にほどこされている。32では線刻のほどこされた段、33では口縁部よりも一つ下の段で「積み上げ休止ライン」がみられる。同一製作者によるものと判断されるが、32・33の口縁端部の形状が微妙に異なっている点は注目される。

35・36および第6トレンチNo.5（未掲載）は同一のハケメパターンをもつ。36と第6トレンチNo.5はともに朝顔形埴輪で同一製作者によるものと判断される（35は保留）。36は胴部外面にBb種ヨコハケがほどこされている。37はタテハケのみが35・36とハケメパターンが同一である。37のヨコハケのハケメパター

ンは第6トレンチNo.3・第14トレンチNo.1（ともに未掲載）と同一である。この第6トレンチNo.3と第14トレンチNo.1については同一製作者によるものと判断されるが、37とは異なりそうである。

38～40および第4-2トレンチNo.3・第12トレンチNo.3（未掲載）は同一のハケメパターンをもつ。38以外については、特徴的な突帯形状などが一致するので同一製作者によるものと判断されるが、第1段の外面調整が一定でないことに注意を要する。40では突帯剥離箇所凹線が確認できるが、幅1.1cmと幅広である。

41・42および第6トレンチNo.2・第14トレンチNo.5（未掲載）は同一のハケメパターンをもつ。41・42および第6トレンチNo.2については同一製作者によるものと判断される（第14トレンチNo.5は保留）。

43・44および第3トレンチ東No.2（未掲載）は同一のハケメパターンをもち、突帯形状などから同一製作者によるものと判断される。中間段の外面調整はB b種ヨコハケのようである。45は同一のハケメパターンを現状ではみだせていない。ハケというよりは板ナデ状であるが、中間段の外面にはB b種に該当する調整がほどこされている。

46～48は同一のハケメパターンをもち、突帯やヘラ記号などから同一製作者によるものと判断される。46は現状では透孔が確認できていないが、本来はあったものと考え。口縁部から二つ下の段（おそらく第5段）で「積み上げ休止ライン」がみられ、その下の段とは外面調整のB c種ヨコハケの天地が逆転している。47では隣り合う段の外面調整のB c種ヨコハケの天地がそれぞれ逆転している。なお、透孔とヘラ記号のある段に「積み上げ休止ライン」があったようである。また、突帯剥離箇所では幅約6mmの凹線が二重にほどこされている。48でも47と同様な凹線が確認できる。48の第4段の外面調整はB b種ヨコハケのようにもみえる。

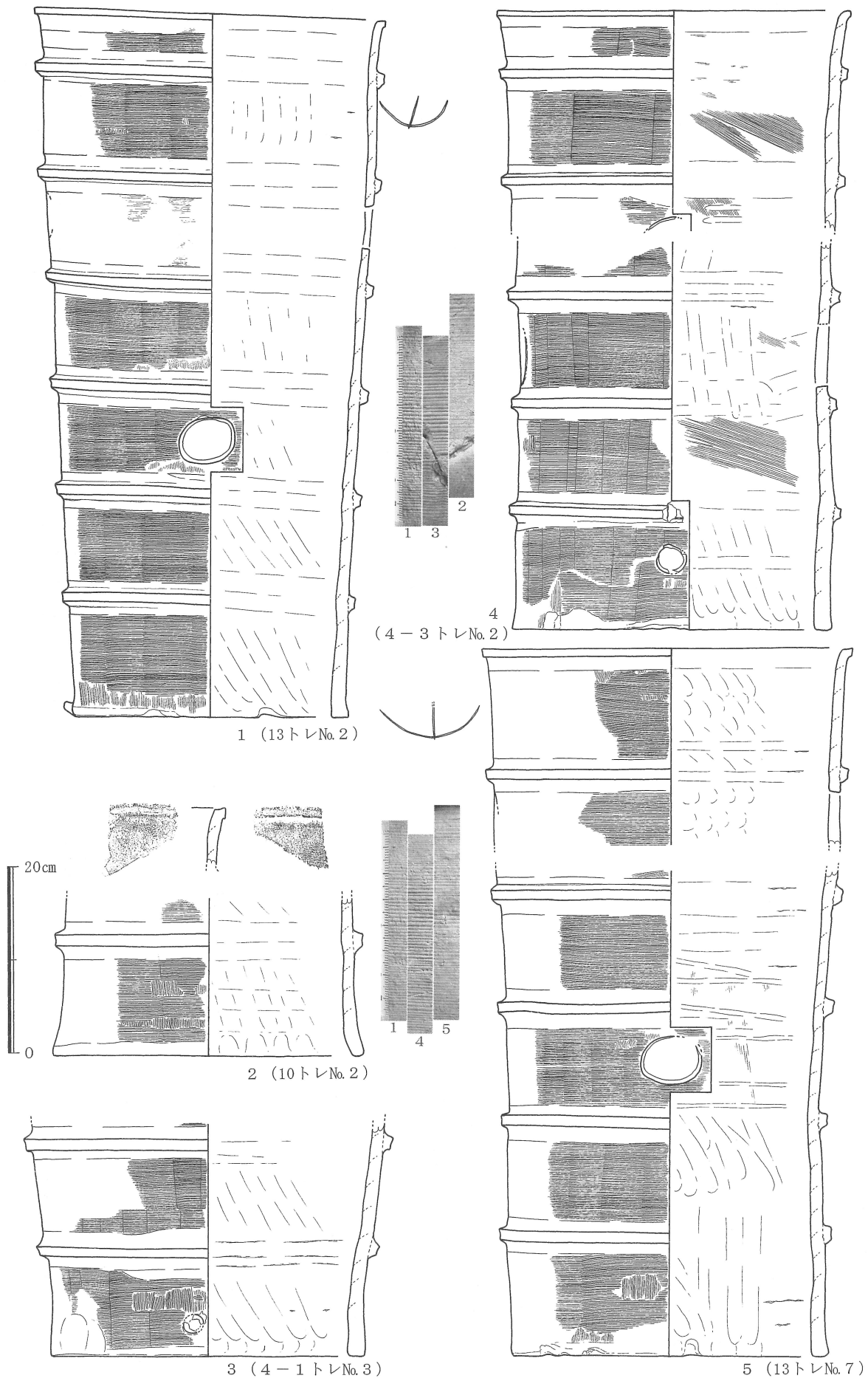
49の胴部と50はヨコハケのハケメパターンが同一にもみえるが、ハケ原体の摩耗がすすんでいないためにハケメパターンの確認が難しいので、同一である可能性を示唆するにとどめておく。49の口縁部では明瞭なハケメが確認できるので、ハケ原体が胴部とは異なっている可能性がある。また、第6・7条突帯は第1～5条突帯と比較するとかなり扁平になっており、同一製作者によるものかどうか疑念をいだかせるほどである。可能性としては朝顔形埴輪の胴部と肩部より上で個体内分業をおこなっていたことも考えうるが、一製作者内での変異の可能性もあろう。なお、49の第6段外面にはヘラ記号がほどこされているが、1、5、7、44、49、62、68など何画か増減させれば似たようなものとなるヘラ記号が多い。50は前稿で紹介したもの⁽⁶⁾と調査時の表採品が接合したものである。現状では、タテハケとヨコハケとでハケメパターンが異なっている可能性がある。

51～55はいずれも朝顔形埴輪であり、同一のハケメパターンをもつ個体をみだせなかった個体である。51は非常に器壁が薄く、各突帯はそれぞれ形状にかなりばらつきがある。第4段以上の外面に赤色顔料が焼成前に塗布されている。このような焼成前に赤色顔料を塗布する例は継体天皇陵出土品に顕著であるが、古市・百舌鳥古墳群出土品や宇和奈辺陵墓参考地出土品などにも散見される。中間段の外面調整は板ナデ状であるが、B b種に該当するものである。現状では透孔が確認できていないものの、透孔がなかったわけではないと考える。52は朝顔形埴輪胴部最上段に三角形の透孔をもつことが特徴である。同様の例は宇和奈辺陵墓参考地出土品にもみられる。

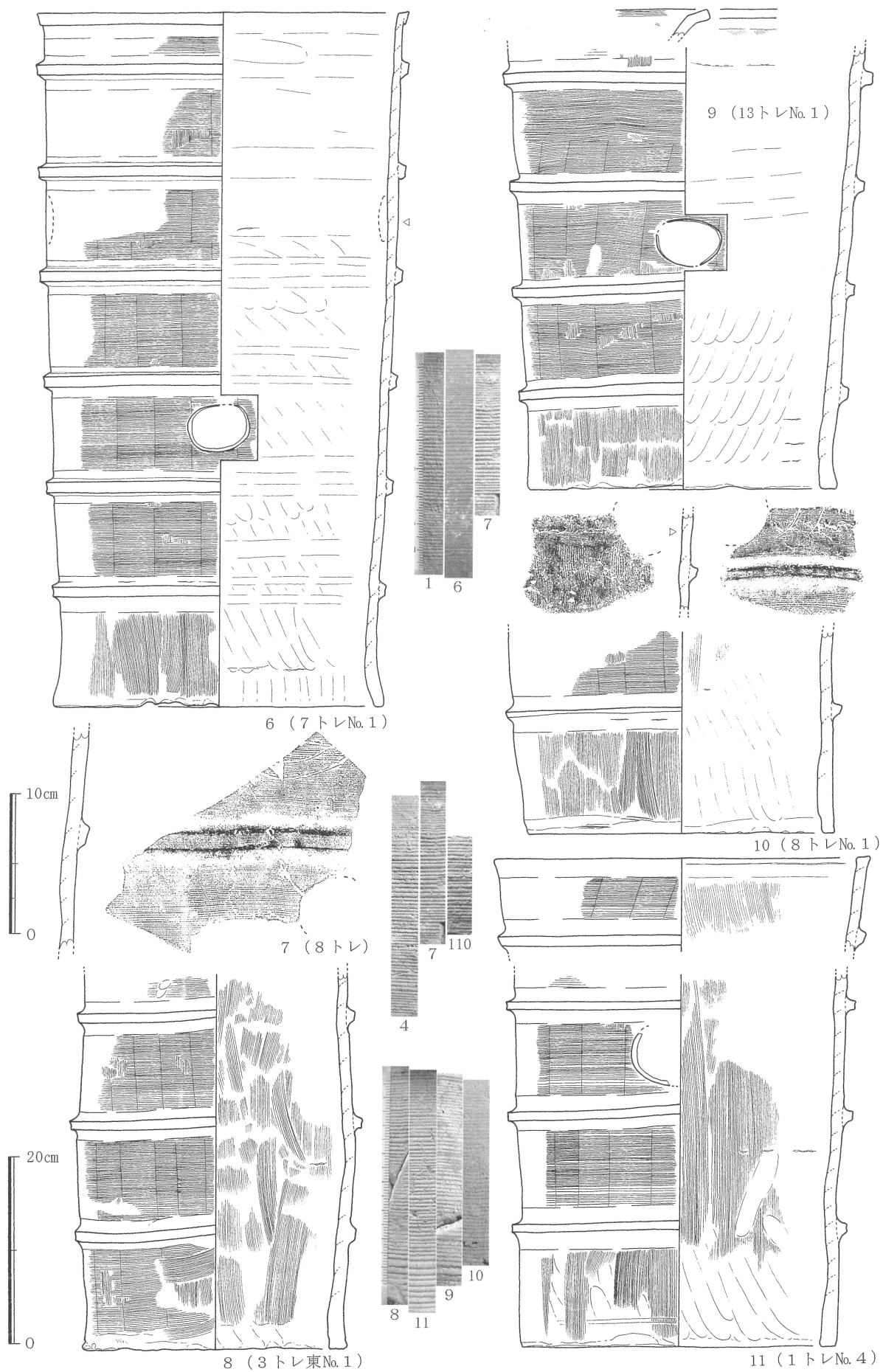
56は同一個体と考えられる破片で、外面に鹿らしき線刻のみられるものがある。これに似た線刻は京都府城陽市芭蕉塚古墳出土品にもみられる。

57・58は同一のハケメパターンをもち、おそらく同一製作者によるものと推測される。なお、このハケメパターンと同一のものは線刻と透孔をもつタイプの蓋形埴輪である104～106・109でもみられる。58では第6段の外面にヘラ記号がみられる。59は朝顔形埴輪であり12と同様に底部が楕円形となり、さらに第1条突帯部分では裂けている。59は57・58とハケメパターンも含めて類似している。

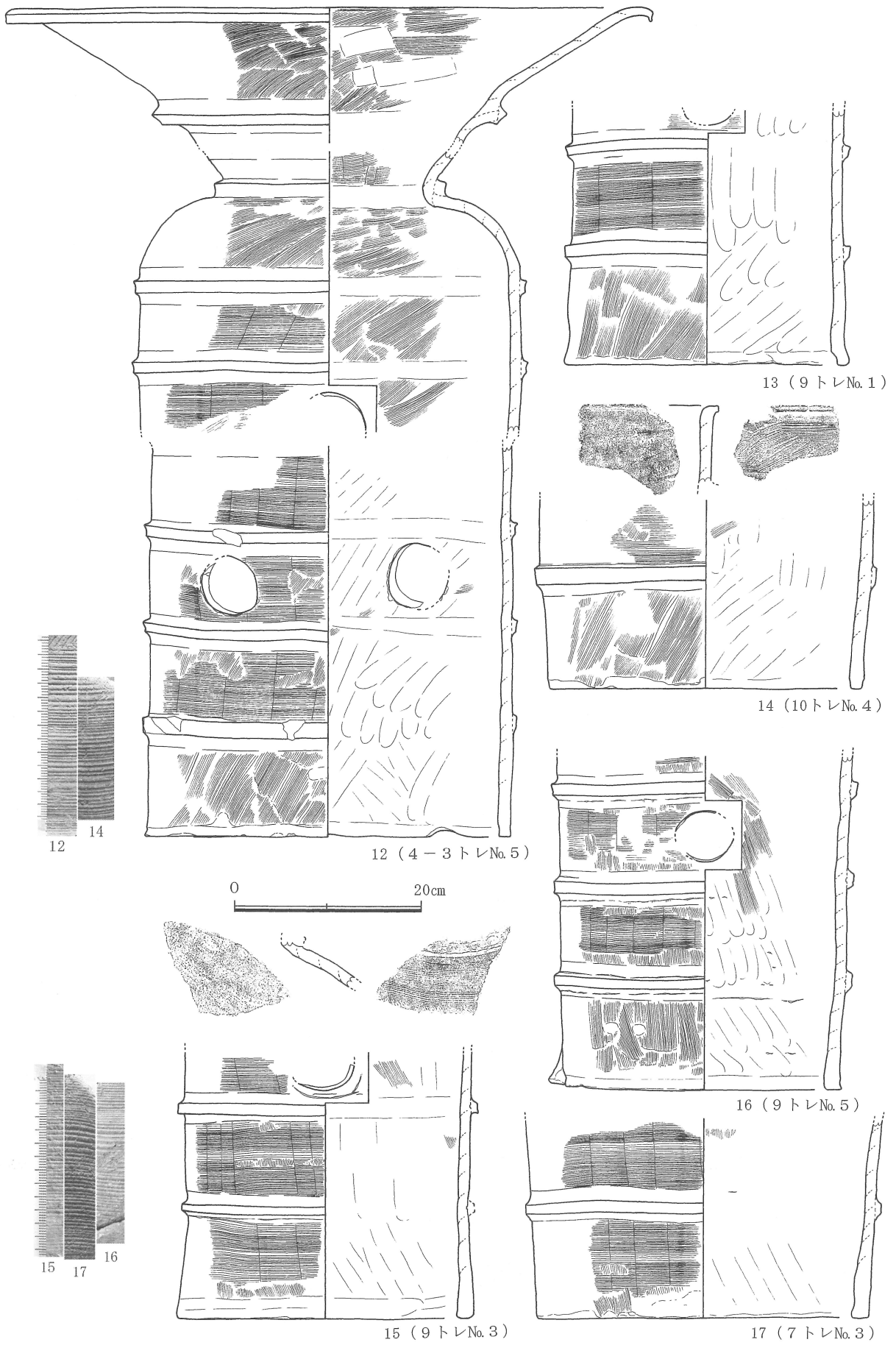
60～63は同一のハケメパターンをもち、同一製作者によるものと考えられる。62・63など外面調整のヨコハケの静止痕がやや傾いているものもある。64は同一のハケメパターンをもつ個体をみだせなかった。



第12図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (1) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/6)



第13図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (2) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)

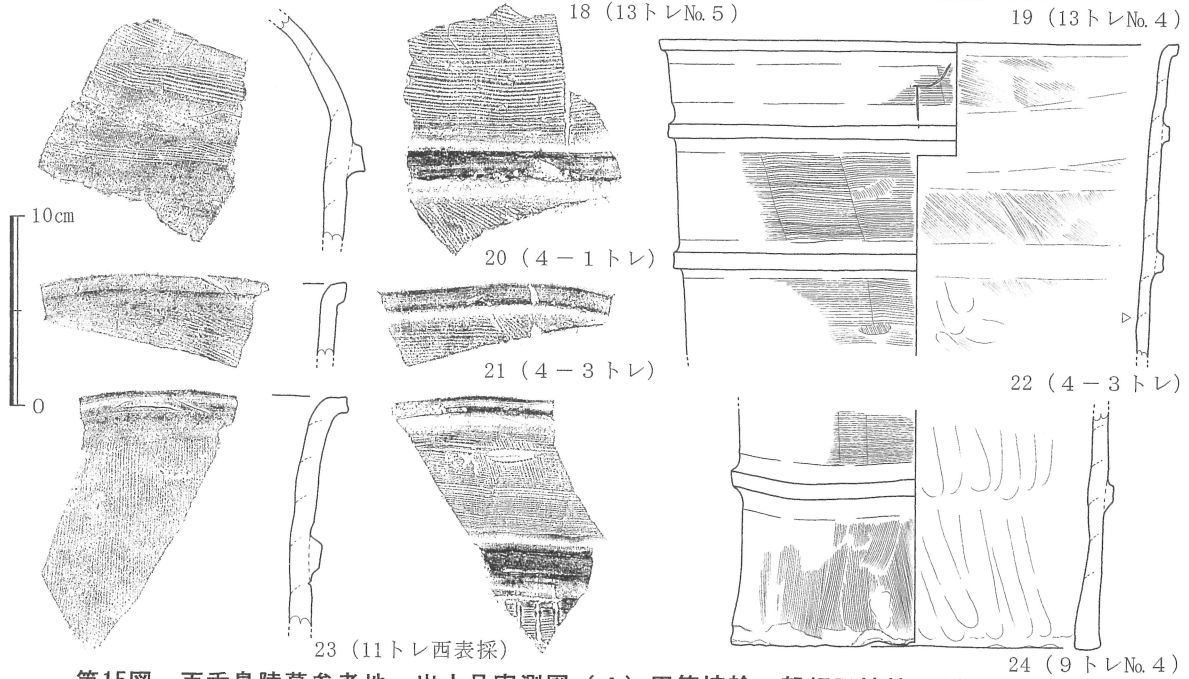


第14図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (3) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/6)



18 (13トレNo. 5)

19 (13トレNo. 4)



20 (4-1トレ)

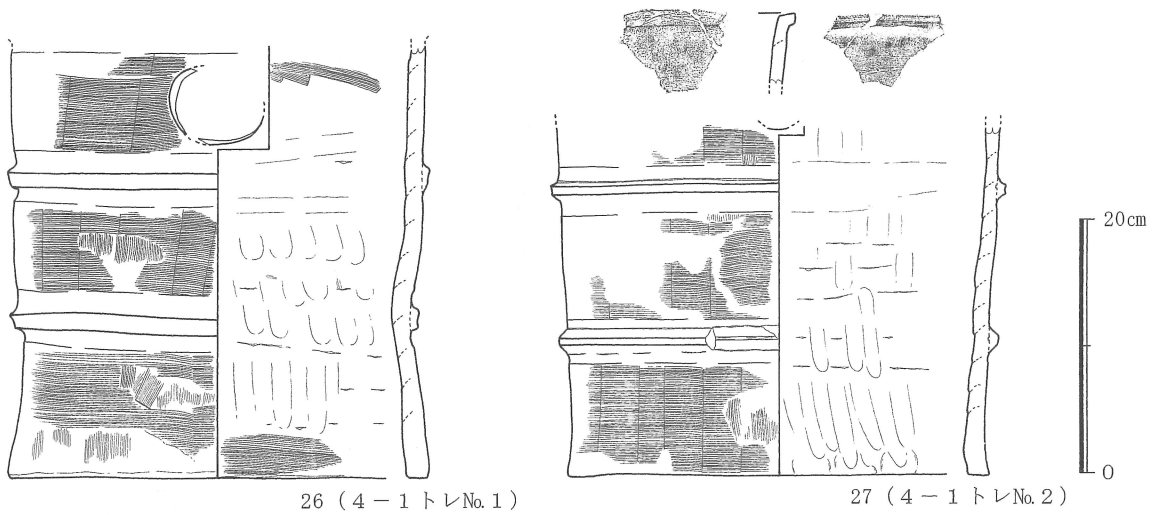
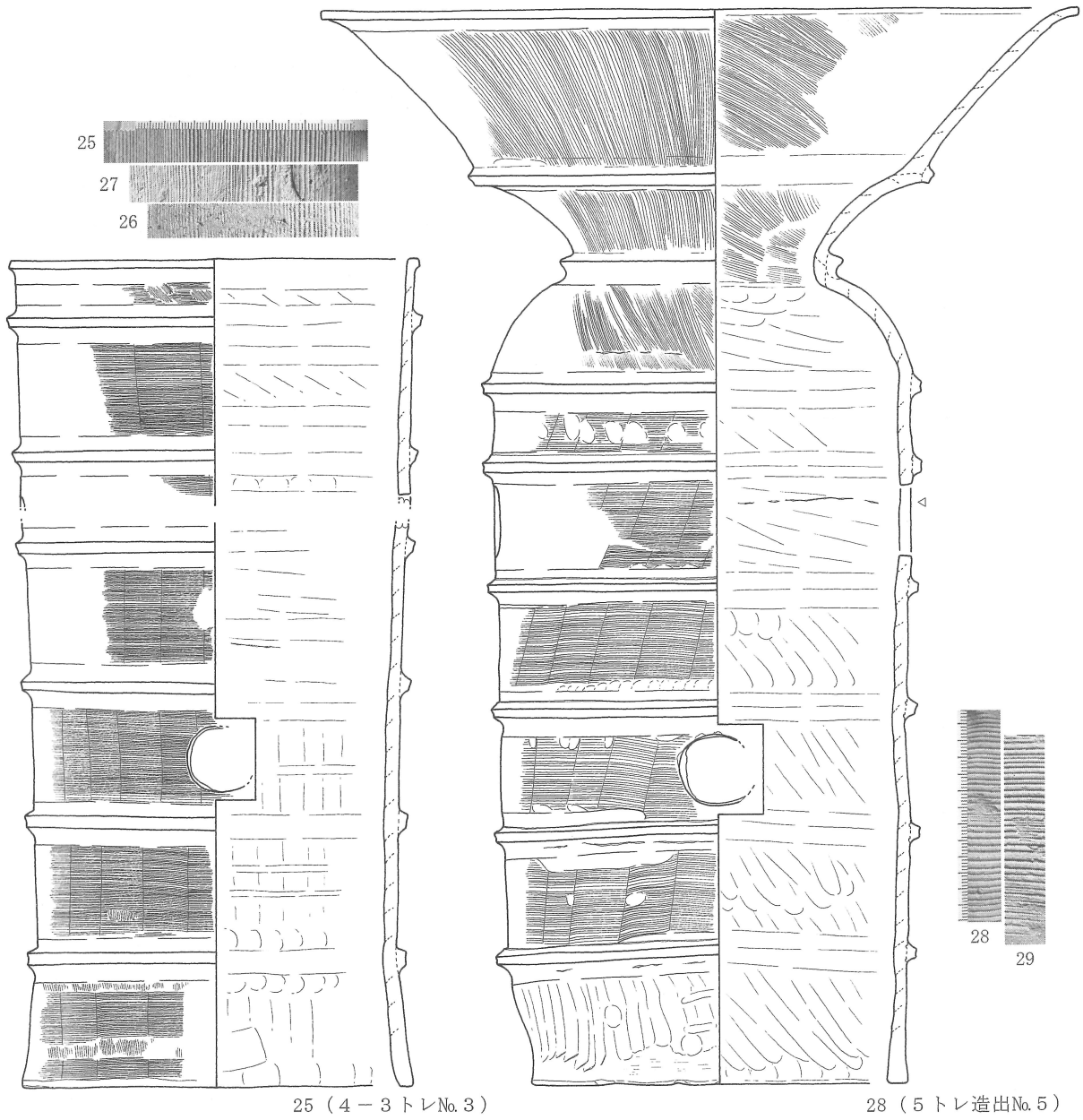
21 (4-3トレ)

23 (11トレ西表採)

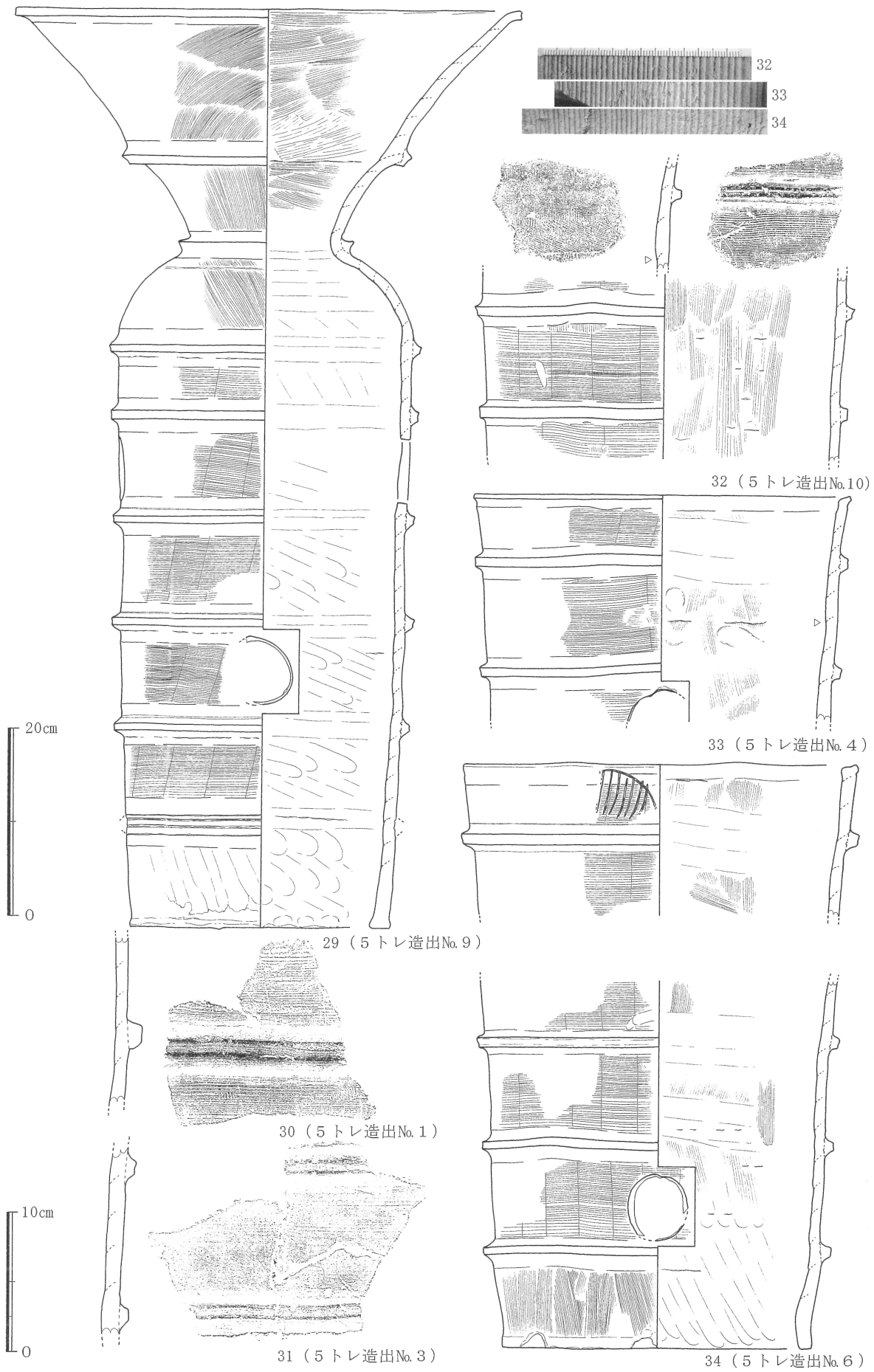
22 (4-3トレ)

24 (9トレNo. 4)

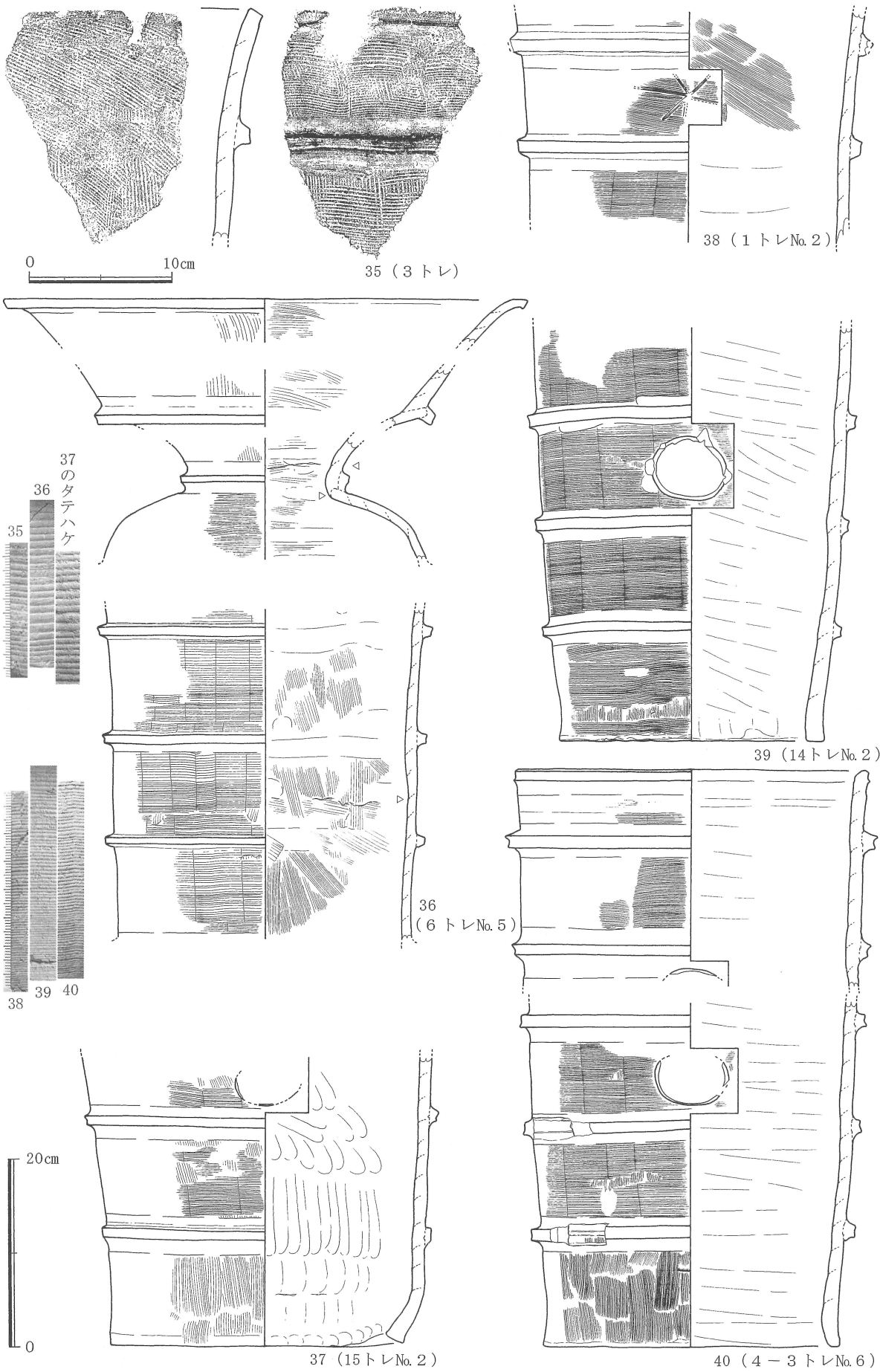
第15図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (4) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)



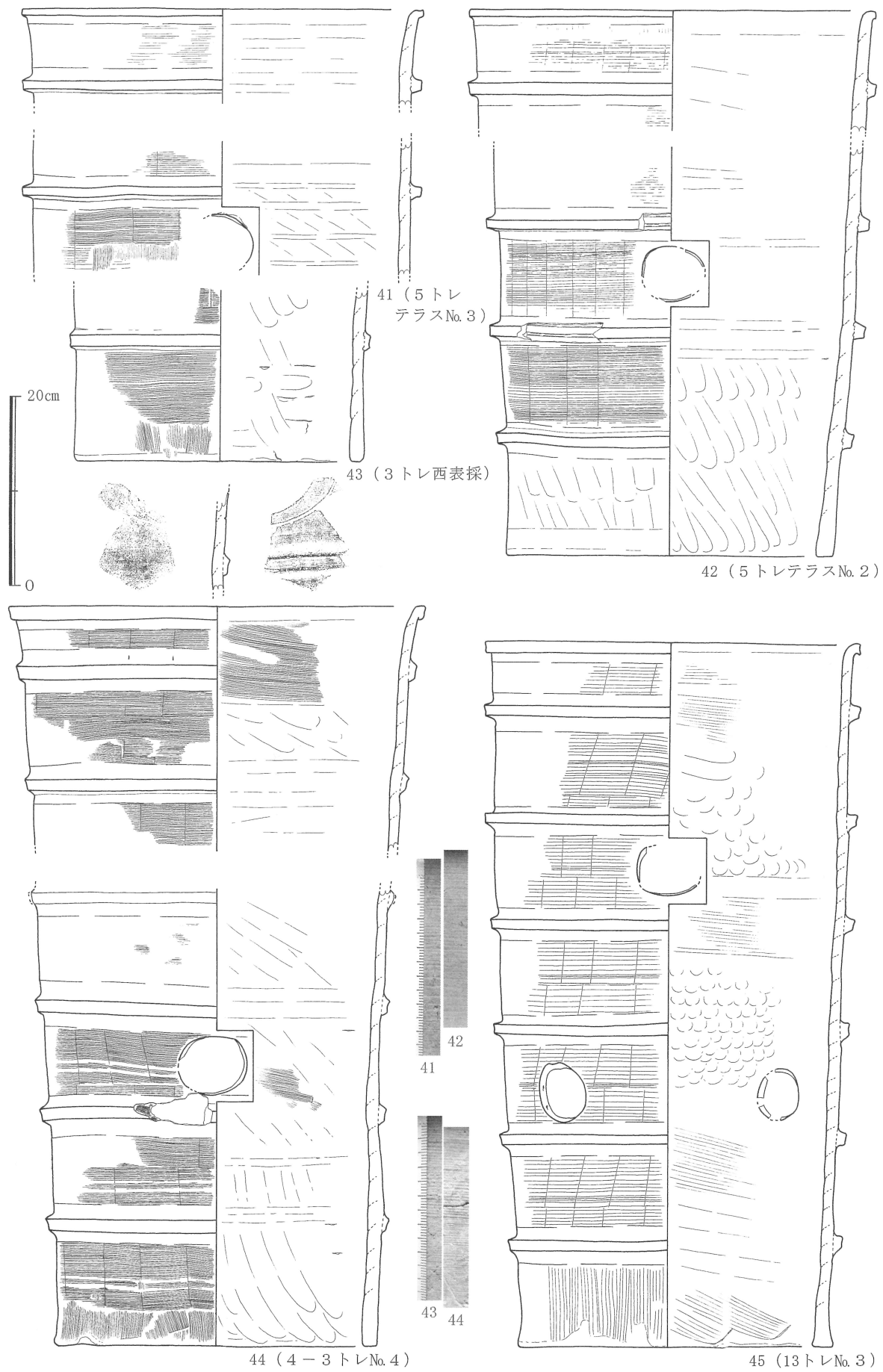
第16図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (5) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/6)



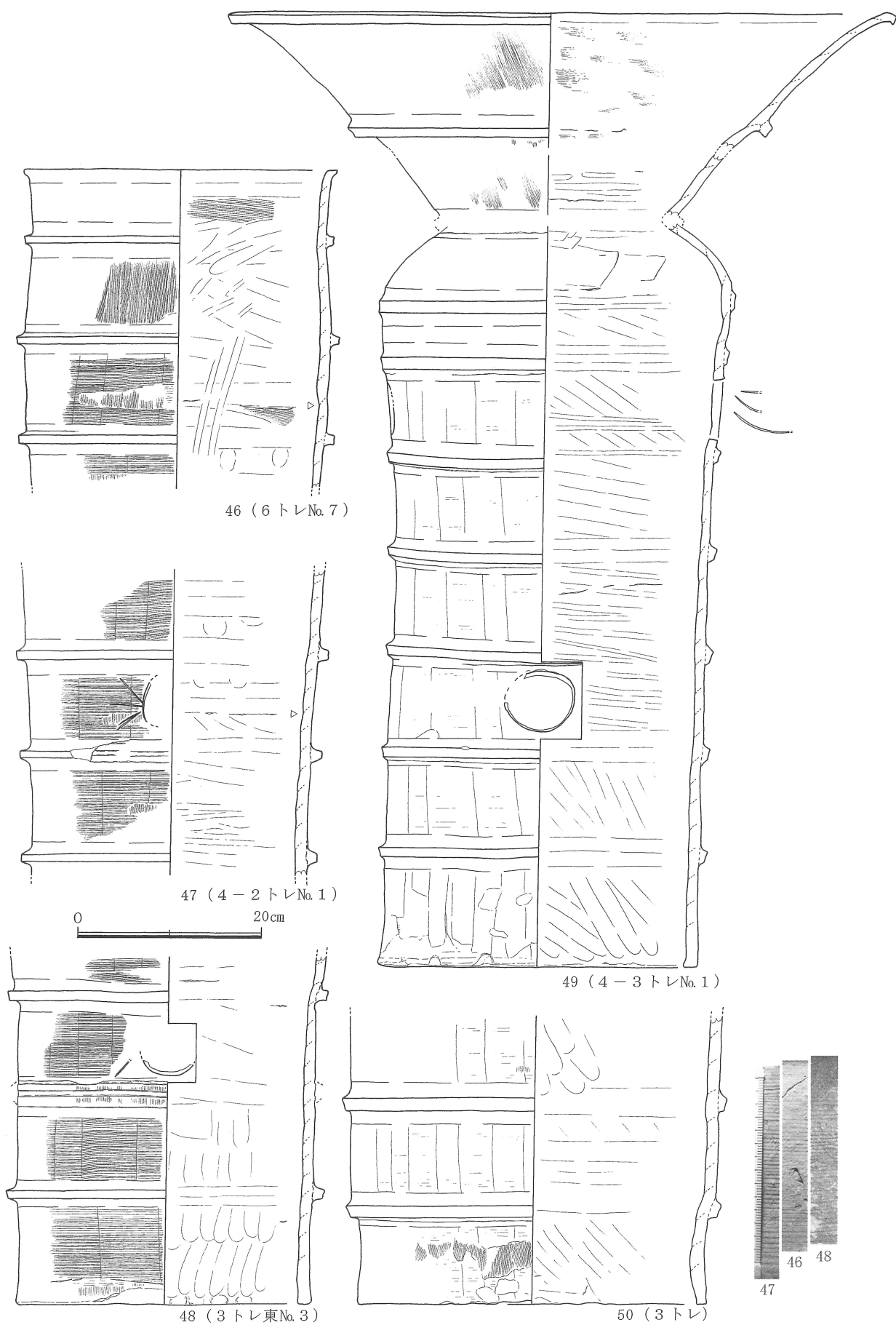
第17図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (6) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)



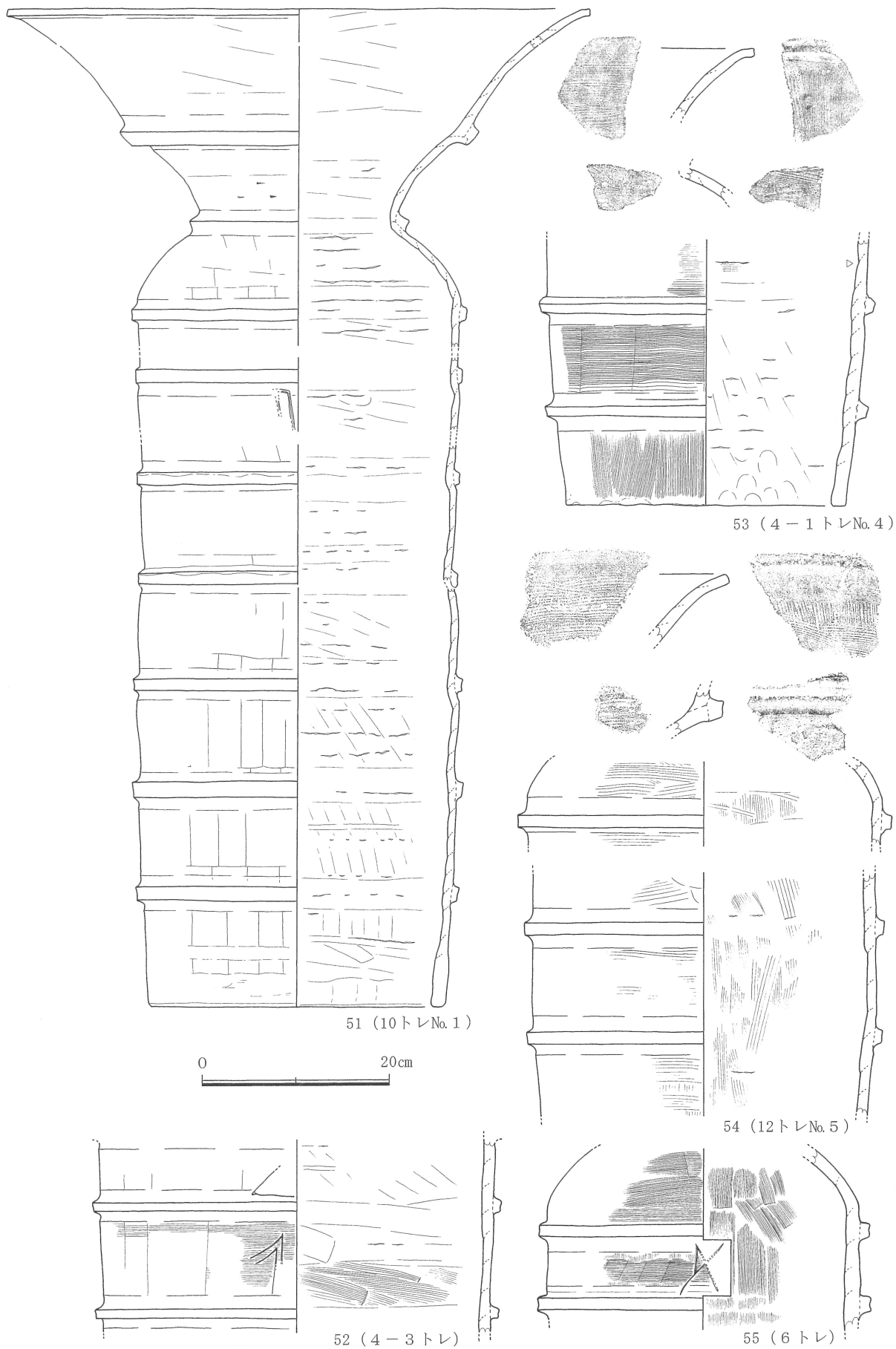
第18図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (7) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)



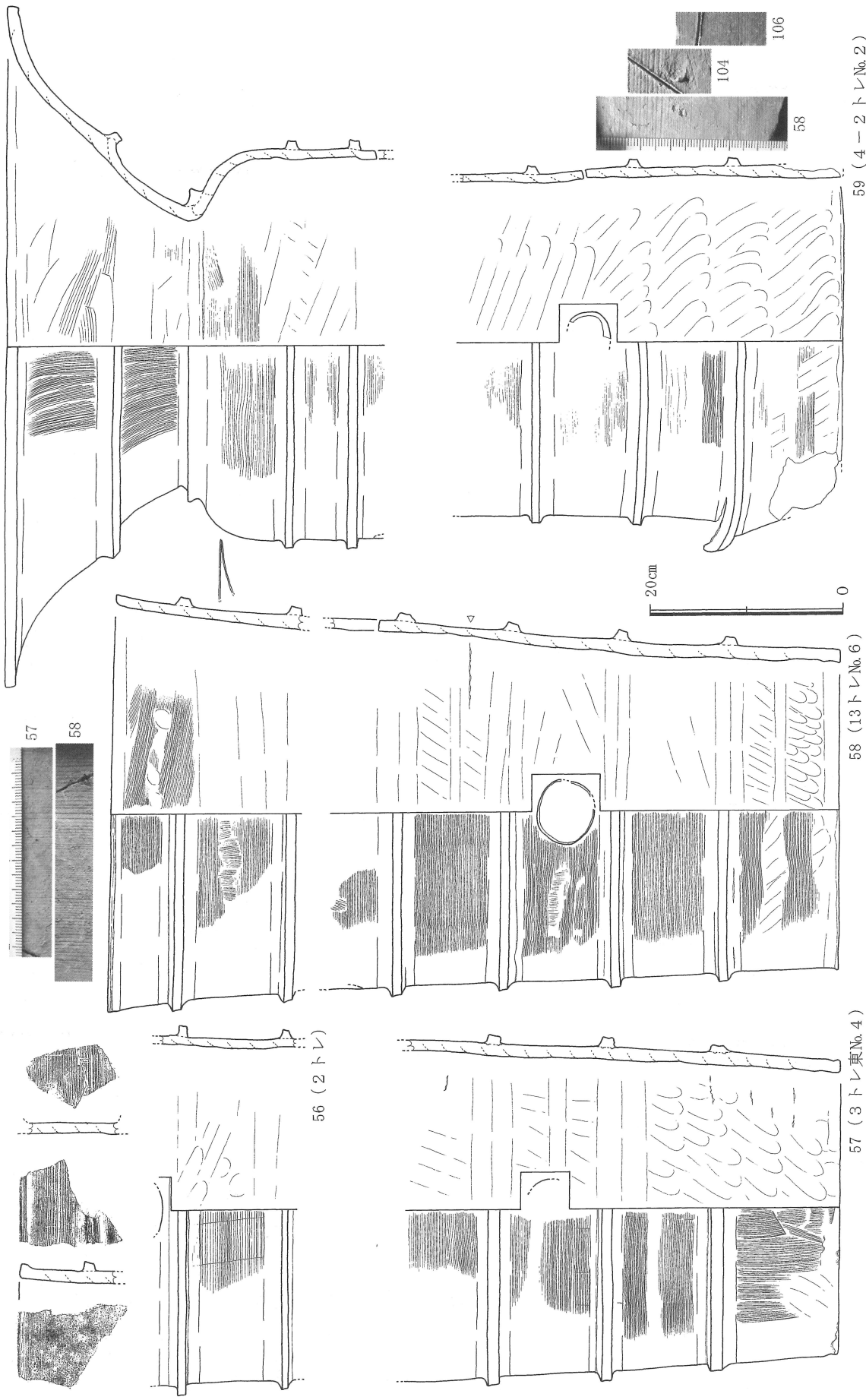
第19図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (8) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/6)



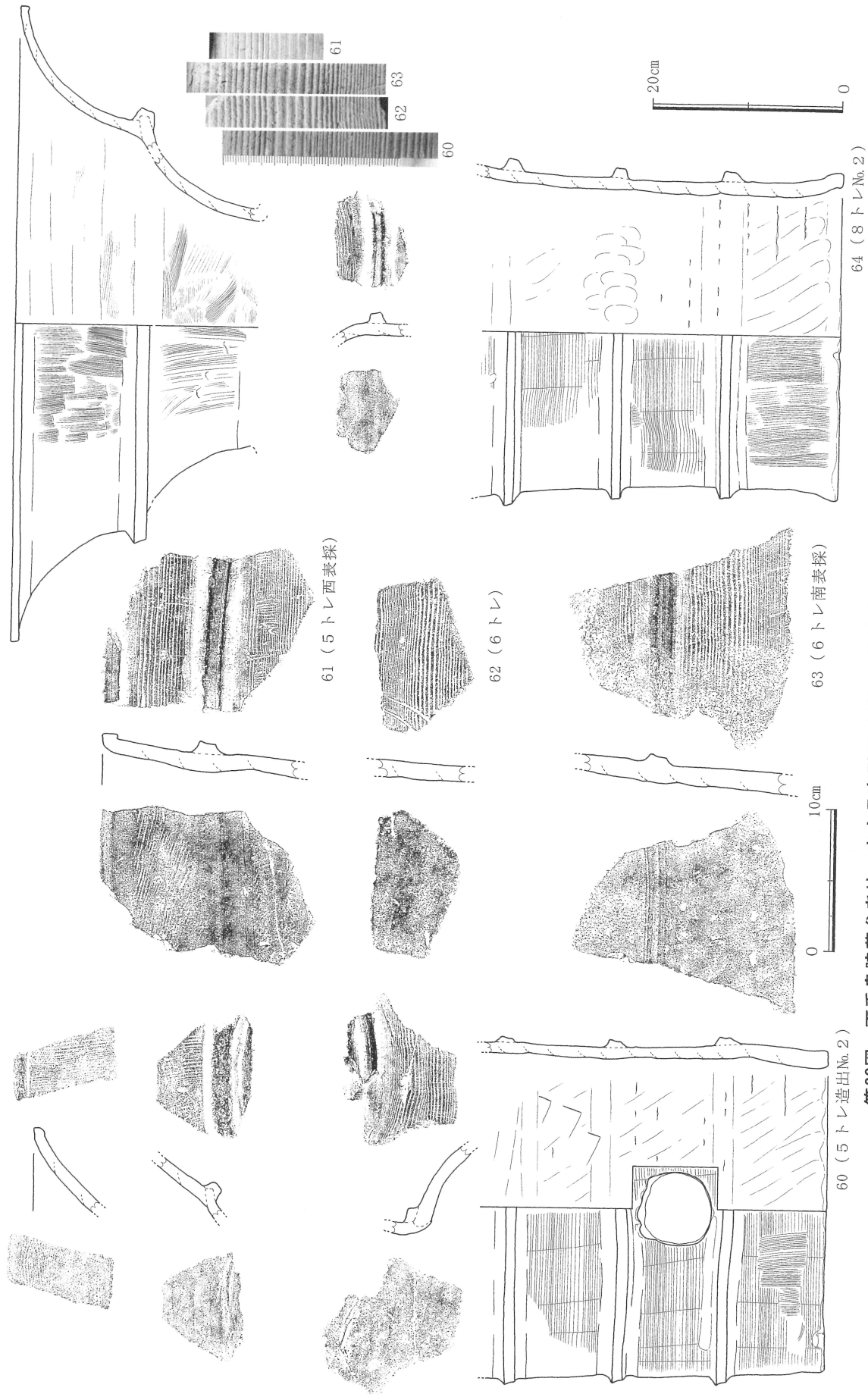
第20図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (9) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/6)



第21図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (10) 朝顔形埴輪 (1/6)



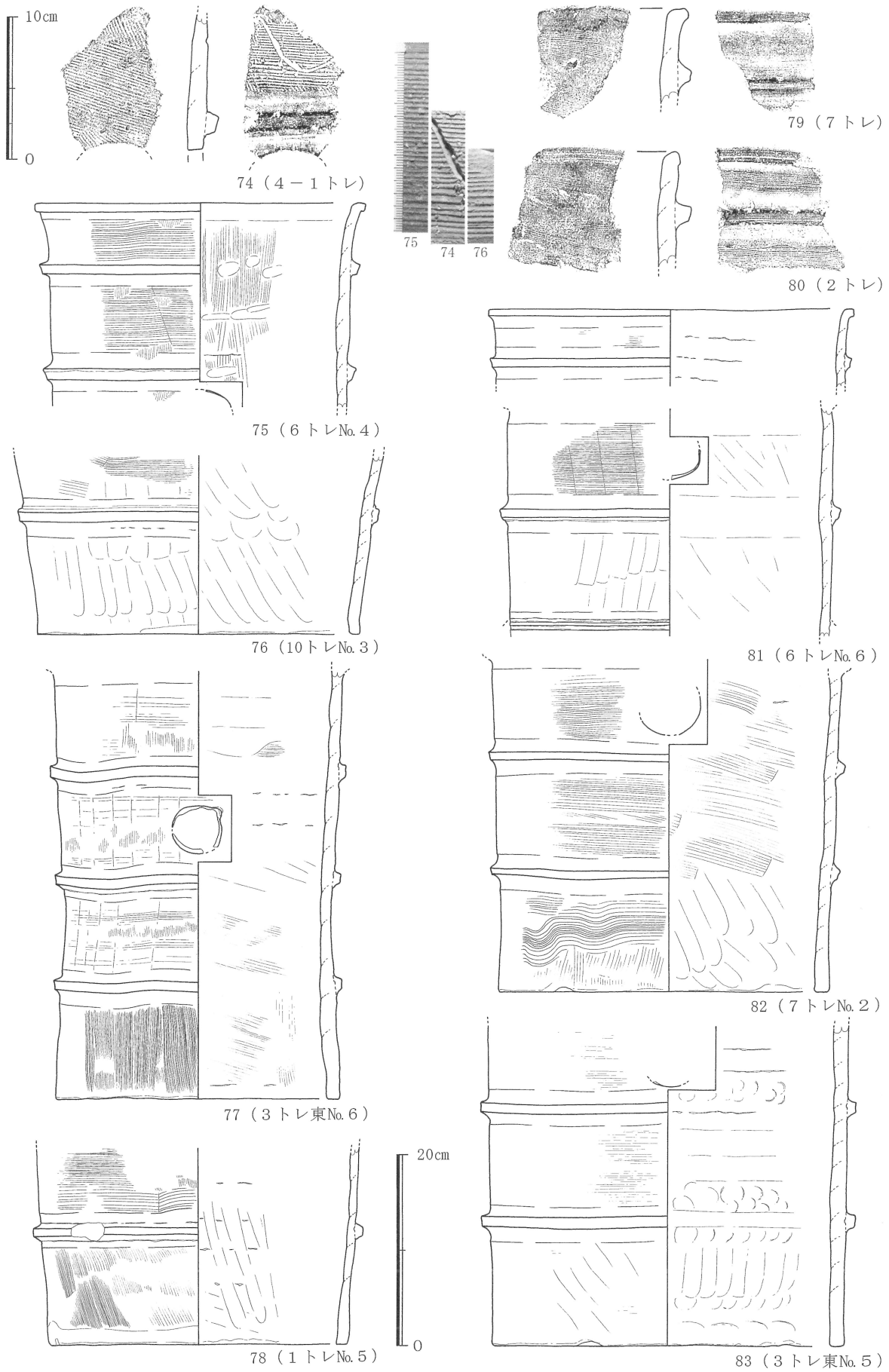
第22図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (11) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/6)



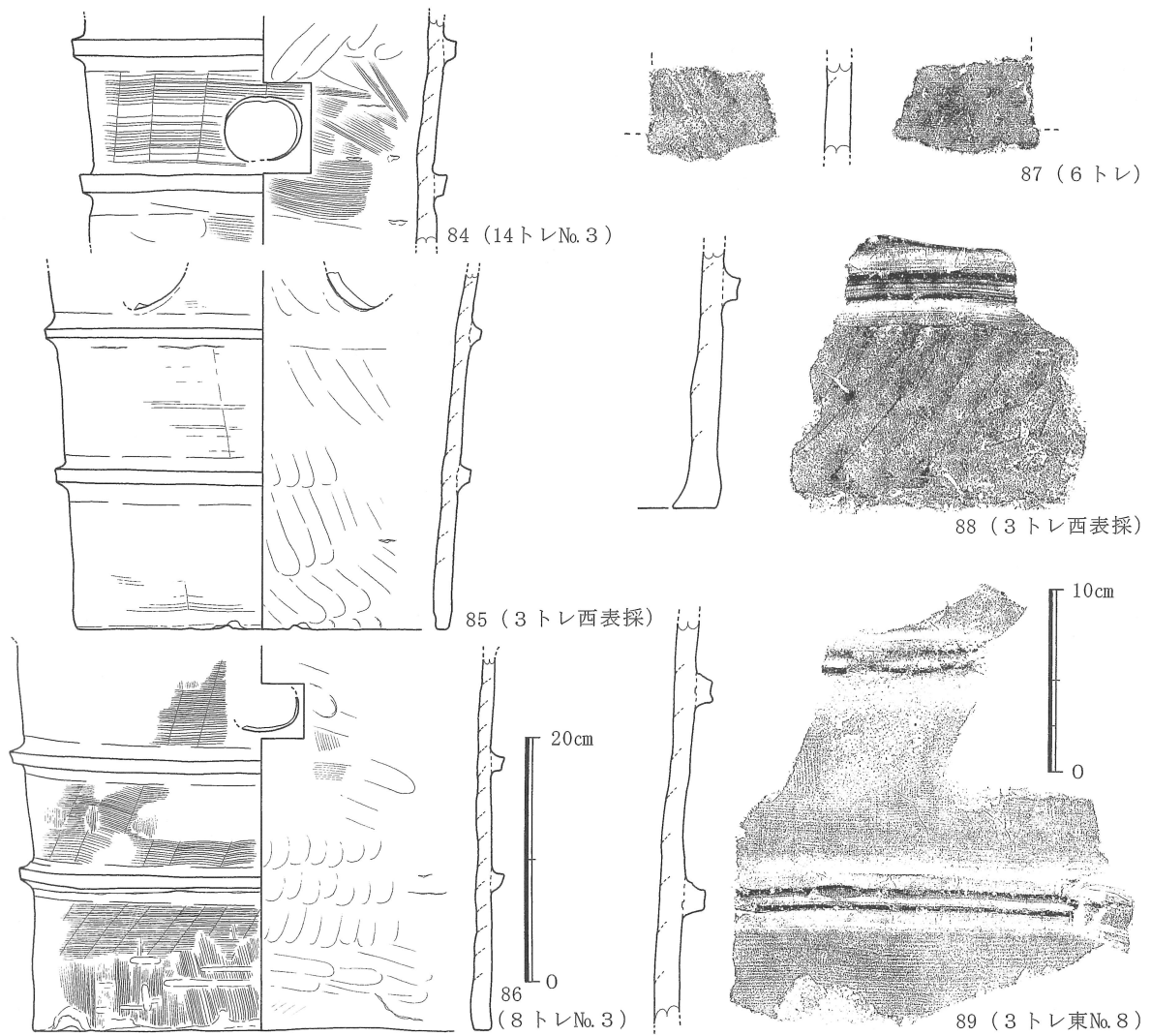
第23図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (12) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)



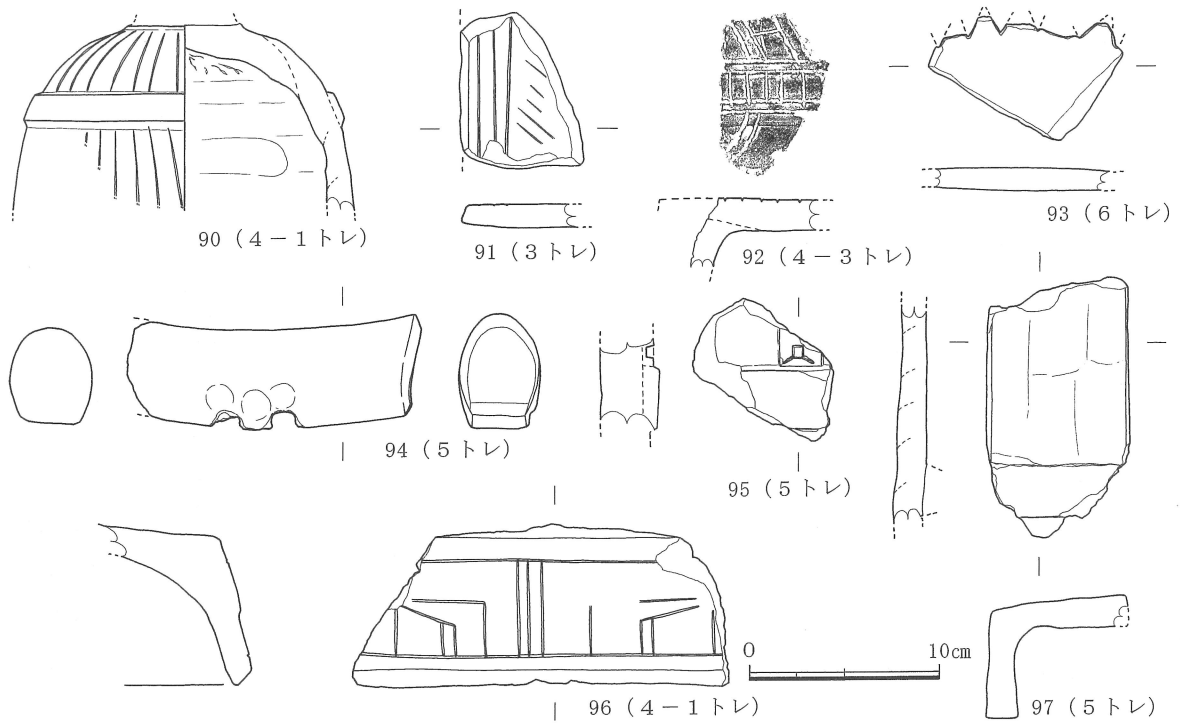
第24図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (13) 円筒埴輪 (1/4または1/6)



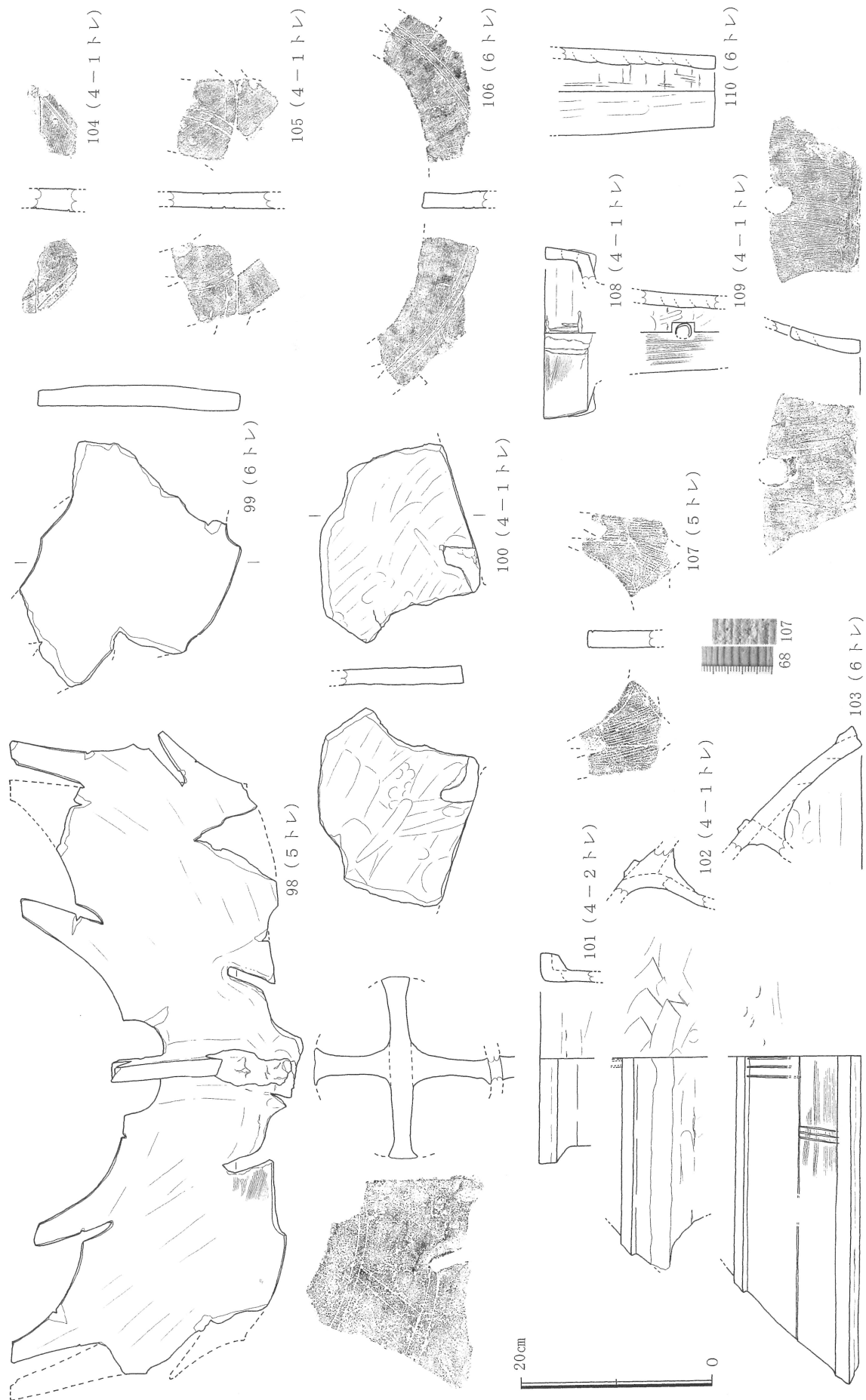
第25図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (14) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)



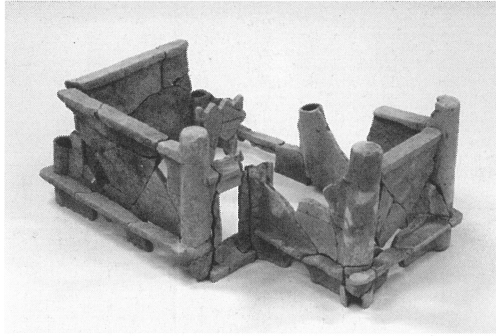
第26図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (15) 円筒埴輪・朝顔形埴輪 (1/4または1/6)



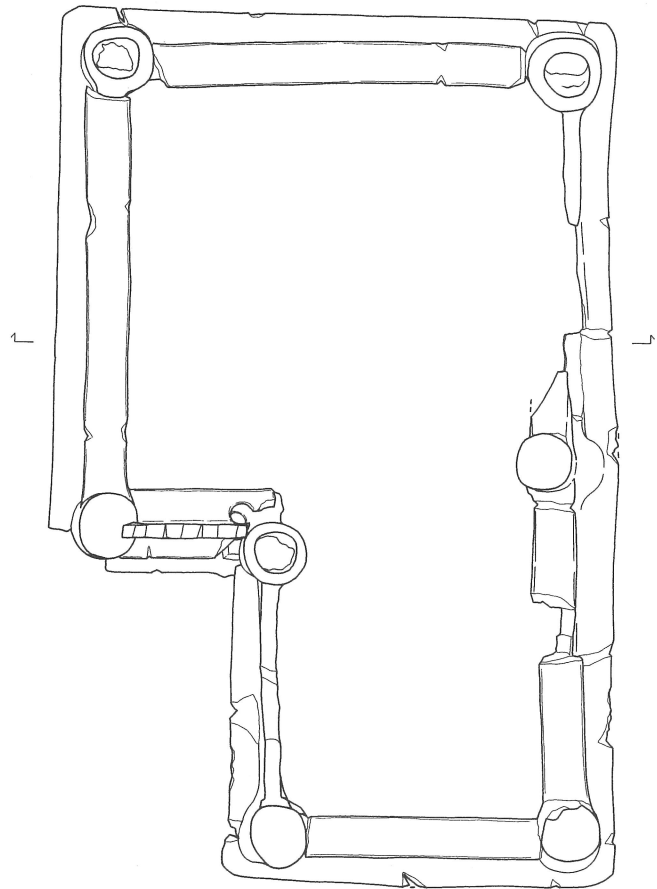
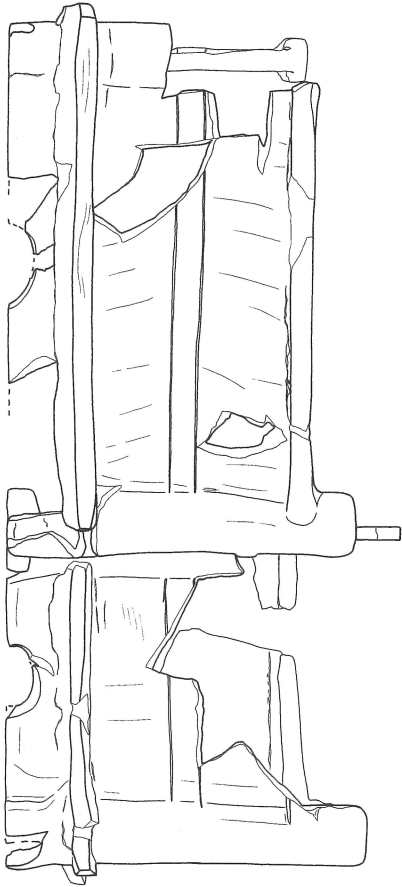
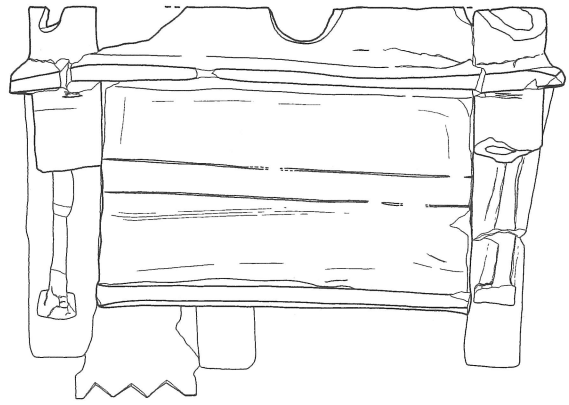
第27図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (16) 形象埴輪 (1/4)



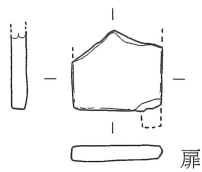
第28図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (17) 蓋形埴輪 (1/6)



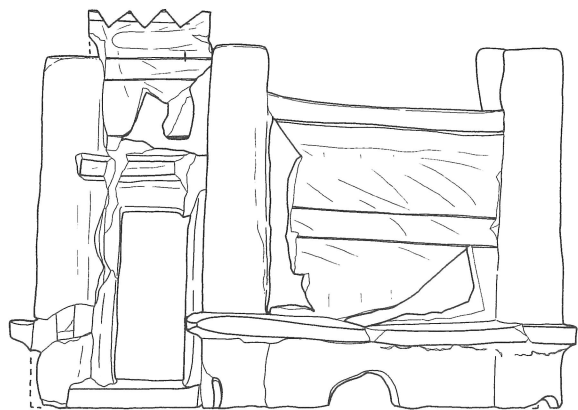
112 (圓形埴輪)



112の出入口 (内面から)

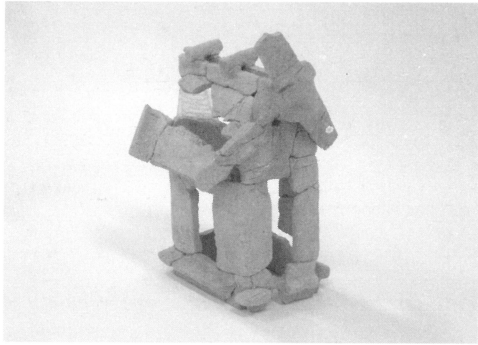


扉

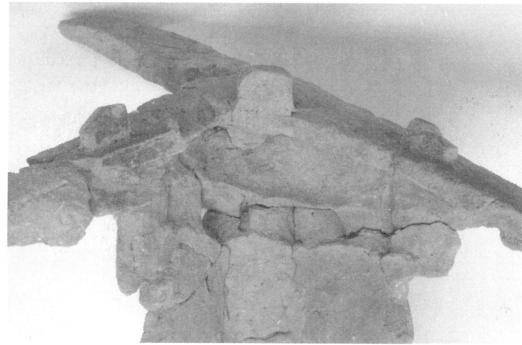


112 (6トレ)

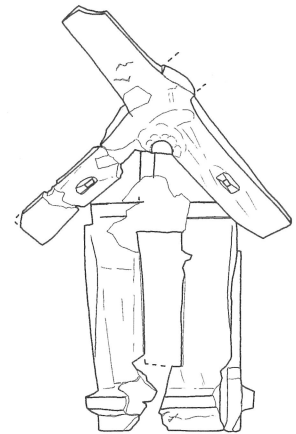
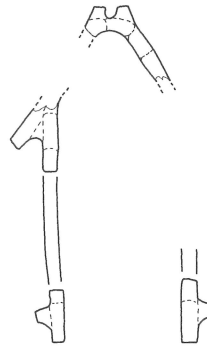
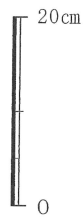
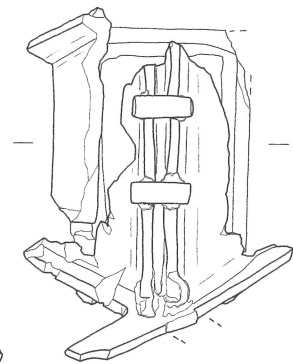
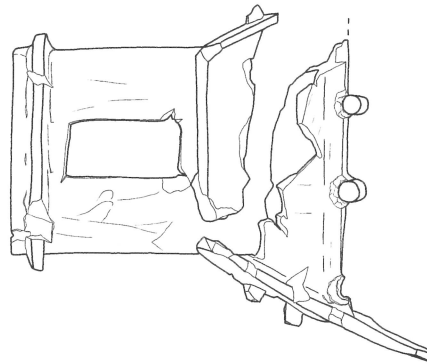
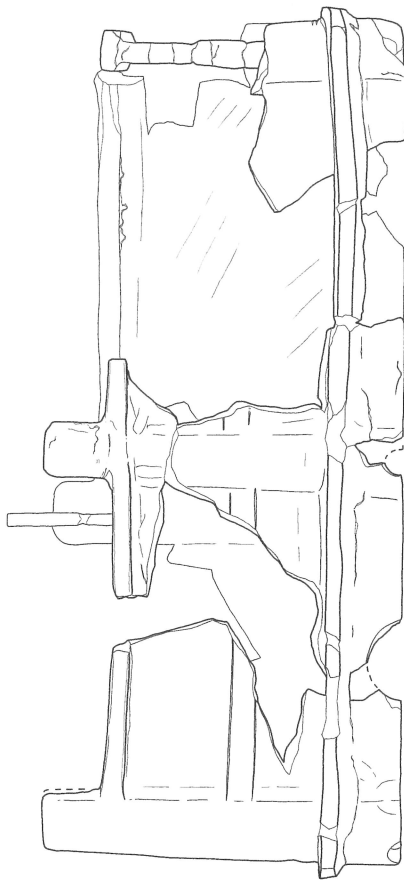
第29図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図



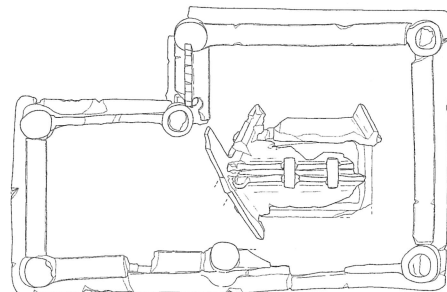
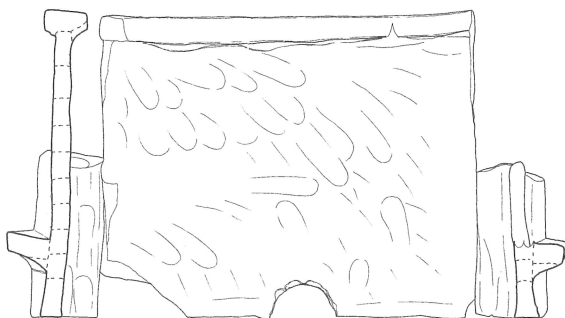
113 (家形埴輪)



113の内面



113 (6トレ)



配置状況復元図 (1/16)

(18) 冢形埴輪・家形埴輪 (1/8)

おおぶりの突帯と条線の粗い部分と密な部分が混在したハケメパターンが特徴的である。

65～67は貼付口縁をもつ個体である。66・67は外面調整が板ナデ状である点が共通するものの、内面調整が異なっている。67では第1・2条突帯が板押圧されたままの状態では調整が終わり、第1・2段の外面調整はタテ方向のナデである。第2段まで埋めることを意識して製作されたのかもしれない。また、最上段には線刻がみられる。これに似た線刻は京都府城陽市芭蕉塚古墳などでもみられる。

68～73は口縁部を含む破片である。68は突帯の形状が39・40に似る。また、68のハケメパターンは蓋形埴輪の立飾りである107のハケメパターンと一致するようにもみえる。69～73は、ほかに同一のハケメパターンをもつ個体をみいだせなかったものである。71は透孔の周囲に円形の線刻をほどこしているが、これについては破片資料で同一の線刻が散見される。72は一番下の段（おそらく第4段）に透孔よりは小さな孔が穿たれている。73では口縁端部付近の外面に凹線がみられる。同様な凹線は仁徳天皇陵出土品や継体天皇陵出土品でも確認されている。

74～76および第12トレンチNo.1（未掲載）は同一のハケメパターンをもち、同一製作者によるものと思われる。76では第1段の外面調整がナデのみになっている。77～89は同一のハケメパターンをもつ個体をみいだせなかったものである。なお、79・80については両者のハケメパターンが一致する可能性があるが、ハケメパターンの判明する幅が狭いので不確実である。86は外面にB d種ヨコハケがほどこされている。87は方形の透孔をもつ破片である。88は第1段の外面調整がナデのみになっている。

形象埴輪 調査で出土した形象埴輪はほとんどが南側にある造出周辺のトレンチから出土している。

90は小札鋸留眉庇付冑を表現したものであろう。筒状に粘土紐を積上げた後に円盤状の粘土板で頭頂部分を充填したようである。なお、伏鉢部分は欠損している。91は盾形埴輪の破片であろうか。92は鞍形埴輪の破片であろう。93は冨形埴輪の入口上部の破片である。6トレンチ出土であるので、112以外にも造出と前方部の取り付け部分に冨形埴輪が配置されていたものと思われる。94～97は家形埴輪の破片で、94は大型な家の堅魚木である。95は屋根部分の破片で、入念な装飾がほどこされている。96は家形あるいは鞍形埴輪の裾部分の破片である。家であるとするれば大型といえる。97は柱部分の破片である。

98～111は蓋形埴輪の破片である。98～100は無文の立飾りであるが、98については8面あるうちの1面のみに線刻がみられる（拓本参照）。101～103・111は笠部の破片である。102は現状で二本の沈線しか確認できないが、三本あった可能性もある。103は三本一組みの沈線がほどこされている。111は1～7とハケメパターンが同一である。104～107は線刻をもつ立飾りの破片である。104～106では57・58と同一のハケメパターンがみられ、赤色顔料がほどこされている。107は68のハケメパターンと一致するようにもみえる。108～110は立飾りの軸部分の破片である。109はハケメパターンが57・58と同一である。

112・113は冨形埴輪と家形埴輪である。6トレンチにおける造出と前方部側面とがぶつかる屈曲部分に位置し、冨形埴輪の屈曲部分のある長辺が墳丘側に面し、反対側の長辺が周濠側に面するように配置されていたものと考えられる。また、出土状況から冨形埴輪のなかに家形埴輪が配置されていたものと推測される（第29図の配置状況の推定復元図）。112の冨形埴輪は平面プランが約90cm×55cmとかなり大きいものである。その構造は柱を模倣したと考えられる円柱のあいだに粘土を塀のように配したものとなっている。円柱は粘土紐の積上げで成形されていたようで、最後に上部のみを粘土板によってふさいでいる。なお、円柱の最下部には蹄状のえぐりがみられる。塀に相当する部分は3cmほどの粘土帯を積上げることによって成形されているようである。冨形埴輪では塀の部分に近接した2条の突帯をめぐらせていることが多いが、この個体ではそのかわりに2本の沈線がほどこされている。塀部分の最下部の円柱と円柱の中間部分では半円形のえぐりがみられる。塀部分の外側には底面から8cm前後の高さにやや突出の大きい突帯が貼付けられている。貼付けの際には、下部に補充粘土をもちいていたようである。こうした突帯が何を意味するのかについては、家形埴輪の裾回り突帯も含めて検討が必要であろう。出入口部分は円柱の間に高さ2～3cmの床状の長方形の粘土板を置き、そのうえに粘土を補充していく形で形成されている。出入口外面上部には突出の低い突帯が貼付けられ、さらに上部には鋸歯状の飾りがみられる。鋸歯状の飾りは出入口部分のみである。こ

の鋸歯状の飾りと突帯のあいだには水平方向のしっかりした線刻が3本、弱い線刻が鋸歯状の切取り部付近に1本確認できる。なお、この出入口外面上部の突帯に対応するように出入口内面にも3.5cmほど突出する突帯状の粘土が貼付けられている。この出入口内面上部の突帯と出入口床には小孔が穿たれており、これは出入口の上下で対応した位置にある。このことや突起をもった扉状の破片があることから考えると、これらの小孔が軸孔となって開閉可能な可動式の扉が設置されていた可能性が高いと考える。なお、その扉の可動部分の軸となる小孔は外側から出入口に向かって右側にほどこされている。この冪形埴輪は、全体的にみれば器壁の摩耗が著しい破片も多いが、確認できる範囲ではハケメ工具状の工具で調整した後に丁寧にナデ調整がほどこされているようである。なお、このような冪形埴輪にともなうことの多い楕形の土製品は確認されていない。

このような円柱をもつ一体成形の冪形埴輪はこれまで知られていなかったが、本例で確認されたことによりこれまで円柱をもつ家形埴輪と考えられた破片などがこうした冪形埴輪の部材となる可能性もでてきた。今後の検討が期待される。なお、本例に似たものとしては大阪府八尾市心合寺山古墳出土の「水の祭祀場を表した埴輪」があげられ、冪部分に柱の表現がなされている。

113の家形埴輪は冪形埴輪に比べるとそれ単体ではかなり小さな家形埴輪である。平面プランも約22cm×16cmとかなり小さいが、屋根部分も含めて冪形埴輪の内部に納めることを考えれば、妥当な大きさともいえる。切妻造の家形埴輪で、屋根には千木と堅魚木が表現される格式の高い家形埴輪である。この家形埴輪の製作方法はおおまかに①幅4cmほどの粘土帯を積上げて四壁を形成②妻側の両方に半円形となるように粘土帯を積んでさらに壁を追加③幅3cmほどの粘土帯を平側と平行に乗せていき屋根を形成する④細部の装飾、といった具合であろう。屋根部分の内面には妻側の壁部分との剥離箇所があり、どのように屋根部分が成形されたかが良好に観察できる。

小結 円筒埴輪・朝顔形埴輪については、残存状況のよい埴輪が一定量出土した際の分析として普遍化しつつある同工品分析といった手法も試みてみたが、本参考地出土品のように法量や製作方法などの面で非常に均一的な資料でしかもB種ヨコハケである場合、ややもするとハケメパターンの異同に重点をおいて同一製作者の認定をしてしまいがちな事態を体験した。しかし、同一ハケメパターンをもつ一群をさらに細分してまとめなおしてみると、同一ハケメパターンをもつ個体同士が必ずしも同一製作者によるものではないということが明らかになってきた。こうした現象がハケメ工具の共有によるものかそれとも同一材からつくられた兄弟原体によるものなのかは不明である。また、上でも指摘したように同一製作者内の変異も少なからずあったようであり、それを製作者の違いとしてしまっている可能性もある。さらに、製作者がハケメ工具を変えた場合に、それを同一製作者のものとして認識できるのか一部の製作者については怪しい。今後、今回の調査で出土した資料の検討をさらに深めていきたいと考えている⁽⁷⁾。

冪形埴輪では円柱表現をもつ非常に大型の冪形埴輪とそれにとともなう家形埴輪の存在が特筆される。また、蓋形埴輪では立飾りの良好な資料が出土しており、無文のものと有文のものが同一墳丘内で共存していたことがわかった。

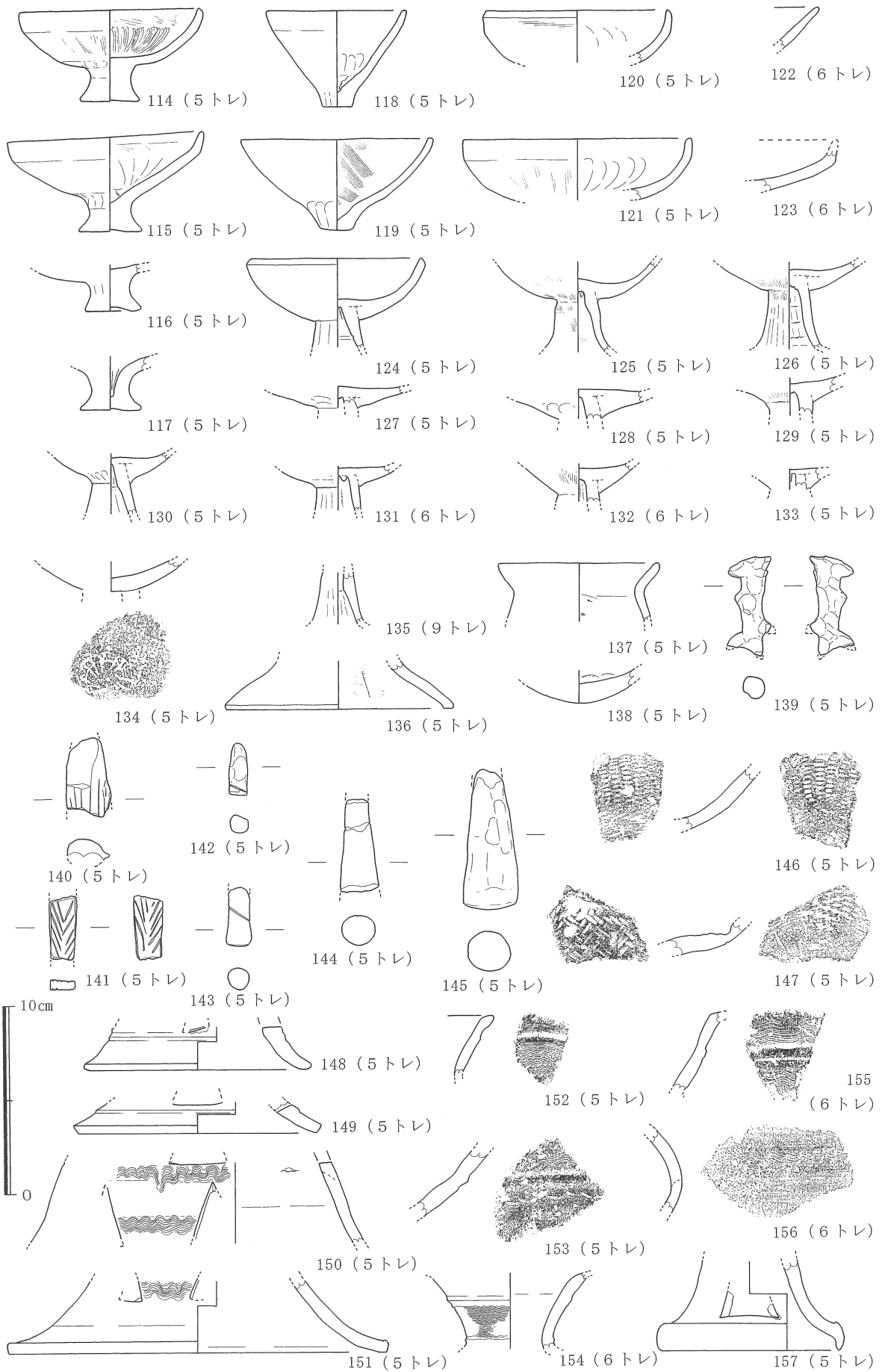
なお、本参考地出土埴輪については、TK 216～ON 46 型式段階の範疇におさまるものと考えられる。

上記の通り、今回の調査で出土した埴輪の概略を述べてきた。これだけの多量の遺物が出土したが、4～7月に接合作業、8～10月に実測作業とほぼ完全に1人で作業をおこなったため、不備が多いことを恐れる。今回の報告が大型前方後円墳における埴輪の実態を考える際の一つの指標となれば幸いである。

(2) 土師器・土製品・箆形土器・須恵器 (第30図)

今回の調査では、造出上面に設けた5トレンチなどを中心として多数の土師器・土製品・須恵器も出土しているので、ここでとりあげることとする。

土師器はミニチュアの範疇で考えられるような小型品が大半である。出土位置は、造出上面で出土したものが多く、造出の周囲や埴輪列にともなって出土したものもある。114～117は低脚の坏である。118・119は椀となるのであろうか。いずれも類例に乏しく、帰属時期の判定が困難である。120～123は口縁部



第30図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (19) 土師器・土製品・笊形土器・須恵器 (1/3)

の破片であり、器種は不明であるが上記の二器種か高坏であろう。124～136が高坏である。埴輪列にともなうて出土した土師器は基本的に高坏である。脚部の坏部への接合部分は、坏部外面の下端よりも脚部内面の上端が高く位置し、脚部が坏部にめりこんだ状態になっているのが特徴である。脚部内面の最上部（接号部分）の横断面が円形で棒状のものにくっついていたようであることから、脚部に棒状のものを差し込んでそれぞれ坏部と接合していたか、棒状のもので接合部分を押しつけて圧着していたものと思われる。ほとんどがこのように接合されていたようで、134のみが坏部と脚部がきれいにはがれるような接合方法となっている。137・138は埴あるいは小型の甕というべきか。なお、いずれの土師器についても基本的に古墳築造時にともなうものと考えている。

土製品はすべて造出上面の5トレンチから出土しており、何を模倣したのか不明なものが多い。139は上下左右非対称に突起がみられ、何か不明である。140は魚の可能性はある。断面で突出している部分が背鰭などになるのかもしれない。141は不明であるが、杉の葉状の文様（綾杉文）ではある。142～145は「ちまき」状のものである。142と143、144と145はそれぞれ同一個体片の可能性はある。

146・147は箆形土師器の破片で、どちらも造出上面の5トレンチから出土している。内外面ともに箆の圧痕が残されている。146は内外面ともに底部付近では経2本ごとに緯を通す綾編みで、それが続いた後に経1本ごとに緯を通す箆編みに変化しているようである。147は底部付近とそれ以外で箆を構成する原材料が変化したようであるが、どちらも箆編みのようにみえる。

148～157は須恵器で、造出周辺から出土している。157を除いて、仕上りが土師質で色調も青灰色とはならない「生焼け」のような状態である。このような破片が一定量出土していることから、偶然そのような仕上りとなったわけではなく須恵器を土師質の仕上り（色調）とすることを意図して製作したものと考えられる。同様の製品は宇和奈辺陵墓参考地でも出土している。148～151は脚部の破片である。三角形の透孔が穿たれており、器台や脚付壺などにもなったものと思われる。152・153は高坏の可能性はあるが断定はできない。154～156は甕の破片であろう。157は造出上面の出土で、高坏の脚部の破片で三方向に三角形の透孔が穿たれたようである。TK 23・47型式段階のものと考えられ、造出上面においても古墳時代に追加祭祀がなされていたことを示すものであろう。出土した層位は蓋形埴輪片や土師器が出土していた層位と同じで、まさに築造時の造出直上といえる層位である。他の須恵器についてはその型式（TK 216型式段階頃か）からこの157の須恵器とは同時期にならないことが確実であるが、土師器や土製品などは時期決定の決め手に欠くことから、この157と同時期である可能性も否定はできない。しかし、これだけ量がまとまっていることなどから157以外は古墳築造時のものと考えたいところである。（加藤）

（3）古墳時代以外の遺物（第31図）

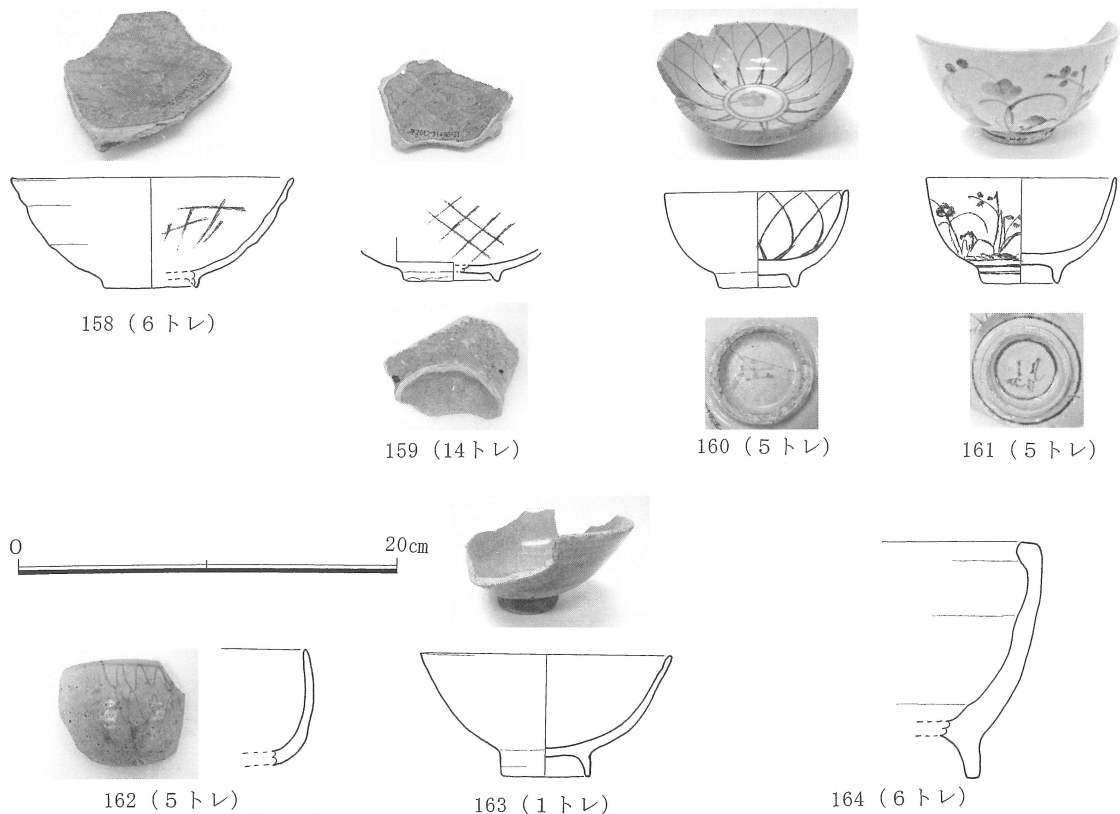
古墳時代以外の遺物は、全体の出土遺物量の1割にも満たない数しか出土していない。しかしながら本陵墓参考地の変遷を考える上では貴重な資料であるので、図化できたものを中心に報告しておく。

瓦器 瓦器は各トレンチから数片ずつは出土しているが、南側くびれ部周辺のトレンチから比較的多く出土している。その理由としてはこのあたりは、江戸期の浚渫工事が及んでいないところが多く、そのために墳丘裾部が原初の形状を留めており（冪形埴輪が原位置で出土していることからわかるように）、その上に堆積した旧表土内から瓦器が多く出土していると考えられる。

しかしながらいずれも小片であり、全形を窺える資料は少ない。そのなかで158は口径15cmほどに復元できる。低い高台をともない、内面には暗文を認めることができる。この暗文は、外面には認められないようである。159も低い高台を残す碗の破片であるが、内面には格子状の暗文が認められる。高台径は、5cmほどに復元することができる資料である。

他の破片は図化できないような小片ばかりであるが、ここに示した2点と大きく異なるような特徴は見いだせない。よってこれらの瓦器碗の時期的な位置づけとしては、高台が形骸化していることと、外面に暗文が施されていない等の特徴から判断して13世紀の前半代に属するものと判断しておきたい。

陶磁器類 陶磁器類は、いずれもⅡ層とした浚渫土から出土したものである。すなわちこの浚渫工事が実



第31図 百舌鳥陵墓参考地 出土品実測図 (20) 中近世遺物 (1/4)

施された時期を判断する上で重要な資料といえる。図化したうち 160 から 162 は肥前陶磁器であり、いわゆる「くらわんか茶碗」と呼称されるものである。160 は外面には青磁の釉薬が施され、見込みには五弁花のこんにやく印判が認められる。内面には染め付け顔料によって編み目が描かれている。口径は 9.8cm、器高 5.1cm を測る。161 もほぼ同じ大きさであり（口径 10.1cm、器高 5.6cm）、外面には花卉文様が描かれている。160 と 161 は、ともに第 5 トレンチの浚渫土（Ⅱ層）から出土している。162 は、第 5 トレンチの排土から出土したものである。破片のため法量を復元することは難しいが、形状は「くらわんか茶碗」と同様である。外面には一重の編目文様が、染め付け顔料によって描かれている。

163 は黄瀬戸に近いような色調を呈し、表面には細かな貫入が認められる。一般には「京焼風陶器」と呼称されるものであり、口径は 13cm ほどに復元することができる。この土器そのもので所属年代を決めることは難しいが、第 1 トレンチの浚渫土から出土しており、このことから前述の「くらわんか茶碗」と近い時期の所産であろうと考えている。

これらの陶磁器はこんにやく印判の状況などから判断して、18 世紀の後半代から 19 世紀にかけての時期を示すものと考えている。ただし 162 の一重網目文様は、やや古い様相を示している。

その他 164 は土師質の火鉢である。器高は 12.5cm を測ることができるが、口径は不明である。内面上半分ほどにはすすが附着しており、火鉢として使用されたものであることがわかる。この火鉢は第 6 トレンチの浚渫土から出土しており、先の陶磁器と同時期のものと判断した。

その他、紅皿などが出土しているが、他の破片も含めて大きく時期を異にする遺物は出土していない。

小結 古墳時代以外の遺物は、13 世紀前半代を示す瓦器と 18 世紀後半の陶磁器類にほぼ限定できるといってよい。換言すればこの時期以外には、当参考地付近において人の活動が低調であったことが窺える。13 世紀代については、百舌鳥八幡宮との関係がこの頃を起源にする可能性を示唆する遺物といえるかも知れない。後者の 18 世紀後半代の遺物については、これらの遺物がすべて浚渫土から出土していることから、この遺物が示す年代に近い時期に濠浚えがなされたものと判断することができよう。

なお、ここに記述した時期以外の遺物として、弥生土器の壺底部が1点だけ出土している。(徳田)

4 調査の成果

(1) 円筒埴輪列について

各トレンチの概要のとおり、今回の調査では大半のトレンチで墳丘第1段テラス上の円筒埴輪列が検出された。その個体数は第1表のとおりであり、その合計は73個体におよぶ。また、このほかに第5トレンチでは造出上面の円筒埴輪列が検出されており、そこでは10個体が確認されている。これらの円筒埴輪列のすべての個体を取上げることは調査期間の制約もあって実現できなかったが、底部まで取上げることができなかったものについては、取上げることが比較的容易な胴部の破片を取上げておくことによって、その個体の特徴が調査後にも把握できるようにつとめた。これは、墳丘全体にトレンチを設定しているため、全体数に比べるとごくわずかな数ではあるが、これまで不明瞭だった大型古墳に樹立された埴輪の全体像を考える手がかりが得られる可能性を考えたことによる、ひとつの試みでもある。ここではそうした調査時の意図を有意義なものとするためにも、円筒埴輪列に関することについてまとめておくこととする。

まず、第1段テラス上の円筒埴輪列は「円筒埴輪3本+朝顔形埴輪1本」を基本単位として構成されており、非常に朝顔形埴輪の出現頻度が高いことを指摘できる。このことは第4-3トレンチのNo.1とNo.5や第13トレンチのNo.1とNo.5や第6トレンチのNo.1とNo.5が朝顔形埴輪であることが根拠となっている。なお、造出上面の円筒埴輪列についてはNo.2、No.5、No.9が朝顔形埴輪であり、No.5～9間については朝顔形埴輪2本の間に円筒埴輪が3本入る原則が守られているが、No.2～5間については円筒埴輪が2本入るのみで第1段テラスでの原則が完全にはあてはまらない。第1段テラス上の円筒埴輪は器高が約75cmにはほぼ統一されており、一部で5条6段構成のものがみられるものの基本的には6条7段構成となっていて、第3・5段に透孔が穿たれている(朝顔形埴輪は第3・6段が多い)。一方、造出上面では朝顔形埴輪であるNo.5とNo.9からわかるように、第1段テラス上のものよりも1段少ない段構成となっていることがわかる。このことはNo.2とNo.6で第1段テラス上のものにはみられない第2段に透孔が穿たれていることから首肯されるであろう。おそらく造出上面の円筒埴輪は5条6段構成を基本とし、器高は63cm前後で統一されていたものと推測される。

次に、埴輪列をどのように設置しているかをまとめておく。今回の調査で検出された円筒埴輪列は第13トレンチをのぞいて墳丘構築時に掘方などをともなわずに設置されていることが確認できた。第13トレンチについてはおそらく先行して排水溝が設置されていた関係で布掘状の掘方が確認できたが、他のトレンチでは墳丘盛土をほどこす過程で円筒埴輪列も設置されていたようである。ただし、設置時に円筒埴輪の周囲にはそれらを固定するように意図的に土がおかれたようで(第1・10トレンチなど)、この土が布掘状の掘方と紛らわしいことも事実である。なお、埴輪内部に落込んだ埴輪片の高さから判断して、埴輪の設置時には外側だけでなく内側もほぼ同じ高さまで土が充填されていたことが第13・14トレンチなどで確認されている。これは円筒埴輪だけでなく、朝顔形埴輪についても同様である。また、円筒埴輪のどこまでを埋めていたのかについては第12・13トレンチでは第3条突帯まで、第1・14・15トレンチは第3段の途中まで、第4-3トレンチでは第2条突帯まで、第9トレンチでは第2段の途中まで、造出上面では第1条突帯までであったようである⁽⁸⁾。ただし、各埴輪の底面のレベルを検討すると、墳丘構造から想定される第1段テラスの標高差(基本的に前方部正面に向かって標高が高くなる)以上のばらつきがみられ、底面が斜めに傾くものも少なくない。こうした点も布掘状の掘方による設置ではなく、盛土をほどこすなかで設置されたことの証左といえよう。この底面のレベル差が埴輪樹立時の状態のままであるとすれば、地表にあらわれた埴輪の高さはかなりまちまちであった可能性がある。なお、第1段テラス上での埴輪列の位置については第2段斜面の基底部分から約2～4mの位置に設置されていたようである。

遺物の項においても言及したが、今回の調査で出土した埴輪のなかには同じ製作者によって作られたと判断されるものが複数存在する。ここでは、それらが墳丘上でどのように配置されているかについてまとめて

おく。確実に同一製作者による円筒埴輪と思われるものは【1 (13トレNo.2)、2 (10トレNo.2)、5 (13トレNo.7)】、【12 (4-3トレNo.5)、13 (9トレNo.1)、14 (10トレNo.4)、8トレNo.4 (未掲載)】、【18 (13トレNo.5)、19 (13トレNo.4)】、【24 (9トレNo.4)、9トレNo.6 (未掲載)】、【28 (5トレ造出上面No.5)、29 (5トレ造出上面No.9)】、【32 (5トレ造出上面No.10)、33 (5トレ造出上面No.4)、34 (5トレ造出上面No.6)、11トレNo.1 (未掲載)】、【36 (6トレNo.5)、6トレNo.1 (未掲載)】、【39 (14トレNo.2)、40 (4-3トレNo.6)、4-2トレNo.3 (未掲載)、12トレNo.3 (未掲載)】、【41 (5トレNo.3)、42 (5トレNo.2)、6トレNo.2 (未掲載)】、【44 (4-3トレNo.4)、3トレ東No.2 (未掲載)】、【46 (6トレNo.7)、47 (4-2トレNo.1)、48 (3トレ東No.3)】、【6トレNo.3 (未掲載)、14トレNo.1 (未掲載)】などがある。これらの事例をみると、同じトレンチ内や隣同士などかなり近接した位置で同一製作者の埴輪が確認できつつ、まったく違う場所においてもみられるという傾向が指摘できる。同一製作者の埴輪と判断する要素は、焼成より前の製作段階における痕跡を手がかりとするので、製作終了からそれが古墳に配列されるまでには最低でも焼成と配列という二回の移動をともなつたはずである⁽⁹⁾。最低でも二回はシャッフルされたにもかかわらず同一製作者の埴輪が隣り合って配列された状況が複数確認できるということは、偶然である可能性も当然考えられるが、同一製作者の埴輪が同じ窠内の近い位置で同時に焼成されてその後に樹立されるような状況があったことを示唆する⁽¹⁰⁾。また、その一方でまったく違う場所においてもみられるということは同一製作者の埴輪の焼成が複数回におよんでいたこと、すなわち製作者は本参考地への埴輪樹立にあたってある程度継続的に埴輪を製作していたことを示すものであろう⁽¹¹⁾。なお、造出上面の埴輪列については28 (5トレ造出上面No.5)・29 (5トレ造出上面No.9) や32 (5トレ造出上面No.10)・33 (5トレ造出上面No.4)・34 (5トレ造出上面No.6) のように同一製作者の埴輪が集中してみられることや段構成や器高が第1段テラス上の埴輪列とは異なることから、製作・焼成の段階からかなりのまとまりをもって配列にいたつたものと考えられる。



第32図

百舌鳥陵墓参考地 第1段テラス埴輪列復元図 (1/1500)

次に、第1段テラス上の円筒埴輪列の平面プランなどについても言及しておく。その一番の特徴は、前方部側面の円筒埴輪列がそのまま直線的に後円部の円筒埴輪列とぶつかるのではなく、くびれ部の手前で後円部へ向けて開きはじめることである。南側くびれ部はわかりやすいが、北側も本来ならば13トレンチよりも東側にあるはずのくびれ部がだいぶ西側にきてしまっている。こうした情報を含めて第1段テラス上の円筒埴輪列の平面プランを復元したのが第32図である (図には補助的に第1段テラス上円筒埴輪列の復元円周を破線で示してある)。これによれば、第1段テラス上の円筒埴輪列は総延長約530mとなる。また、出土状況からみて円筒埴輪1

第1表 各トレンチ出土円筒埴輪列の個体数

トレンチ名	1	2	3東	4-1	4-2	4-3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
出土個体数	4	0	8	4	3	6	3	7	3	3	5	5	2	5	8	5	2

個体に要する間隔はおおよそ38～42cmであるので、40cmとして計算すると第1段テラス上には約1325本の円筒埴輪・朝顔形埴輪が樹立されていたものと推測される。このことからすると、今回の調査で確認した第1段テラス上の73個体の埴輪は約6%にしか相当せず、どこまで全体を反映しているのかは不明といわざるをえないが、こうした作業を各古墳でおこなっていくことによってより確かな状況があきらかになっていくものと思いたい。今回の調査や報告がそうした一つの材料となれば幸いである。(加藤)

(2) 墳丘第1段テラス面の構造について

今回の調査において、平面的には墳丘にはほぼ満遍なくトレンチを設定した。ただし、第1段斜面はほとんど失われていたことや、トレンチの長さ自体は必ずしも長くはないため、第2段斜面より上の情報もない。ここでは、第1段テラス面という極めて限定的ではあるが、調査によって得られた情報をもとに、本参考地の墳丘構造の一端についてまとめておきたい。

設定した17箇所のトレンチのうち、墳丘主軸など主要箇所の特レンチでは断ち割りを行い、埴輪列の樹立方法やテラス面の整地状況などを観察した。断ち割りを入れたトレンチは、第1、3、9、12、14トレンチである。その他、状況に応じて部分的に断ち割りを行った(第4-1～3、10トレンチ)。

埴輪列 既に述べているように、本参考地の埴輪列は樹立にあたって基本的に掘方を設定せずに、テラス面を最終的に整地する段階で設置しているため、工程上はテラス面の整地と埴輪の樹立が、ほぼ一体のものといえる。埴輪の樹立にあたって、埴輪のみを押さえるための土層(Va)が、第1、4-3、10、14トレンチなどで確認されており、その場合は埴輪に向かって盛り上がる特徴がある。しかし、多くは土層の区別が難しいこともあるが、特別に埴輪のみを先に押さえるようなことは少なく、整地作業と並行していたと理解することができる。

なお、第13トレンチでは掘方が認められ、先述のとおり排水溝との関係での理解が可能である。第15トレンチにも掘方状に浅く掘り窪めた状況が認められたが、テラス面から掘り込まれたものではないため、掘方ではないといえる。大形の墳丘内では、排水溝の設置や第6、12トレンチで見られたような石敷遺構の存在など、まだ明らかになっていない部分が多い。墳丘各所で何かしら基本の工程と前後するような状況が起り得る可能性は高いと推測したい。

葺石 葺石は非常に小ぶりの石が使用され、裾に基底石をもたない特徴がある。当初は、基底石が使用されているという考えをもって調査を進めていたため、基底石を追って掘り下げを進めていた。その結果、石の密度は次第にまばらになるものの、それなりに検出できるが、その一方でそのレベルが明らかにテラス面の下にくるといった状況が生じた。そのような状況と断ち割りによる土層断面の検討から、テラス面と墳丘斜面が完成してから葺石の施工が始まったのではなく、テラス面の整地層の中に一部葺石を埋めるような形で作業が進んだと想定される。テラス面が完成するまでは、葺石の裾のラインは整然としておらず、最終的な整地がなされることで、見た目が整えられたと考えられる。つまり、基底石が斜面の葺石を支えるのではなく、テラス面自体が支える構造になっていると理解される。

このような施工方法を採る限りにおいては、特別に大形の石を用いて、基底石を並べる必要がなかったといえる。基底石に使えるような石が十分に入手できなかったために、このような施工方法を採用したとも考えられるが、想像の域を出ない。埴輪の樹立も並行して行われていたと考えられるため、理由を葺石のみで考えることはできない。今後の類例の増加を待ちたい。

テラス面の土層 断ち割りは、基本的に埴輪列の底面を目安に行ったため、墳丘盛土を十分にとらえたものとはいえないが、テラス面を形成する土層として、一部を除き2層程度を確認している。そのうちテラス

上面となる最上層（Vc）には、多くのトレンチで化粧土といえるような緻密な砂質土が使われており、意図的に用いられたと考えられる。これをトレンチ別に見てみると、まずトレンチによっては、化粧土とはいえない難い墳丘盛土そのものの場合もあり、必ずしも一律に用いられたわけではないようである。その中で、後円部～くびれ部にかけては、すべてのトレンチで確認できる。さらによく観察すると、化粧土といっても、礫などをほとんど含まない極めて緻密な砂質土と、礫を含むやや粗い砂質土の2者が認められ、前者は後円部～くびれ部で、後者は前方部の各トレンチで検出される傾向が認められた。

テラス面と埴輪列基底レベルの関係 この点については、各トレンチの調査所見において数値を挙げておいた。まとめておくと、テラス面検出レベルは、後円部のトレンチではおおむね標高 22.3m 前後で、くびれ部では 22.5 m でわずかに高まる。前方部側面においては、後円部寄りの第 5、12 トレンチで標高 22.7 m 前後で、前方部正面寄りとなる第 7、11 トレンチでは標高 23.5 m 前後となる。前方部正面に移ると前方部側面寄りの第 8、10 トレンチで標高 24～24.4 m ほどになる。墳丘中軸線上に設定した第 9 トレンチでは標高 23.2 m ほどである。

数値をたどればわかるように、後円部第 1 段テラス面は全体を通しておおむね水平といえよう。そしてくびれ部付近から前方部側面は非常に緩やかな斜面となり、徐々に高さを増していく。最終的に前方部正面でも端部に近いあたり（第 8、10 トレンチ）がもっとも高くなっていると考えられ、後円部テラス面との比高は約 2 m となる。これは、第 2 図に示した測量図でも読み取れ、大量の盛土があるものの、おおむね本来の地形を反映している。一方、高まった前方部正面において、墳丘の中軸線上に設けた第 9 トレンチにおいてのみ検出面が下がるということは、墳丘の立面構造を考える上では興味深く、注意すべき所見といえよう。

また、テラス面と埴輪列基底レベルの関係については、細かい数値は各トレンチの調査所見に譲るとして、後円部～くびれ部ではテラス検出面から埴輪列基底面までが深く、前方部では浅くなっている傾向を読み取ることができる。

以上、幾つかの項目を掲げて整理してきたが、簡単にまとめておきたい。

通常、テラス面や墳丘斜面が完成してから葺石の施工や埴輪の樹立が行われれば、基底石の存在や掘方の設定が伴ってくると考えられるが、本参考地の場合は一部を除き、その両者が存在しない。その理由についてここで明確な答えを示すことはできないが、大形墳丘の築造方法における多様性の一端を示すものといえよう。

また、もう少し細かい点に目を向けると、葺石を除く項目について一定の傾向を指摘できそうである。つまり、後円部～くびれ部にかけては、テラス面から埴輪列基底面までが深く、かつ化粧土の検出頻度が高い。さらに化粧土はより緻密なものが使われている。一方、前方部では、テラス面から埴輪列基底面までが浅く、かつ化粧土の検出頻度が低くなり、礫などを含むやや粗いものが目立ってくる。基本的な工程は同じだが、くびれ部付近を境にして、後円部と前方部では細かい点において、築造の様相が異なる可能性があることを示しているかもしれない。

ただし、これはあくまでごく一部の面積での調査結果であり、前方部の第 1 段テラス面は傾斜しているため、後円部のテラス面に比べて、化粧土など墳丘盛土が流出しやすい状況にあると考えられる。このため、化粧土の検出状況やテラス面そのものの検出レベルが影響を受けている可能性も否定できない。後円部と前方部に見られた違いが、築造時の状態をそのまま反映しているとは言い切れないので、この点については注意が必要であろう。

（清喜）

（3） 墳丘の改変時期について

今回の調査結果から、本参考地が現状の形状に改変された時期についてまとめておきたい。改めていうまでもないが、各トレンチにはⅡ層とした浚渫土が厚く堆積している。この浚渫土は墳丘の全周にわたっており、また現在の墳丘裾端部から 5～6 m ほどの範囲で積み上げられていることがわかる。第 2 図を見てもわかるように、現状の第 1 段テラスにはところどころ土まんじゅう状に高まりがあることがわかり、この部分は現状でも灰色の浚渫土を表面に観察することができる。このことは浚渫する際に、順番に位置を変えなが

ら土を下から積み上げていった痕跡であろうと考えている。

また、南側くびれ部周辺においては、すなわち第4・6トレンチを設定したあたりでは浚渫土の堆積は少なく、奥まった部分にはあまり浚渫土を積み上げなかったことがわかる。そして第6トレンチでは囲形埴輪がほぼ原位置を保って出土したことから、この部分は浚渫工事に伴う墳丘の削平を受けていないと判断できる。その一方で、第5トレンチの土層断面を見てもわかるように、造出の上には多量の浚渫土が堆積している様子が窺える。これは単純なことであり、墳丘の奥まった場所には積み上げる作業が難しかったと考えられ、一方、最も濠側へ張り出している造出の上に多量に浚渫土を積み上げた結果であろう。

そして囲形埴輪の直上には、瓦器碗の破片を多く含む墳丘崩落土と旧表土が堆積している。すなわち本参考地が築造されてから13世紀代までは、墳丘がよく残っており大きな崩壊、改変がなかったことが窺える。

そして現状のように大きく浚渫土が盛り上げられ、おそらく同時に墳丘裾が削られた時期としては18世紀後半代であると考えられる。現状のように墳丘裾が垂直に近い状況を示すことは濠水の浸食による結果だけではなく、人為的にほぼ垂直に近い状態にカットされた結果であり、その目的は貯水能力を上げるためであったと考えてよい。現在は埋め立てられて住宅が建設されているが、大正15年に測量された陵墓地形図では後円部北側の濠は、三角形に大きく突出していたことがわかる。この濠の拡大が浚渫時期と同時であるか否かについては判断する材料がないが、濠を大きくし、水を多く貯めることを目的としていたことはまちがいない。このように墳丘裾を削り、さらには浚渫土を盛り上げた陵墓としては、平成13年度に調査をおこなった古市古墳群内の白鳥陵でも同様の土層を示していた⁽¹²⁾。白鳥陵の場合は、浚渫土内から14世紀頃と思われる土器が出土したことから、本参考地と時期は大きく異なるものの、貯水能力を上げることを目的として陵墓の改変をおこなうことはしばしば見られたことであろうと考えられる。

本参考地付近における新田開発としては、一般に「夕雲開」と称される、寛永年間(17世紀初頭)に、堺代官高西夕雲と筒井庄(正)右衛門によってなされたものがよく知られている⁽¹³⁾。今回浚渫土から出土した遺物は、同じ江戸時代にあって18世紀後半以降を示すものばかりであり、本参考地の濠を拡大した時期と「夕雲開」は直接の関係はなさそうである。「夕雲開」をめぐることは、文献史料を中心として今後とも検討されていくことと思われるが、今回の調査で明らかになった本参考地の濠の拡大時期についても、当該地域における開発の歴史を考えていく上で重要な資料となるものと考えられる。(徳田)

まとめ

工法 本参考地の整備工事の工法としては、次の2点に留意して計画している。第1点としてはこれ以上の墳丘端部の崩壊を防ぐことと、併せて露出していた埴輪列が崩落しないようにすることである。第2点としては掘削を伴わず、当庁の敷地内において完結する工法を選択するものである。

以上のことから境界線内側に布団かご(もしくは蛇かご)を置き、必要であれば松丸太杭を打ち込んでこれらの布団かご、あるいは蛇かごが動かないように固定するものである。そしてこの布団かご等を起点とし、吸出防止材を敷いた上に遺構保護材(良質土)により現状の崖面を保護することとする。そしてこの保護材を盛り上げる勾配を1:1.5とし、その上に植生土嚢を積み上げて、保護材の流出を防ぐものとする。

なお、布団かご等に用いる石材は当参考地の葦石に使用されていない石材とすることとし、現在は花崗岩を使用することを中心として検討している。

平成21年度中には工法を決定し、平成22年度陵墓管理委員会議に諮ったのち工事を実施することとしたい。工事の実施に伴う立会調査の結果と、最終的な工法についてはいずれ本誌において報告する予定である。

調査成果 墳丘第1段斜面～テラス面付近の墳丘各所に17箇所のトレンチを設定して調査を行った。

遺構として埴輪列、葦石を検出した。埴輪列は円筒埴輪3本に1本の割合で朝顔形埴輪が樹立される配列となっていたと考えられる。樹立にあたっては、一部を除き掘方のないことが確認された。また、造出周辺のトレンチからは、多くの形象埴輪が出土している。葦石は明確な基底石をもたず、裾はテラス面の整地層内に埋まっている。大半は拳大を中心とする小形の石が使用されている。このことから、埴輪列・葦石とも

に墳丘築造、特にテラス面を形成する工程に並行して設置作業が進められたと考えられる。

遺物は、古墳時代の遺物として埴輪（円筒・朝顔形・家形・囀形・甲冑形・蓋形など）が大半を占める。その他、土師器・須恵器・土製品なども認められる。埴輪については、第1段テラス面の各所から出土しているが、出土位置も判明していることから、巨大な墳丘に樹立された埴輪の全体像を考える上で、参考となる材料が多少なりとも得られたと考える。古墳時代以外の遺物としては、中近世遺物がある。時期としては、鎌倉期と江戸期の2時期に収斂している。特に江戸期は、テラス面に厚く堆積した浚渫土中に陶磁器類が含まれており、墳丘や濠の改変時期を示すと考えられる。（徳田・清喜・加藤）

註

(1) 堺市教育委員会『堺市文化財調査概要報告』第44冊、1994年。

(2) 森浩一・宮川徭『堺市百舌鳥赤畑町 カトンボ山古墳の研究』古代学叢刊第1冊、古代学研究会、1953年。

(3) これについては前稿での指摘を修正しておく。

加藤一郎「大山古墳の円筒埴輪—竈窯焼成導入以後における百舌鳥古墳群の円筒埴輪—」『近畿地方における大型古墳群の基礎的研究』平成17～19年度科学研究費補助金〔基盤研究(A)〕研究成果報告書、研究代表者：白石太一郎、奈良大学文学部文化財学科、2008年。

(4) 前掲註(3)書の図193の4および図194。

(5) 藤井幸司「円筒埴輪製作技術の復原的研究—竈窯焼成導入以降を中心に—」『埴輪—円筒埴輪製作技法の観察・認識・分析—』第52回埋蔵文化財研究集会実行委員会、2003年。

本参考地の円筒埴輪は、藤井幸司氏による成形技法の分類ではAa i群に該当する。ただし、1、5、6にみられるような第4段におけるB種ヨコハケのハケメパターンの天地逆転を理解するには、藤井氏の想定している「2次調整単位」について検討の余地があるかもしれない。また、19などは「2次調整単位」が3回ある。

(6) 前掲註(3)書の図207の33。

(7) なお、本参考地の埴輪を焼成したと目される百舌鳥梅町窯あるいは高田下遺跡出土の埴輪も観察したが、ハケメパターンを本参考地と共有するものはみだせなかったことも付記しておく。

(8) 先入観から第1段までしか埋めていないであろうと当初は考えていたので、円筒埴輪の取上げにかなり手間取ることもあった。なお、49などの観察から第1段テラス上の円筒埴輪は第4段以上に赤色顔料がほどこされたようであり、第3段まで埋めることを念頭に置いて製作されていたと考えられなくもない。また、造出上面では67が第2段まで埋めることを想定して製作された可能性がある。そう考えれば、第1段テラス上と造出上面の円筒埴輪で、下段の透孔の位置が第3段と第2段と異なっていることも理解できるかもしれない。

(9) 焼成には窯詰めと窯出しがあるので実際の移動はもっと多かったものと思われる。

(10) 同じ製作者によるものと考えられる20～22のうち21、22は4-3トレンチから出土しており、どちらも肥前焼と見間違えような特徴的な仕上がりとなっていることを指摘しておく。また、隣接する4-1トレンチから出土した20もそれに近い仕上がりとなっている。

(11) ただし、第1段テラス上での分析結果が本参考地の埴輪全体に普遍化できるかどうかについては注意を要する。

(12) 陵墓調査室「白鳥陵墳丘裾護岸その他工事区域の調査」『書陵部紀要』第54号、宮内庁書陵部、2003年。

(13) 豊田小八郎輯『泉北史蹟志料』上巻、1923年。



第4-2・3トレンチ付近全景（南から 手前の葺石は堺市教育委員会の調査区）



圀形埴輪 (112)・家形埴輪 (113)



円筒埴輪集合



1 第1トレンチ
葺石（東から）



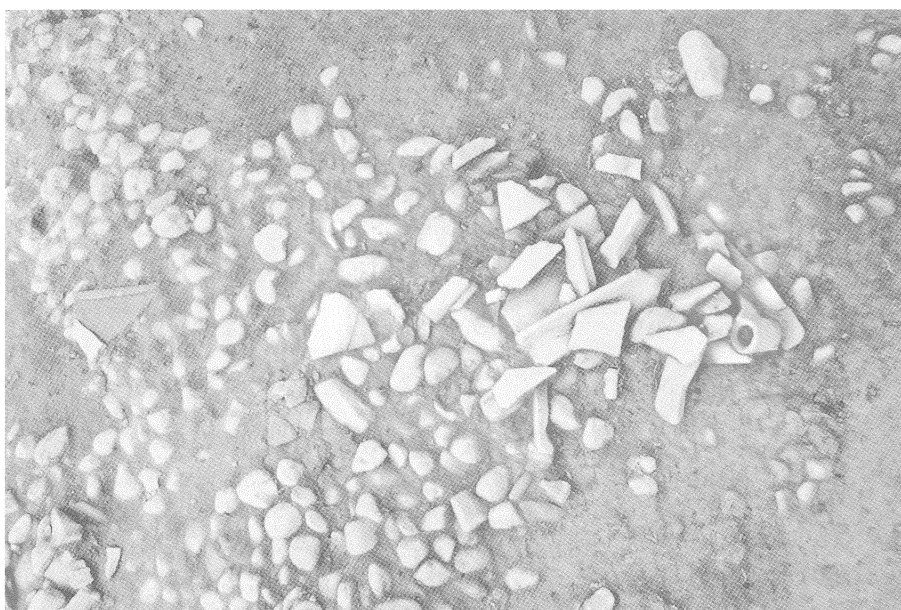
2 第4-3トレンチ
埴輪列（南から）



3 第5トレンチ造出
埴輪列（北西から）



1 第5トレンチ
造出遺物集中箇所
(北から)



2 第6トレンチ
家形埴輪・圀形埴輪
輸出土状況(1)(東
から)



3 第6トレンチ
家形埴輪・圀形埴輪
輸出土状況(2)(東
から)



1 第6トレンチ
石敷遺構と埴輪列
(南から)



2 第8トレンチ
土坑 (西から)



3 第12トレンチ
石敷遺構(北から)



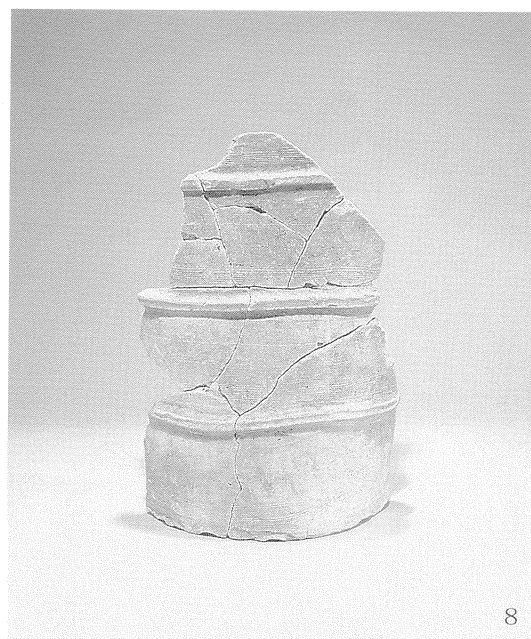
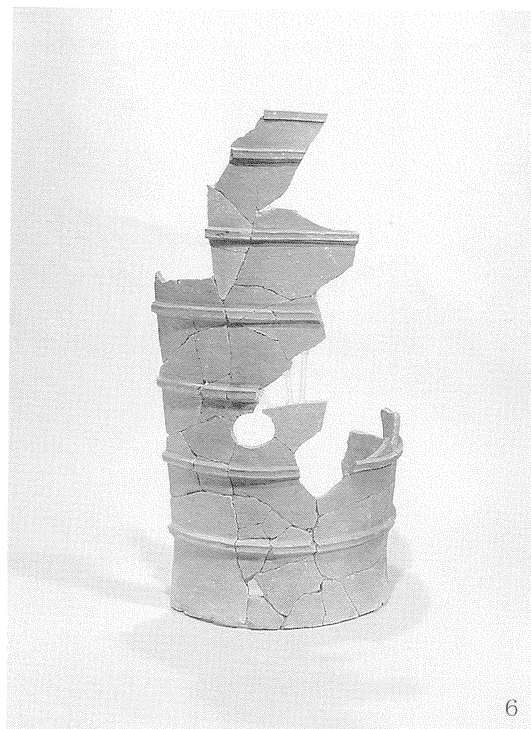
1 第13トレンチ
西壁

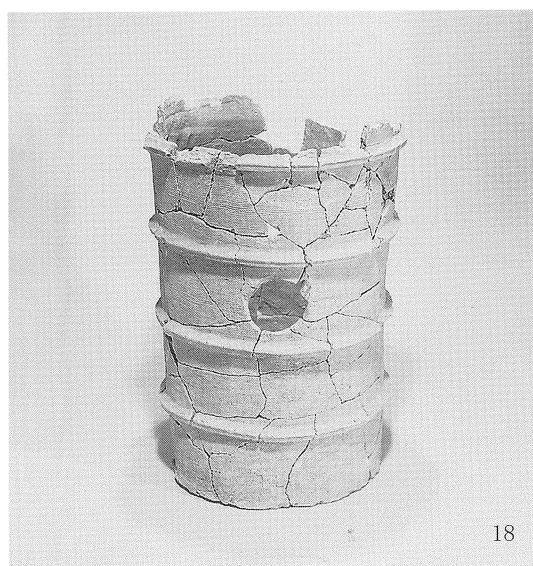
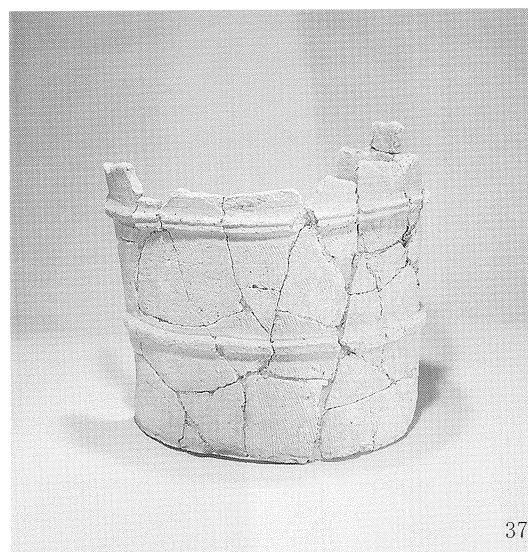


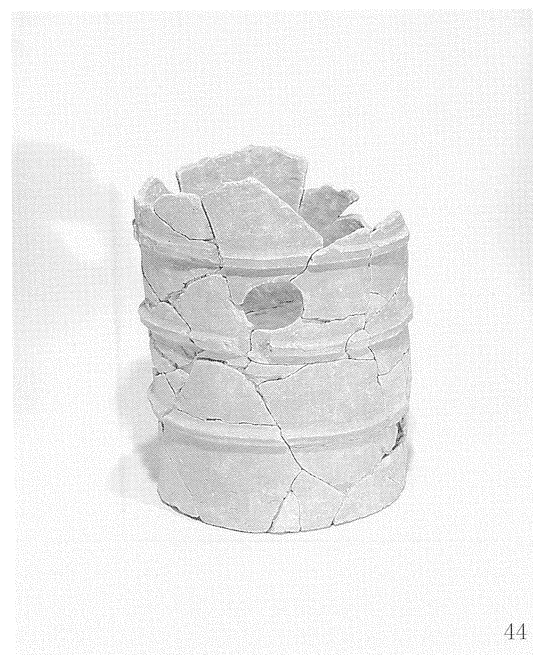
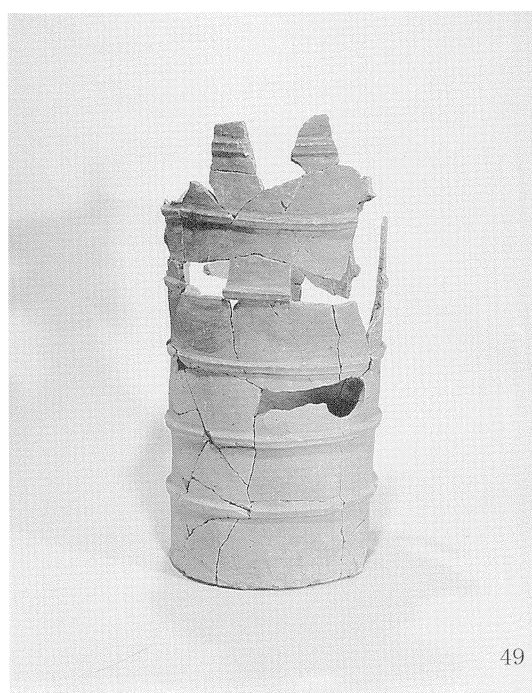
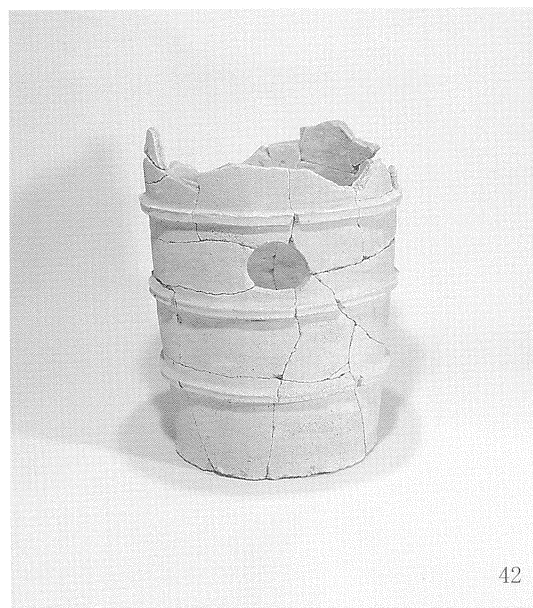
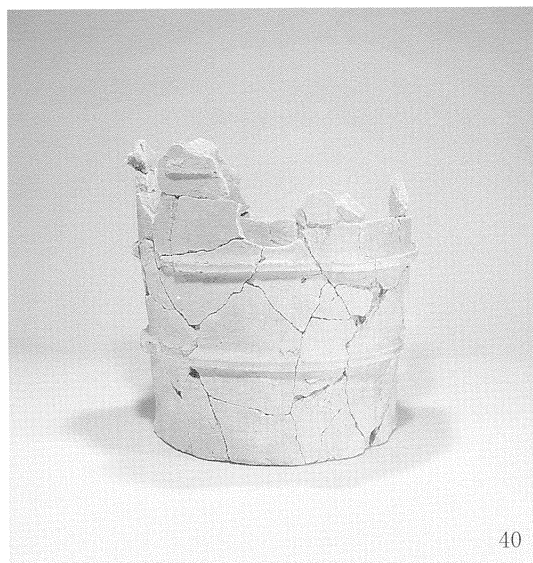
2 第13トレンチ
(北から)



3 第13トレンチ
(西から)

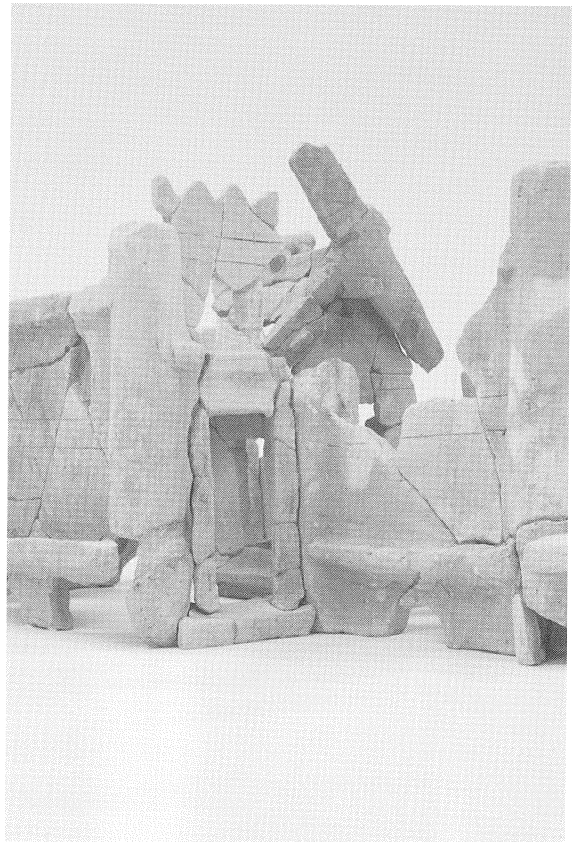








112 の出入口



112 と 113



113